

状態の影響によるものとなし、米人の旺盛なる個人主義及び米國市場の廣大なるに歸し、マーシャル氏は米人の株式組織の採用を努めたるにありとし、リーフマン氏は單に米國に於ける急速の發展の結果なりとなせり、而て千九百年の同國々勢調査によれば米國に「トラスト」を見たるは其新國たるが爲め歐洲諸國の如く産業上に於ける習慣傳説の存在なく、從て嶄新なる方法を採用すること容易なりしに由るとなし、米人が成る可く奇抜なる方法によりて大事業を成就せんとせし爲めなりと言へり。更にグルンツェル氏は米國に於ける「プールの撲滅策及び其新開國たる事を以て「トラスト」を發生せしめたる理由となし、歐洲諸國に於て「カルテル」の進化せざるは舊國たるの結果國民は自然保守的にして用意周到、而かも社名商號等を尊び獨立拋棄の犠牲を欲せざるに依ると論じたり。

由是觀之、其原因の果して那邊に存するやに就ては多少疑なき能はずと雖も、最後の二説を以て最も其當を得たるものなりとす。即ち其舊國たると、新國たるとは國民の思想に多大の影響を及し、延ひて斯かる相違を實現せしめたるものにして、尙其國産業の状態、國家監督の方針が直接之れと關聯せるや論を俟たずと信ず

るもの也。然れども或學者の言ふ如く「プール」禁止法(國家干渉)を以て唯一の原因となすものに非ず、何となれば「トラスト」は「カルテル」と異り副産物の收得、生産費の節減等特殊の目的をも有するを以て早晚發生すべき特殊の經營組織假令固有の「トラスト」の形式によらずとするも「フエージョン」の形式はとりしならんればなり。即ち禁止法は「トラスト」を生みしには非ずして、單に其發生を早めしのみ。又グルンツェル氏の如く舊國たるが故に「カルテル」は一つも「トラスト」に變ぜずとなすものに非ず、何となれば、是れ英國に於ける「Thread Trust」の「カルテル」より發達せし歴史を無視せるの説なれば也(Macgregor; Industrial Combination, P. 150)。唯余輩は舊國たるが故に絶對に「トラスト」に變化せずと云ふに非ず、概して其進化するもの少しと云ふに過ぎざるなり。又新國たるが故にのみ進化すと云ふに非ず、國家の干渉方針の如何、企業の種類、産業の状態等と直接關係あることを是認するものなり。

要之、以上述ぶる處により「カルテル」は「トラスト」に進化するの傾向を有するも必ずしも「トラスト」に變ずるものと限らず、又「トラスト」は舊時に於てはいざ知らず、近

時に於ては必ずしも「カルテル」の階段を経るものに非ずと言ふを得可きなり。

本邦企業者聯合及合同 上卷終

本邦企業者聯合及合同 下卷

本邦企業者聯合及合同 下卷

目次

緒言

第一編 本邦に於ける企業者聯合及合同の一般的觀察……………一八一

第一章 發生原因……………一八一

第一 思想の變遷……………一八一

第二 産業の發達……………一八三

第三 自由競争……………一八六

第四 日清日露の戰役に因る經濟界の劇變……………一八七

第二章 種類及組織……………一九〇

第一 「カルテル」の種類及組織……………一九〇

第二 「トラスト」の種類及組織……………一九六

第三章 影響……………一九七

第一 當該産業に及ぼしたる影響……………一九八

第二 市價に及ぼしたる影響……………二〇三

第三 「ダンピング」との関係……………二〇六

第四 社會組織に及ぼせる影響……………二〇九

**第二編 本邦に於ける企業者聯合及合同の特殊
的觀察**……………二一一

第一章 石油業……………二一一

第一節 石油業の沿革……………二一一

第二節 石油會社の合併……………二二一

第一 寶田石油會社を中心とする合併……………二二一

第二 日本石油會社に關係せる合併……………二三五

第三節 國油共同販賣所……………二四八

第四節 内外石油「カルテル」……………二五五

第一 「カルテル」成立前に於ける本邦石油界の狀勢……………二五五

第二 「カルテル」の起因……………二五九

第三 「カルテル」の内容……………二六二

第四 「カルテル」の影響……………二六七

第五 「カルテル」の崩壞……………二七〇

第六 「カルテル」崩壞後の狀勢……………二七二

第五節 結論……………二七六

第二章 無煙炭販賣「カルテル」……………二八〇

第一節 茨城無煙炭の概要……………二八〇

第二節 共同販賣所……………二八一

第三章 製粉業……………二八九

第一節 製粉業の沿革……………二八九

 第一 日露戦争前の状態……………二八九

 第二 日露戦争後の状態……………二九四

第二節 新會社の勃興と其原因……………二九七

 第一 新會社の勃興……………二九七

 第二 勃興原因……………二九九

第三節 製粉會社の合併……………三〇二

 第一 合併の原因……………三〇二

 第二 會社の合併……………三〇五

第四節 生産制限「カルテル」……………三一四

 第一 發生原因……………三一五

 第二 「カルテル」の内容……………三一六

 第三 「カルテル」の影響……………三一八

第五節 製粉業の將來……………三二一

第四章

製糖業(臺灣粗糖「カルテル」)

第一 機械粉の發展及企業者數の減少……………三二一

第二 輸出戻税と對外關係……………三二三

第一節 臺灣糖業の保護……………三二六

 第一 臺灣糖業及保護の沿革……………三二六

 第二 砂糖農業の保護……………三二八

 第三 砂糖工業の保護……………三二九

 第四 直接補助の金額……………三三一

 第五 關 税……………三三二

 第六 保護の結果及保護政策に對する世論……………三三四

第二節 臺灣粗糖「カルテル」……………三四五

 第一 起 因……………三四五

 第二 精粗兩糖の協定……………三四六

 第三 臺灣糖業聯合會……………三五二

第三章 臺灣粗糖「カルテル」の現状附糖商「カルテル」……………三五五

第五章 麥酒業 (三會社の合同)……………三六二

第一節 合同以前の麥酒業……………三六二

第一 札幌麥酒株式會社……………三六二

第二 日本麥酒株式會社……………三六六

第三 大阪麥酒株式會社……………三六七

第二節 麥酒業合同の起因及成立事情……………三六九

第一 起因……………三六九

第二 成立事情……………三七一

第三節 合同の條件……………三七四

第四節 合同の影響……………三八三

第一 會社に及ぼせる影響……………三八三

第二 市場に及ぼせる影響……………三八五

第五節 結論……………三八六

第六章 鐵道用品注文割當「カルテル」

第一節 鐵道用品製造會社の沿革……………三八八

第二節 注文割當「カルテル」……………三九〇

第三節 「カルテル」の結果及其崩壞……………三九四

第七章 製紙業 (板紙及新聞用紙販賣「カルテル」)

第一節 製紙業の沿革……………三九七

第二節 板紙販賣「カルテル」……………四〇三

第一 日本板紙販賣合資會社……………四〇三

第二 日本洋紙合資會社……………四〇六

第三 株式會社日本板紙共同販賣所……………四〇九

第三節 新聞用紙販賣「カルテル」……………四二一

第四節 結論……………四二九

第八章 紡績業 (明治四十三年以後の經過)

第一節 輸出獎勵及生産制限……………四三二

目次終

本邦企業者聯合及合同 下卷

商學士 垣内 幸太郎 著

緒言

經濟界近時の發展は、實に十九世紀に於ける産業革命の賜物なり。而して産業革命の眞髓は則ち産業自由の制度にして、國家干渉時代に行はれたる種々なる特權を打破し、之に更ふるに自由競争を以てせるものなり。自由競争の結果は則ち適者の生存繁榮を促がし、以て産業の進歩發展を來たせり。實に十九世紀以降、文明國に於ける工業は全く其態様を變化し、手工業漸く衰微して工場制工業之に代り技術の特化益細微となり、經營の合成愈擴大となり、生産の増加、資本の集中等其發展著しく、今尙駁々乎として進歩の道程にあり。而して斯の如く産業自由の結果として發達せる現時の經濟組織は亦産業自由の餘弊として幾多の新現象を惹

起し、幾多の新問題を發生せしめたり。今其重なるものを擧げんに労働者問題其一にして「カルテル」「トラスト」の現象其二なり。前者は則ち工場制工業の發達に依りて生じたる労働者階級と資本家階級との關係にして、後者は則ち自由競争の餘弊に苦しめられて發生せる企業家の聯合及企業の合同なり。此兩者は其社會に及ぼせる影響頗る大にして而かも其根蒂たるや至つて深く決して一時の流行物にあらず、將來益重大なる關係を生ずるや明なり。而して吾人の將に研究せんと欲する所は後者に屬し、本邦に於ける企業家の聯合及び企業の合同の一端を論ぜんとするものなり。

第一編 本邦に於ける企業者聯合及合同の 一般的觀察

第一章 發生原因

本邦に於いて「カルテル」及「トラスト」を發生せしめたる一般的原因は抑も如何。曰く思想の變遷其一なり。産業の發達其二なり。自由競争其三なり。日清、日露の大役に因る經濟界の劇變其四なり。而して其發生をして容易ならしめたるは漸次高率に進み來りし保護的關稅其一なり。政府當局の方針其二なり。以下順を追ふて之を説明せん。

第一 思想の變遷

「カルテル」及「トラスト」の發生は産業自由の制度を以て其前提となし、産業自由の制度は思想の自由を以て其真髓となす。而して本邦に於いて「カルテル」及「トラス

トを發生せしめたる根本的原因是に實に維新以後に於ける思想の變遷に在り。即ち保守的思想全く打破せられて進歩的思想之に更り壓迫に苦しむたる思想漸く解放せられて自由を認められたるに在り。

抑も徳川幕府は其治世の根本政策として保守主義を採用し、自家の權勢を維持せんが爲めに専ら個人性の發展を抑へ以て、現存事物の絶對的確定不動を要求し、武を壓へて文を興し、階級を設けて社會の變動を防ぎ、各人をして皆自己の現狀に満足せしむるの政策をとれり。而して此の政策は戰亂の餘弊に疲かれたる當時の社會に適合して全く其目的を達し、遂に三百年の永きに亘る平和を確保し得るに至れり。然れども永きに亘る平和は社會制度の沈滞を來たし、因つて以て諸種の弊害を發生せしめ、遂に改革の必要を感ずるに至らしめたり。而して、内、改革の氣運漸く旺なるの時、外、列強の刺戟頻りに臻り遂に顯はれて明治維新の大業となれり。於茲乎、自由思想頓に勃興し政府又此の機を利用して専ら開國進取の政策を採用せしかば世は滔々として自由主義の發展となり、政治上に於ては自由民權の論盛となり、法律上に於ては家族の共同擔保の義務廢止せられ、契約の自由並に

職業の自由認められ、五人組の制度及組合の制度全く廢滅し終れり。是れ即ち産業自由時代の發現にして、カルテル、トラスト、發生の遠因をなすものと謂ふべし。

第二 産業の發達

維新後に於て其發展の一道程として現はれたる本邦社會の變遷は實に歐化主義の流行なり。當時、歐米の文物漸く邦人の眼に映ずるや、所謂世の先覺者なるもの皆之に心酔し其是非善惡を識別し其長短を判斷するの能力を缺き歐米の文物制度と聞けば、總て之を卓越せるものなりと思惟し、直に採つて以て之を範となし、政府當局も亦或は國運の開發に資するが爲め、或は條約改正を容易ならしめんが爲め、頻りに歐化政策を採用せしかば世は靡然として歐化主義に心酔するに至りぬ。

經濟的方面も亦上記の班に漏れず、郵便、電信、汽車、汽船の如き交通機關を始めとし、金融、保險、取引所等皆範を歐米に求め、製造工業の如きも工場制工業の移植となり、新式工業起りて大量生産の端を開く等、世を舉りて歐米の制度を謳歌し、其輸入

及模倣に日も維れ足らざるの状態なりき。然れども、初期に於ては邦人未だ新式企業の經營に慣れず、角兔不如意の歎を免れざりしが、日子の経過と共に漸く經驗を積み明治二十五年の頃に至り、稍發達の曙光を認め、日清戰役の後に於ては經濟界各方面に對し長足の進歩を見るに至り、漸く「カルテル」及「トラスト」の萌芽を發生せしめたり。

然らば何が故に經濟界の發達は「カルテル」及「トラスト」を發生せしめしや。吾人は今之を二箇の方面より研究せんと欲す。一は則ち一般的商業機關の發達にして二は則ち各個企業の特質是なり。交通、金融、保險、取引所等一般的商業機關の發達は市場をして擴大ならしめ、取引をして簡易迅速ならしむ。其結果として取引高巨額に達し、市場の通觀愈困難となり、生産者は單に市價の高低に依りて支配せられ、且つ自由競争の結果は好景氣に際して無謀の擴張を行ひ、因つて需要供給の均衡を破り、甚だしきは恐慌を來たすに至る。斯の如きは企業者の最も危険となす所にして、「カルテル」又は「トラスト」の發生は、即ち此の危険を救済し、若くは之を未然に防がんとするに外ならざるなり。次に「カルテル」又は「トラスト」を發生したる

新式企業を通觀するに其特質自ら他と異なるものあり。乃ち左に其要點を擧げんに。

(一)巨額の固定資本を有し大經營に適し、且つ其生産大量なること。己に巨額の固定資本を有するが故に一度不況に遭遇せんか事業の縮少甚だ困難にして、市場の狀況に應じて伸縮するの彈力極めて少なく、其苦痛頗る大なるものあり。而かも生産の多量は益物價の下落を惹起せしめ、競争は遂に其極に達して自殺的となる。是れ其性質上已むを得ざるに出づるものにして窮餘一轉遂に「カルテル」を作り、又「トラスト」となる所以なり。

(二)同種企業の間、於て生産方法、生産品の種類及生産條件等の同等若しくは類似せること。生産方法、生産品、生産條件の同等若しくは類似せる性質を有するが故に、共通の點頗る多く従つて競争又激烈となるの傾向を有す。然れども斯る企業は互に利害の一致を有すること多く、或は生産制限の如き、或は價格の協定の如き、更に進んでは合同して遂に單一企業となるが如き、「カルテル」「トラスト」的運動を採り易き所以なり。而して類似の點多き粗製品又は半製品の製造業に多くして

共通の點少なき精製品の製造業に少なきは此間の消息を傳ふるものと謂ふべし。
(三)企業者數の少なきこと。企業の性質上、大規模經營に適するが故に資力及人材の必要大にして従つて其發生容易ならず、自然少數に限らるゝものなり。而して企業者の數少なき時は協議自ら纏り易く成立後に於ても常に一致の態度を確保し其繼續を確實ならしむるものなり。

(四)企業者の經濟的洞察力大なること。各企業者が常に大局に着眼して、目前の小利に惑はず、感情に趨らず、よく將來の趨勢を洞察して區々たる利益を犠牲に供するに非ずんば到底「カルテル」「トラスト」の成立を見る能はざるなり。而して歐米より移植したる新式事業を經營せる企業者と雖も常に必ずしも經濟的洞察力大なるものにあらずれども、事業の性質上新智識を必要とし且つ其經營上有爲なる人材を必要とする點に於いて在來の小企業と異なる特質を有す。

第三 自由競争

自由競争は實に産業自由時代の眞髓にして、産業をして今日の發展を致さしめ

たるの動力なり。即ち自由競争は思想の自由及營業の自由を其根本條件となし、全く古來の因襲に囚はれず、總て人爲的特權に左右せられず飽く迄も不羈獨立にして人各、好む所に向つて發展し自由なる競争をなすの謂にして其結果として適者益榮へ不適者愈衰へ依つて以て社會の發達をなさしむるものなり。然れども競争更に進んで其度を越ゆるや茲に漸く其弊害を生ずるに至る。例へば需要供給の不調和を來たして市場を攪亂するが如き、競争激烈なるが爲めに廣告其他に莫大の經費を浪費するが如き、市價の下落に苦しみて品質を粗惡ならしむるが如き、不正競争をなして社會を腐敗せしむるが如き、其著しきものにして一般社會に不良なる結果を及ぼすこと尠からず、殊に企業者の受くる苦痛に至りては最も甚しく、遂に其競争に堪え得ずして「カルテル」「トラスト」を作り因つて其弊害を除去せんと欲するものなり。本邦に發生せるものは殆ど總ての場合に於て自由競争の結果たるを見る。

第四 日清、日露の戦役に因る經濟界の劇變

日清及日露の兩役は實に本邦社會發展上一時期を劃するものにして其影響頗る著しきものあり。經濟界も亦一大變動を惹起し事業の進歩を來たすと共に其興廢も亦甚しかりき。而して事業の性質により、戦時、非常なる需要起り、其結果擴張を行ひ、戦後需要の減退となりて、市價暴落し企業者困難に陥り茲に其救済策として「カルテル」又は「トラスト」を發生せるものと、戦後の好況につれて勃興或は擴張し、其後反動的な不況に遭遇して發生せるものとの二種あり。其時期に於て異なり、其性質に於て相同じからずと雖も、戦役の影響なるの一點に於ては其揆を一にす。前者は板紙及新聞用紙兩「カルテル」の如き、後者は製粉紡績兩「カルテル」の如き其著しき例證なり。

次に其發生をして容易ならしめたるは(一)高率の保護關稅にして殆んど總ての産業、其恩典に浴せざるものなく、從つて其檣壁内自ら外國競争者の侵入を免れ、内に「カルテル」的運動を企て易き所以なり。(二)尙、政府當局の方針、常に「カルテル」「トラスト」の成立を禁遏せざるのみならず、寧ろ獎勵助長するが如き態度なりしは其發生に大なる力を與へたるものと謂ふべし。麥酒業合同に關する清浦農相の如き、

石油「カルテル」に對する後藤鐵道院總裁の如き、運賃の關係、臺灣糖業者「カルテル」に於ける臺灣總督府の方針の如き、陰に其成立を助けつゝありしは明かなる事實なり。

以上は發生原因の大略にして斯かる原因によりて起りたる「カルテル」「トラスト」は如何なる種類及組織に於て表はれたるか、請ふ章を更へて之を説かん。

第二章 種類及組織

本邦に發生せる「カルテル」及び「トラスト」を通觀するに其數に於ても其種類に於ても「カルテル」に多くして「トラスト」に少なし。「カルテル」に於ては製紙、製粉、製糖、糖、紡績、石油、鐵道用品、茨城無煙炭、肥料、海運等あれども「トラスト」に於ては製麻、麥酒、捕鯨等の二三に過ぎざるなり。

第一 「カルテル」の種類及組織

歐洲諸國に於ては「カルテル」の種類甚だ多く、其組織も亦頗る多岐に亘ると雖も本邦に於ては唯數種に過ぎず。即ち内外石油の販路分割「カルテル」、製粉紡績、製糖の生産制限「カルテル」、鐵道用品の生産及注文割當「カルテル」、板紙、新聞用紙、石油、茨城無煙炭の販賣「カルテル」等其重なるものなり。

(一)販路分割「カルテル」。販路の分割に二種あり、地域の分割其一なり。取引先の分配其二なり。而して日本寶田、スタンダード、ライジングサン、四社の協定せる「カル

テル」は則ち前者に屬す。而して此の内外石油「カルテル」の本來の目的としては寧ろ販賣額の比例を決定し、且つ原油の輸入を制限するにありしが唯協定の一部分として販路の分割を行ひたるなり。即ち(一)本邦石油業者は外國に對して一切石油の輸出をなすことを得ず、(二)臺灣に對しては移出量を制限す、(三)内地に於ては販賣比例を定む。以上の如く本邦石油業者を制限するのみにて完全なる販路分割「カルテル」と稱し難きも、本邦を中心とせる東洋の一角に於て發生せる國際「カルテル」の一種にして販賣分割の性質を帯びたるは明なり。

(二)生産制限「カルテル」。競争をして激甚ならしめ、市價をして暴落せしむるは需要に對する供給の過多なるにあり。故に其弊害を除かんと欲せば其根本に遡りて生産の制限を實行せざるべからず。是即ち生産制限「カルテル」の發生せる所以なり。大日本紡績聯合會を組織して生産制限を行ふ紡績「カルテル」の如き、日本、東亞、日清三製粉會社の關東市場に於て行ひたる製粉「カルテル」の如き其例なり。

是等の「カルテル」に於て採用せる實行方法を見るに(一)各工場の一部を休止すること。此方法は生産制限の目的を達するには完全なりと雖も労働者の解雇を必

要とするが故に企業者より見て労働者喪失の損害あると共に労働者より見て失職の苦痛を受けざるべからず。然れども其規模狭小なるか又は労働者の多數を要せざる工業なるか將又熟練職工を必要とせざる工業にありては上述の如き弊害も亦尠かるべし。關東三社の製粉カルテルは此方法を實行して全く其目的を達し而かも大なる弊害を來たしたるを聞かず。(二)作業時間の短縮又は夜業廢止を以て生産を制限すること。此方法は労働者を失ふの憂前者に比して稍少なしと雖も労働時間の短縮は却つて労働効程の増加を來たし豫期の如く生産制限の目的を達せざるの憾あり。製粉及紡績兩カルテルに於て屢採用せる方法なり。(三)休日を増加すること。此方法は紡績カルテルに於て夜業廢止と併用し若しくは其代用として採用せしものにして是亦前者と同様労働効程の増加を來たす傾あり。蓋し休日を利用して工場掃除作業の準備等をなして作業に便利ならしむるが爲めなるべし。其他(四)不利益なる不良工場は全然之を閉鎖するが如き、或は(五)競争企業者の工場を買収して休止せしむるが如き、或は(六)現在の生産力以上に擴張を許さざるの規定を實行せるが如き種々なる方法を採用し又は採用せんと企てたることあり。

要之、其方法頗る多岐に亘ると雖も各企業者の自由を束縛する程度甚だ大にして、事業の擴張を投機的に行ひ依つて市場を混亂せしめたる企業者も、着實に事業の經營をなしたる企業者も總て之を同一規定の下に制限し事業の優劣、生産方法の良否、經營の巧拙等によりて其規定を左右すること難し。是れ即ち該カルテルの缺點にして、各社既に競争に疲かれ協定の必要を悟ること切なるものありと雖も協定條件に於て一致を缺き容易に成立をなさざる所以なり。

(三)割當カルテル。此種の「カルテル」には生産額を割當つるもの、注文を割當つるもの、利益を割當つるもの等種々あれども本邦に於て行はれたるは鐵道用品注文割當「カルテル」の一あるのみ。即ち汽車製造合資會社、日本車輛株式會社及川崎造船所の三會社聯合して共同事務所を設け一切の注文を引受け而して注文の種類、工場の特徴、工場の所在地、事業の繁閑等に應じて各工場に割當つるの制度なり。

惟ふに此制度は市場調節の目的を達するの點に於て効果大なるべしと雖も割當標準の決定に於て困難頗る多く實行容易ならざるの缺點を有す。該標準決定

の際に於ては生産高又は販賣高資本額機械製造能力等に依るの外なく、其等の最近三ヶ年間若しくは五ヶ年間の平均を得て定むることゝなすを常とす。然れども其工場は現今發達の道程にあるや、將又衰微の傾向を有するやに關し其標準に等差を設けざるべからず。或は又是等平均年數採用期間に於て火災の如き若しくは同盟罷工の如き不時の事件なかりしや否やも亦考慮の内に入れざるべからず。然かも各企業者は自己の利益を主張するに急にして一般の利益を省みざるの傾向あるを以て標準決定に多大の困難を來たす所以なり。現に鐵道用品注文割當「カルテル」の不成功に終りたるの一因は確に標準決定の正確ならざりしに胚胎せるものと謂ふべし。

尙内外石油「カルテル」の如きも供給額を割當てたるものにして「スタンダード」ライジングガソリンの六五に對し日本實田は三五の比例にて協定したり。其性質稍異れりと雖も割當「カルテル」の一種と見る亦不可なるべし。

(四)販賣「カルテル」。本邦に於ては此種の「カルテル」比較的によく又稍成功せるの觀あり。即ち板紙「カルテル」、新聞用紙「カルテル」、茨城無煙炭「カルテル」、國油共同販賣所等是なり。而して販賣「カルテル」は各企業者の自由を制限すること最も大にして販賣に於ては全く獨立を失ひたるものなり。即ち生産品一切を共同販賣機關に托して販賣せしむる制度にして共同販賣所は注文の引受及分配製品の賣價條件等販賣に關する總ての權限を留保す。而して其販賣機關となるものは板紙「カルテル」の初期に於て見たる如く該生産品を賣買する商人なる場合あれども多くは同盟企業者の出資によりて成る組合若しくは會社なり。組合組織に依りたるものは唯國油共同販賣所の初期に於て採用せられたるのみにして直に株式會社となり。其他板紙共同販賣所は初期に於て合資會社なりしが後遂に株式會社となり、新聞用紙、茨城無煙炭「カルテル」は始めより合資會社なり。

以上何れの組織なるを問はず販賣「カルテル」の利益とする所は(一)販賣費用を節減すること、(二)無謀の競争を防止して市場を調節し市價の變動を減少せしむること、(三)製造會社は資金融通の便を受くること等なり。然れども各企業者の自由を束縛すること大にして利害の衝突多く従つて各企業者たる出資者又は之を代表する重役等の間に於て感情の融和を缺き降つて事務員に至る迄其影響を及ぼし

常に内肛の起り易きは此種「カルテル」の缺點なり。國油共同販賣所の失敗は實に其原因茲に在り。

第二 トラストの種類及組織

既に前述せる如く本邦に於ては「トラスト」の數甚だ少なく其種類に於ては唯合同の方法によりて單一企業となりたるもののみなり。製麻「トラスト」然り、麥酒「トラスト」然り、捕鯨「トラスト」亦然り。而して此方法に依りて「トラスト」を組織せんとする場合は合同せんとする各企業先づ全部解散を行ひ別に一會社を組織するの形式によるもの及「合同せんとする數會社の内或有力なる會社増資を行ひて他の會社を買收し其代償として新株を交付するの形式によるものとの二種あり。而して是等の場合に於て最も注意すべきは財産評價の問題にして各會社皆自己の財産を高價に評價せんとするが故に遂に無謀の増資を行ひて資本の混水を來たす虞あること是なり。

第三章 影響

既に其發生原因を略述し、次いで其種類及組織に一瞥を興へたる吾人は、先づ事の順序として、其影響を研究せざるべからず。然れども其種類一様ならず、其形式に於て單純なるあり複雑なるあり、其實質に於て薄弱なるあり鞏固なるあり、而かも其市場調節の實力に至りては事業の性質により將又四圍の状況により自ら異ならざるを得ず。従つて其影響する所千差萬別、一則を以て律すべからず。世人或は其弊害の大なるを絶叫して之れが撲滅に盡力し或は利益を擧げて其制度に謳歌し、或は現時の經濟制度の下に於ては已むを得ざるの産物にして所謂「自然に必要なるもの」なりとなし其害を去りて利を多からしめんとす。斯の如く人によりて、其意見を異にする所以のものは、是れ畢竟其影響する所多種多様にして利害相錯雜せるものあるに因らずんばならず。而かも結果の良否影響の好悪は常に産業をして興廢せしむるのみならず、一般社會に關する所甚だ大なるものあるが故に吾人の最も慎重なる研究を要する所なり。然れども社會は活物なり常

に變化遷轉す。「カルテル」「トラスト」行はれて後に發現せる現象を以て直に其結果なりとして之を論斷し得るや否や、頗る判斷に窮せざるを得ず。尙ほ且つ之に關する統計の正確にして信憑するに足るべきもの至つて少なく、徒らに聲のみ高くして事實の之に伴はざるものあり。或は外部に發顯せられずして内に鬱積せるものあり。實に其結果及影響を究むるは之に依りて政策を施すの基礎とすべく眞に重要なものなりと雖も、其重要な程度大なる丈けそれ丈け、其研究困難なるを免れざるなり。然れども物に精粗の二面あり精を盡す能はずと雖も粗は必ずしも之をなすに難からず。吾人は茲に影響の一般的觀察を試み其大略を述べんと欲す。

第一 當該産業に及ぼしたる影響

此影響を分つて四となすを便利とす。曰く同盟企業者に及ぼすもの、同盟外企業者競争者に及ぼすもの、生産に及ぼすもの及労働者に及ぼすものは是なり。

(一)同盟企業者。同盟企業者に對しては、不成功に終りたる一二の例を除くの外、

一般に好結果を與へたるが如し。即ち一方に於ては無謀なる自殺的競争消滅し、廣告其他競争上必要なる諸種の費用を減少し、他方に於ては市價の昂騰を來たし、利潤増加し且つ同盟の結果として企業の勢力増大して信用増加し従つて企業其ものの價値を高めたるが故なり。然れども各企業者の獨立を害し自由を制限し各其實力に應じて利益を獲得し得ざるは不利益の一面にして殊に協定條件の決定に關し同盟企業者中最も劣等なるものを標準とするが故に劣等なる企業の存續を容易ならしめ經濟界の進歩を阻碍するの傾あり。

(二)同盟外企業者競争者。「カルテル」又は「トラスト」の發生するや、競争減少して市價の上騰を來たすは殆んど總ての場合に起る現象なり。是れ即ち同盟企業者の目的とし且つ利益とする所なりと雖も亦同時に同盟外同種企業者の利益とするものなり。而かも同盟外企業者は生産に於て供給に於て將又販賣條件に於て何等の制限を受けざるが故に自由制限の不利を蒙ることなく唯利益の恩典にのみ浴するの地位に在り。是れが爲め從來勢力御々として振はざりし小企業者も一朝「カルテル」又は「トラスト」の發生を見、市價昂騰を來たすや、其經營の小にして固定

資本少なく伸縮力大にして擴張に容易なるを利用して最も有利なる生産を行ひ漸次頭を擡げ來るものなり。製粉「カルテル」に於ける水車粉の増加の如き、板紙「カルテル」に於ける小製紙會社の勃興の如き此の著しき實例なり。是れ即ち潜在的競争の一種にして「カルテル」「トラスト」の暴威を抑壓する一勢力なり。而して本邦に於ける「カルテル」「トラスト」は上述の如く多くの場合に於て同盟外企業者に利益を與へたりと雖も、又同時に同盟企業者は自己の大なる勢力を利用して敢て挑戦的態度に出て又は取引先と排外的契約をなして同盟外企業者を苦しめ以て之を撲滅せんと謀り、若しくは其經營の困難に乗じて之を買収し去りたり場合あり。

(三)生産。生産に及ぼせる影響を観察するには先づ次の二個の要點あるを忘るべからず。即ち(一)生産の制限は生産費を増加するや否や。(二)競争の減退は生産方法の進歩を阻碍するや否やの問題是なり。本邦に發生せる「カルテル」又は「トラスト」は殆んど總ての場合、生産の過剰及び需要の減退より來れる市價の下落及競争の劇烈に起因するものにして、其重なる救済策として生産の制限を行ふに至れるものなり。而して生産の制限をなす時は工場を經濟的に使用すること能はざ

るが故に相對的に生産費の増加を來たすは明かなる事實なり。唯各工場設備位置等其特徴に應じて工場間の分業を行ひ若しくは劣等工場を閉鎖して優等工場に全力を注ぐ等の方法に依り幾分、生産費増加の弊を緩和し得る場合あるのみ。次に自由競争の減退は生産の進歩を阻害するや否や。論者或は曰く、競争は進歩の母なり、「カルテル」「トラスト」の成立は市場の獨占となり、競争の杜絶となる。企業者は「カルテル」「トラスト」の下に安逸の夢を貪るが故に事業の進歩あるなく技術の改良行はるゝことなけむと。勿論、競争の杜絶は進歩を遲鈍ならしむるは明かなることにして且つ「カルテル」に於ては其性質により數種企業を同一規約の下に制限するが故に同盟企業中の劣等なるものを存続せしむるの傾向あり。然れども論者の説の如きは稍極端に失し徒らに獨占的勢力を過大視し以て其真相を研めざるの愚論なり。殊に本邦に於ては有力なる「トラスト」少なく、高級なる「カルテル」稀にして、獨占的勢力少なきが故に常に技術の進歩を退歩せしめざるのみならず進んで改良發展をなしつゝあり。即ち「トラスト」に於ては合成的大經營の利益を享くること大にして、飽くことを知らざる企業者の營利心は益其進歩改良を促が

し「カルテル」に於ては各企業者皆其獨立を保持し互に他に優越せるの勢力を得んと欲するが故に、常に各自發展の策を講じつゝあり。

(四)労働者。カルテル「トラスト」の成立は明に資本的勢力の増大を意味す。資本的勢力の増大は労働者に對する壓迫力の増加を意味す。是れ世人が「カルテル」「トラスト」の成立を以て労働者に害ありと論斷する所以なり。然りと雖も事實は爾く單純に行はるゝものに非ず。歐米に於ては労働者の自覺と共に其團結鞏固となり、増大しつゝある資本家の勢力に對し優に拮抗し得るに至れり。我國に於ては労働者に斯の如き團結の鞏固なるもの未だ發生せずと雖も、尙「カルテル」又は「トラスト」成立の爲めに大なる害を蒙りたるの實例を聞かず。勿論、生産制限の爲めに工場閉鎖せられ依つて一時に多數の失業者を出したることなきにあらずと雖も、是れ全く、一時的現象にして之が爲め却つて生産の進歩を促がし、産業界の劇變を避け、不景氣に對抗するの力強く企業利潤確實なるが故に、労働者の賃銀に激變なく地位の安固を來たしたる實例あり。現に紡績業の如き日露戦後の不況に際し一定の生産制限及輸出獎勵の方策により其難局に處し、爲めに大なる動搖を來

たさざりしは一に「カルテル」の賜にして、嘗に企業者に利益を興へたるのみならず労働者に對しても亦好結果を來たしたりと謂ふ。然れども吾人は斯かる一二の例によりて全く安心すること能はず、資本的勢力の増大は労働者の壓迫となるは自然の勢なるが故に常に周到の注意を之に拂はざるべからず。

第二 市價に及ぼしたる影響

「カルテル」「トラスト」の一般社會に及ぼせる直接的影響は主として市價の問題に在り。實に市價の騰貴又は其劇變は一般消費者を苦しめ又は之を原料とする生産者を困しむ。世人多くは「カルテル」「トラスト」を論難するに燒點を市價の問題に求む又故なきにあらざるなり。今本邦の實狀を通觀するに殆んど總ての場合に於て市價の騰貴を來たしたり。就中石油カルテルの如きは其昂騰頗る急且つ大にして之に對する社會の非難攻撃も亦甚だ大なるものありき。然れども市價の騰貴を以て直に「カルテル」「トラスト」を攻撃し、是れ獨占的暴力を振つて獨り利益を壟斷するものなりとなすは其評稍早計に失し時に酷に亘ることなきを保せず。

殊に「カルテル」「トラスト」は決して一時的流行物にあらず、其因つて起る所實に現代經濟組織の根蒂に在るが故に、單に一時的現象を以て直に之を評するは頗る危険にして、須らく長きに亘りて其結果を研究せざるべからず。即ち其發生前後に亘りて之を研究する場合には、其眞に獨占的暴利を貪らんが爲めに出でたるものなるや、將又従前の價格に恢復するに在るや、自ら明かなるを得べし。本邦に於ては經濟界の不況に際して過剰生産を惹起し劇甚なる競争の結果、市價暴落し遂に其弊に堪え得ずして發生せるもの多きが故に市價の騰貴は寧ろ市價の恢復にして必らずしも獨占的暴利にあらざるなり。

發生原因既に斯の如く全く消極的なるが故に、未だ「トラスト」の有力なるもの少なく「カルテル」の鞏固なるもの稀なり。茲を以て「カルテル」にして漸く其目的を達して市況全く恢復せられんか、各企業者は遂に解約するに至るべく、若し尙生産を制限して専ら獨占的高價を維持せんとするに於ては、市價騰貴の恩澤を受けて競争企業者の物興を促がすべく、代用品の使用を促進すべく、且つ企業者の自由を束縛すること大にして、優等企業者は常に劣等企業者の犠牲となりて自ら事業の發

展を畫するを得ず、是れが爲めに外は競争者の發生に苦しみ、内は利害の衝突に惱され、遂に「カルテル」の瓦解を來たすものなり。

上述の如く本邦に於ては其勢力尙大ならず全く消極的性質を有するが故に未だ其弊の甚だしきを聞かざるのみならず、寧ろ利益を與へたるを見る。何となれば若し經濟界の不況に際して依然として自由競争を繼續せしめんか、企業者は、爲めに資本の過大なる膨張を促がし、缺損に重ぬるに缺損を以てし、事業の維持改良を行ふに術なく、遂に粗製亂造となり、不正競争起り、甚だしきは會社の破綻となり引いて恐慌を惹起せしむるに至るべく、直接間接消費者を害し一國産業を衰微せしむることあればなり。

以上は勿論概括的觀察にして中には弊の大にして利の之を償ふに足らざるものありしは言を待たざる所なり。石油「カルテル」の如きは其一例にして何等市場の調節をなすことなく、徒らに市場を混亂せしに過ぎざりき。其他獨占力確保の必要上劣等企業者を加入せしめて之を存續せしむる時は事業の進歩を阻碍し且つ市價の騰貴を來たして消費者を苦しむる弊害あり。殊に劣等企業買収の場合

に發生し易き資本混水の弊に至りては實に重大なる惡影響を及ぼすものにして、事業の基礎薄弱となるが故に、暴利を貪るに非ずんば事業の破綻を來たすに至る、大日本精糖會社の如きは其例にあらざるなきか。

第三 「ダンピング」の關係

「ダンピング」の關係は寧ろ市價に及ぼせる影響の一部として見るべきものなれども、其性質稍異なるものなきにあらざるを以て茲に更めて其研究をなさんと欲す。本邦に於ては未だ大規模なる「ダンピング」を實行せるもの至つて稀なりと雖も、之を行ひたる「カルテル」の數に於ては決して尠なしとせず。板紙「カルテル」、新聞紙「カルテル」、製粉「カルテル」、紡績「カルテル」、製糖「カルテル」、麥酒「トラスト」等皆然り。由來「ダンピング」は市價の地方的差別を設くる販賣方法にして當に「カルテル」「トラスト」と必然的關係を有するものにあらず。唯「カルテル」「トラスト」は其獨占力を利用して「ダンピング」を行ひ得る能力多く又事實に於て之を行ひたる場合少なからざるのみ。而して彼等は、内は「カルテル」「トラスト」の成立に依りて國內に於ける

獨占力を確保し外は關稅の墻壁に依りて外國競爭者の侵入を免がれ、加ふるに運賃、保險料、手数料等の關係より逆輸入を防ぎ得るが故に國內に於ては其供給額を制限して敢て高價を維持し、競争地域たる海外に於て専ら廉價に販賣せんとするに至るものなり。而して此の方法は、若し其生産品にして直接消費物ならんか、國內消費者を害し、若し又原料品半製品ならんか、内國精製業者を困しめ、何れも外國に利益を與ふるの愚を演ずるに至るべし。是れ世人の常に「ダンピング」を論難し之を行ふ「カルテル」「トラスト」を攻撃する所以なり。

然れども「ダンピング」は必ずしも常に且つ絶対に弊害を醸成するものにあらずして場合によりては必要にして且つ有益なることあるを記せざるべからず。即ち國內に於ける産業界の變化は、時に生産の膨脹其度を超ゆることあり、時に需要の減退其極に達することあり。斯る場合に於て尙且つ自由競争に任せんか、國內一時に市價の暴落を來たし、管に企業家を困難ならしむるのみならず、一般經濟界に劇變を與へて、恐慌を惹起するに至るべし。而して「ダンピング」は此危機に際し弊害を未然に防ぐの方法として有效なる場合あり。即ち國內企業者の聯合を作

りて過剰商品を海外に廉賣し以て國內の需要供給を調節するに在り。斯るダンピングは全く一時の現象にして外國市場を攪亂するに止まり之を利すること少なく、却つて内國經濟界の安全を保つ利益あり。即ちダンピングは過剰生産に對する安全瓣にして是れダンピングを利益とする所以の一なり。

次に工場制工業の特色として大量生産を利とし其生産量の多少によりて生産費に非常なる差異を生ず。而かも國內供給額は一定に限られ且つ時に市場の況不況あるを免れず、故に若し國內供給量を限度として生産せんか、生産費の多額を要し従つて市價の騰貴を來たすことあるべし。然るに内外の市場を目的として多量の生産をなさんか生産費減少するが故に、外國に對し競争上幾分廉賣を行ふも、國內に不當の高價を強制する必要なかるべし。是れダンピングを利益とする所以の二なり。

翻つて本邦の實狀を見るに、新聞用紙、カルテルの如き、製糖、カルテルの如き、關稅の高率を利用して國內に不當なる高價を維持し以て海外に廉賣を行ひたる實例なきにあらざれども、多くは過剰生産救濟策として行ひたるものにして消極的性質のものに過ぎざるなり。近時製粉業者は上述第二の理由により海外輸出の利益を主張し原料小麥輸入税の戻税を受けんと運動せることありと云ふ。

第四 社會組織に及ぼせる影響

企業の集中となりて小中企業者、其獨立を失ひ、富の集中行はれて貧富の懸隔益大となるは文明國近時の傾向にして、本邦に於ても、漸く其現象著しきを見る。而して此の現象は現代産業組織の結果にして必ずしも、カルテル、トラストの影響なりと謂ふを得ざれども、又幾分此の傾向をして助長せしむるに力ありしは否むべからざる事實なり。

以上影響の總括的研究をなしたる結果、吾人は本邦に於ける「カルテル」「トラスト」は其弊の大なるより寧ろ利の多きを發見したり。然らば其利益を生じたる理由は如何。其經營宜しきを得たる爲か或は企業家の道義的精神強きに依るか。否。吾人は寧ろ之を以て本邦「カルテル」「トラスト」の多くは競争防止を目的とせる消極的のものにして、而かも其發達幼稚にして其勢力未だ微弱なるに歸せんと欲す。

今後企業組織の發達に於て産業の進歩に於て交通機關の完備に於て關稅の高率なるに於て益々カルテル「トラスト」的運動の發達せんとする傾向あり。吾人は猥りに之を攻撃し市價の騰貴を以て直に其弊害なりと絶叫し極端なる消費者本位論に立脚して「カルテル」「トラスト」を論斷せんとする短見者流に與せず飽く迄も穩健に慎重なる研究を重ね其真相を明らかにす以て健全なる發達を期せざるべからず。

第二編 本邦に於ける企業者聯合及合同の 特殊的觀察

第一章 石油業

第一節 石油業の沿革

本邦石油事業界に於ける聯合、合同的運動は、屢々各種の方面に現はれ、以て其の實行を試みられたりと雖も、常に其の目的を完全に遂行する事能はず中途多くは失敗に終り其の成功の歴史を殘せるもの殆んど絶無と稱するも亦不可なきが如し。例へば明治初年以來北越地方に簇生せる小石油會社及組合は屢々合同を計畫して屢々失敗に歸し遂に寶田石油會社を中心とせる大合同行はれたりと雖も尙漸く日本石油會社に對抗し得るに止まり未だ一大「トラスト」を形成するに至らず。或は國油共同販賣所の組織に依りて日本、寶田兩社の「カルテル」發生せしが遂に永續せずして敗れ、次いで内外四社の「カルテル」出現して大に爲す所あらんとせ

しが是れ亦一時的市場の攪亂に終り、僅々數ヶ月にして崩壊し、現時何等具體的、カ
ルテルの發生を聞かず。唯各社無謀の競争を斥け時々價格の打合せをなすに過
ぎず(註)。斯の如く聯合、合同的計畫は完全に成功せざりしと雖も、其の變化の多端
なる、其影響の甚大なる、蓋し本邦事業界に於ける屈指のものたるを失はざるべし。
今其實狀を研究するに當り吾人は豫め本邦石油業の沿革を知らざるべからず。

(註)天正二年八月頃より價格の協定行はれたりと聞く。

石油に關する記録は本邦史上頗る古く、既に天智天皇の御宇、越の國より當時七
不思議の一なりし燃ゆる水を献ぜりと云ふ。蓋し石油の一種なるべし。其後石
油に關する記録種々ありと雖も一も之を採つて以て實用に供したるを聞かず、唯
後年文政の頃、中川儀右衛門なる者石油を精製、販賣し、次で嘉永年間醫師嘉齋なる
者製油法を發明し石油を販賣せりと傳ふるのみ。

明治の初年ランプの輸入せらるゝや石油の使用盛となり、遂に其の製法を傳習
し原油も亦其採掘方法大に改良せられ、轆を用ひて送風し其坑を穿つ事漸く四五
百尺に達し産出量日に多きを加へたり。明治四年石阪周造氏大に視る所あり當

時の貴紳を説くに石油業の有望を以てし遂に資本金七拾五萬圓を以て一石油會
社を設立し米國人ダン氏を傭聘すると共に米國より鑿井機械一式を購入し以て
信濃國藻管村に鑿井を開始せり、是れ本邦に於ける機械鑿井の濫觴なり。次いで
遠江國相良、越後國尼瀨等に鑿井を行ひ將に事業の發展を見んとせしが技術尙拙
劣の爲め鑿井機械墜落の不幸に遭遇し再び之を揚ぐる能はず爲めに尠からざる
損失を來たし、遂に明治十二年失敗解散の已むなきに至りぬ。製法に關しては明
治八年瀧澤安之助氏越後國中頸城地方の油業甚だ有望なるべきを豫想し、高田に
石油商會を起し洋式製油所を設立せり。前述の如く鑿井事業は石阪氏の失敗に
より一時中絶の姿となりしも、政府は早くより石油業の將來に意を注ぎ工部省は
ライマン氏調査の結果に由り明治十二年越後國頸城地方に機械鑿井を試み次で
遠江國相良にも開坑し大に斯業の開發を資せしが何れも結果面白からず遂に明
治十四年官制改革と共に官業の廢止となり機械鑿井茲に全く中止せられ、唯民間
手掘のみ僅に其餘喘を保ちたるのみ。

斯の如く明治初年に於ける斯業の發達は遅々として進まず屢々計畫せられた

りと雖も、多くは失敗に歸し永續發展せしもの甚だ稀なりき。而して其斯る結果を生ぜしめたる所以のものは當時の技術未だ進歩せざりし事其一なり資本の缺乏せる事其二なり、而して以上二者は其最も大なる原因なりと雖も亦以て當時斯業に従事する者、多くは一時の僥倖を冀ひ徒に目前の小利を目的とする投機者流にして其規模亦従つて小く朝に之を創ひるも夕に之を廢し、毫も永遠の策を畫するの智略なく困苦大成を期するの熱心なく、専ら一攫千金を夢みるの徒多かりしも亦其一原因なりと謂はざる可らず。

初期に於ける失敗の爲に一時斷絶の姿に陥りしと雖も本邦石油事業は是を以て永遠に葬り去らるゝものに非ず、明治十八年の頃より漸く勃興の氣運に向ひ同年東京石油會社設立せられ米國より技師及坑夫を備入れ再び米國式機械を以て越後國三島郡尼瀨地方に鑿井を開始せり。其結果一大噴油を見將に其成功の曙光を認めんとせしかば明治廿一年二月日本石油會社は資本金拾五萬圓を以て尼瀨に起り、越へて廿六年三月寶田石油會社の創立となり翌二十七年藏王石油會社の設立を見たり。従つて同地方に於ける石油業漸次盛大に赴き二十四年に其産

出額五萬石なりしもの二十七年には十五萬石に増加し尼瀨油田漸く發展の域に入れり。此の間、又東山油田漸次進歩の趨勢を示し小會社小組合頻りに簇生し其數忽ちにして二百に垂んとす。然れども多くは手掘のみにして其採掘量に至りては未だ多量と稱するを得ざりき。然れども先に此地に起りたる太平會社は明治二十七年米國式機械を用ひ頗る好結果を得たるを以て他會社亦之に倣ふもの多く浦瀨比禮等井楢林立の盛況を示せり。明治二十七年は尼瀨油田の全盛なりしも翌二十八年は既に衰微の兆を現はし東山油田獨り増加の勢を示し明治三十年には原油二十三萬石を産出し原油は直に地下鐵管を以て長岡に送られ信濃川沿岸に連る數十の製油所にて蒸溜精製せらる。茲に於て本邦石油業の基礎漸く確立し長岡は其の中心市場となるに至れり。

尼瀨油田の衰退と共に明治三十年日本石油株式會社は西山長嶺に鑿井を企て東山油田に對抗して西山油田を開きたり。其他三十三年頸城油田の開坑あり三十五年小千田油田の鑿井あり共に甚だ好成績を擧げ實に日進月歩の勢なりき。内地石油業の状態已に斯の如く前途甚だ有望の觀を呈せしかば世界に於ける石

油界の霸王、米國スタンダード會社は忽ち指を本邦石油界に染め新に其支社なる「インターナショナル」石油會社を日本に起し越後及北海道に採掘を開始し直に宏大なる製油所を直江津に造り諸會社と原油購入の契約を締結し次で藏王會社を買收し忽にして本邦石油界を風靡するの勢を示せり。而して本邦石油業者は由來群立内に鬩ぎしが俄に外敵の侵入に刺戟せられ茲に寶田石油會社を中心とする大合同を決行し「インターナショナル」會社及日本石油會社と共に三社鼎立の姿となり競争漸く劇烈を加へたり。

其後製品の統一、品質の改良及競争の防止を目的として起れる國油共同販賣所は日本及び寶田兩社の共同經營になる一種の販賣「カルテル」にして兩社合同の一階段として表はれたるものなるが永續せずして分裂し、日本石油會社は販賣を同社の直營となし次で四十年「インターナショナル」會社を買收して事業の擴張を行ひ、寶田石油會社は依然國油共同販賣所の手によりて販賣し相互劇甚なる競争を惹起し加ふるに「スタンダード」及「ライジングサン」の外敵あり、石油界殆ど混戦の状態に陥り各社の不利益亦尠からざりしかば、茲に内外四社の「カルテル」發生し價格の

協定となり販路の分割となる。然れども海外に於ける石油「カルテル」の破裂は其餘波本邦に及び協定遂に破れて再び競争の舊態に復しぬ。斯の如く一時劇烈なる競争の状態に復したりと雖も是れ全く協定の反動に出でたるものにして其後間もなく外油は價格の引上げを行ひ、内油亦競争の不利を悟りて無言の内に協定の實を行ひ目的下具體的「カルテル」の成立なしと雖も常に略、其步調を一にして無謀の競争をなさず。殊に大正元年十一月頃より新式機械「ロータリー」式の效果大に顯はれ石油産額の激増を示し需要は動力用燃料として益々大を加ふるの傾向あるを以て現時石油界未曾有の盛況を呈しつゝあり。

尙、本邦石油業の沿革に關し一言の記述を要するものあり、曰く外國原油輸入製精業の興廢是なり。即ち南北石油會社の米國原油を輸入せると「ライジングサン」製油所の「スマトラ」原油を輸入せるとの二つなり。今其梗概を記さんに、時は明治三十八年日露の戦役其終局を告ぐるや、淺野大倉の諸氏南北石油會社を起し、北海道青森臺灣の各地に鑿井採油をなさんとせしが、翌三十九年八月外國原油輸入製精の目的を以て創立せられたる東西石油會社を同年九月買收し神奈川縣程ヶ谷

に宏大なる製油所を設立し、以て大に事業の發展を圖らんとせしが内地石油業者殊に日本石油會社の激烈なる反對運動あり、政府も亦内地石油業保護を必要となし原油輸入税引上を實行し明治四十一年法律を發布して翌四十二年四月より之を施行せり(註)。加ふるに米國スタンダード石油會社は同社東洋方面の市場に強敵の顯はるゝを憂ひ南北石油會社の原油輸入を妨害し本國に於て原油の買占を行ひしかば南北石油會社の事業は全く失敗に歸し遂に再び立つ能はず關係深き寶田石油會社の買収に終りぬ。

(註) 外國原油輸入のこと世に喧傳せらるゝや内地石油業者の恐愕一方ならざりき。

宜なる哉當時内地原油の産額は尙一ヶ年百五十萬石内外なるに一南北石油會社は單獨にて年百萬石の輸入製造をなさんとするに於てをや。今本邦石油輸入關稅率に就き一瞥を與へんに、明治三十七年三月迄は従價二割、毎十ガロン入壺箱に付三十六錢なりしが同年同月非常特別稅法に依り従價三割を増徴せられ即ち従價五割となり尙三十九年三月改正關稅定率法を以て

- 一、輕油(攝氏十五度に於て比重〇・七三〇未満のもの) 二割 每十ガロン〇・九六
- 一、燈油(攝氏十五度に於て比重〇・八七五を超へざるもの) 每十ガロン〇・九六
- 一、重油(攝氏十五度に於て比重〇・八七五を超ゆるもの) 每百斤一・二三

即ち毎十ガロンに付九十六錢を課せらるゝに至りたるも原油に就ては一滴の輸入なかりしを以て何等の法文を有せず、依つて第八類一七六番即ち、其他の油脂及蠟從價二割を適用する政府の方針なりしかば斯くては石油毎十ガロン九十六錢なるに比較し著しき不均衡を生じ將來燈油として輸入するものは其跡を絶ち瀕々原油輸入製造を企て其結果内地石油業に大影響を及ぼすべしとて三十九年末より沸然として原油輸入稅改正論起れり、而して政府も亦輸入稅率改正の必要を認めたりしかば南北石油會社の經營着々進行するに及び、特に吏員を派遣して内外油田の產出状況、製油業の趨勢を調査研究し以て他日に供へんとしたり。

然るに四十年十二月南北石油會社の第一回輸入原油到着したれば内地石油業者は目して以て横濱灣頭恰も無盡蔵の大油田發見せられたると等しと唱へ、益々政府に迫つて改率を促がし其運動怠りなかりしかば當時の大藏大臣阪谷芳郎氏亦増稅の急務を感じ遂に四十一年二月十七日改正法律案を第二十四議會に提出せり即ち左の如し。

(一) 原油。 割温蒸溜法に依り攝氏百二十度より二百七十五度に至る間に於て蒸溜する液の原液の容量に對する百分率

甲、二十を超へざるもの

(每十米ガロン 〇・一九)

乙、其他

(每十米ガロン 〇・四三)

(二) 輕油燈油等は従前の通り)

而して南北石油會社は最初斯業を企つるに際し該税率の増減は利害關係甚だ重大なるを以て豫め政府の方針を質し當分の改正なきを確めたるを以て頗る自重沈黙の態度を取りしが、今や既に斯の如く改正案の議會に提出せらるゝに及んでは愈々躊躇すべき時に非ずとなし雖然として起ち猛然として進み現行税率維持の運動に着手し徹を貴衆兩院議員並に全國商業會議所に飛ばし茲に大活動を始めむるに至れり。

斯の如く双方の運動過激なりしかば議會又意見分離し容易に決定せざりしが、結局衆議院は委員會の修正に依り左の如く決定し、更に貴族院に於ては其施行期を四十二年四月一日に決し四十一年四月一日公布せられ漸く落着を告げたり。

(一)原油 割温蒸溜法により攝氏百二十度より二百七十五度に至る間に於て蒸溜する液の容量に對する百分率

甲、二十を超へざるもの	每一米ガロン〇・一七
乙、二十五を超へざるもの	〇・二一
丙、三十を超へざるもの	〇・二五
丁、三十五を超へざるもの	〇・二九
戊、四十を超へざるもの	〇・三三
己、其他	〇・三六
但し百分率四十五以上一を増す毎に十米ガロンに付一錢を加ふ。	

第二節 石油會社の合併

石油業に關する會社及組合の設立は其數甚だ多く従つて買收合併の行はれたるもの亦枚擧に遑あらざるなり。然れども本邦石油事業界目下の狀勢は寶田、日本兩社の天下にして其發展の沿革亦石油事業界の大半を占むるが故に此の二會社に關する合併買收を説かば恐らくは其大部分を盡し得んか。

第一 寶田石油會社を中心とせる合併

北越石油業發達に關し特に吾人の注意を要するものは寶田石油會社を中心とせる數多小會社の合同なりとす。由來本邦石油業は其初期に於て其性質甚だ投機的にして一時の僥倖を冀ふもの多く、永遠の大計を畫し、銳意熱心以て事業を經營する者なく其盛衰興廢の如きも且を以て夕を測る可からず、於茲乎着實なる企業家は皆該事業に關係せざらん事を維れつとめ、一般世人も亦斯業家を目指すに山師を以てし彼等と齡するを憚るの有様なりき。今其實狀を視んに小會社小組

合の勃興廢滅頻々として應接に遑なく、内部の經營未だ整はざるに外部の競争は當初より劇甚なりしかば一方に於ては製品の不統一を來たすと共に他方に於ては品質の粗惡を生ぜしめ、越後油は是れ即ち不良油の代名詞たるかの觀を呈し外は外油の壓迫に遭ひ内は小規模經營の不利を感じ、當業者の窮狀名狀す可からざるものありき。於茲乎必要に促されて自然に起り來る問題は小企業者合同の計畫是也。若し彼等小企業者を打つて以て一丸と成し、種類の統一を計り品質の改良を励めんには、一は以て大經營の利益を獲得し得、一は以て外敵の壓迫に對抗し得るは識者を待つて始めて知るの問題に非ざる也。是れ即ち北越石油の合同を來さしめたる最大原因にして而も此熟したる氣運を轉じて具體的實行に着手せしめたる動機は明治三十四年初夏大隈伯の來越にして、合同をして早からしめたるは「インターナショナル」會社の設立なり。請ふ少しく其間の經過の大要を略述せん。

既に明治三十年頃より合同の必要世人の間に唱へられしも何等具體的の實行なく常に其儘沙汰止みとなりしが明治三十四年初夏大隈伯の來越あり頻りに説

くに小會社分立の不利を以てし石油會社合同の必要を從進し、加ふるに濫澤淺野の諸氏亦合同を鼓吹せしかば茲に石油業に關係せる人々相謀り礦業有志會なるものを組織し合同に關する具體的研究をなさんとせり。然れども何れも合同の必要を説くのみにして自ら進んで其責に當るものなく、時に其の中堅たらんとするもの無きに非ざりしと雖も内部感情の衝突起り結局時機未だ至らずとなし、日本石油會社の如きは其計畫に加入せざるを決議し、他の諸會社も亦徒に袖手傍觀の態度なりき。

然れども斯の如きは初期に於ける一波動に過ぎずして決して真正の傾向を示せるものに非ず。心事の狹溢なる地方的小企業家は兎角感情の衝突を惹起し易く、一時的僥倖を是れ事とする小石油業者は身を以て事に當り因つて合同を大成せしめんとするの勇氣と決斷とを缺くは敢て怪しむに足ざるなり。初期に於て交渉の纏らざりしは則ち枝葉問題の差異にして根本問題の衝突に非ず、方法の相違にして主義の不一致にあらず、合同的潮流は依然として盛なりしかば遂に再び顯れて合同の計畫となれり。則ち從來より石油業に深き關係を有せる六十九銀

行の岸宇吉氏自ら其發起となり渡邊藤吉氏等十二名と共に三十四年十月九日合同の方針に關し協議を凝せり。其結果長岡に於ける重なる石油會社及長岡製油所、長岡鐵管、長岡送油等の數會社を合同することとなし、其方法としては先づ各社の財産目録を提出せしめ其査定及評價は特に擧げられたる委員之をなし其財産價額に應じて新會社の株式を分配せんとするに在り。而して右の事情を直に各會社に通知し其同意を求めたり。斯くして合同の計畫は漸を追つて進み多數小會社も亦合同を望みたりしが茲に寶田藏王二會社の合併不成立に終り爲に合同計畫の進行上一頓挫を來たせり。由來寶田藏王二會社は當時石油界に於て重要な地位を占め其一舉手一投足は石油業合同に影響すること重大なるものありしかば委員等は始めより慎重以て交渉を重ねたりしが財産評價に關し端しなくも意見の衝突を發生せり。即ち寶田壹株に對し藏王貳株の割を以てせんとせしが藏王は是を以て同社の不利なりとなし斷然合併を拒絶せり。是れ即ち藏王は當時「インターナショナル」會社と提携せんとの野心内に潜在せしを以てなり。其後に至りても同社は合同に對して常に首鼠兩端頗る曖昧の態度を持したりき。

此頓挫は忽ち他小會社に影響し財産價格評價につき異議百出し合同の計畫全く失敗に終れり。

斯の如く、石油業の合同計畫は數回企てられて遂に成らず。夥多小企業家の窮狀益々其度を加へ、甚だしきに至りては其業を維持するによしなく廢業せんとするものすらありき。然るに明治三十三年設立せられたる彼の「インターナショナル」會社は直に直江津に宏大なる製油所を設立し翌三十四年諸般の設備を完成すると共に他方に於て原油の獲得、礦區の買収に力を盡し大舉して本邦石油業を獨占せんとするの勢を示したり。於是乎本邦石油業者の驚愕一方ならず、弱き者は恐怖の眼を以て之を見、強き者は反抗の精神を以て之に對す。就中排外思想に囚はれたる地方人士は徒に罵詈譏諷を極め同社の行動を目して不徳悚戾の極なりと呼はり張膽刮目以て同社の舉動を窺ひ、同社が鑿井に失敗したりと聞く時は拍手して觀喜の聲を發し、同社に對し原油を供給するものありと聞きては口を極めて買國奴と罵り、同社に對する一般的反感を高めたり。敵國外患ありて始めて構内兄弟相闕めぐの内憂除かる。一度企てられて感情衝突の爲めに破れ再び計畫せ

られて利害不一致に因りて失敗に歸したる合同計畫も其必要を感ずるや頗る切なるものあり諸會社互に分立割據し徒に蝸牛角上の争をなすは彼等の爲め甚だ不利なるを感ずるに至れり。

合同の氣運既に斯の如く盛なりしと雖も、遽かに合同の行はれざりし所以は如何。曰く率先して之が中堅たるの會社なかりしこと是なり。今當時に於ける北越石油界の形勢を顧るに勢力を有するは日本、寶田、藏王の三會社なり。而して是等は各、其發達の歴史を異にし其經營の方針を同じうせず。且つ分立競争の結果受くる所の苦痛も爾餘小會社の如く甚だしからざりしを以て當初に於て直に打つて以て一丸となさんは頗る困難なる問題なりき。三會社の合同は稍困難なりとするも爾餘數多小會社の糾合は實に焦眉の急務に屬す。而して之が中堅たるべき地位にある者を探ぬるに此三會社を措て他に之を求む可からず。然も日本石油會社は我國に於ける模範的石油會社を以て自ら任ずと雖全く獨力經營の方針を確守し合同を好まず、藏王會社は新進の銳氣を以て嶄然頭角を露はしたりと雖當時財政稍意の如くならず志亦蹉跎たり易き憾あり、遂に「インターナショナル會

社と提携の約成れりとの風評生ずるに至りしを以て合同の主唱者たるの地位にあらず。獨り寶田石油會社は日本、藏王と伯仲の間に在り、而も地の利と人の和に於て已に合縱の主唱者たるべきの地位に在り、且つ同社は既に買収に依りて發展をなしたる歴史を有するを以て遂に合同の中心となるに至れり。即ち同社重役山田又七、渡邊藤吉の兩氏主唱者となり殖栗順平、岸宇吉の諸氏之に加はり再び會社合同の交渉を試みたり。是れ明治三十四年十二月月上旬のことにして同月廿一日寶田石油會社臨時株主總會を開き、現今事業を營める石油會社石油組合附屬營業會社及石油礦區の内有望なるものを選び之を買収若しくは合併するの件を可決し増資の事を是認せしかば重役等は専ら他會社との交渉の任に當り、先づ最も因縁深き石油會社、石油組合より附屬營業會社に及ぼし銳意合併の進捗に力を盡したり。其合併の方法は先づ各會社の現狀を調査し營業の狀態及將來の豫想を打算したる上其株式の時價を標準として評價し合同の交渉纏りたる時は各社組合は各自解散して寶田石油會社に合併し、舊株主は合併契約に定めたる舊株に對する寶田株の比例に依り所有株數に應じて寶田株を獲得するの仕組なり。而し

て合同に際して最も困難を感ぜしは(一)價格の決定に在り。各社共に自己の利益の多からんことを望むは人情の常にして從來合同の計畫をなせるもの多くは石油業前途の發展を標榜し公共的献身的に合同せん事を勤め一時各社の利益は多少犠牲に供せらるゝも互に之を忍ばざるべからずと主張したるを以て常に失敗に終りたり。寶田石油會社は前車の覆轍に鑑み價格評定の上に細心の注意を用ひたり。若し評價低からんには合同の成立覺束なく、ざりとて高價に買收するが如きことあらんか會社は資本の混水を來たし將來の經營に頗る困難を發生すべし。利害相反せる兩會社の中間に立ち價格の高低其度を失せず緩急亦宜しきに隨ふは至難中の難事と謂はざる可からず。寶田石油會社の方法稍其正鵠を得甚だしき弊害を生ぜざりしが如し。(二)舊重役の不平、是れ亦合併を困難ならしむる一因たるを免れず。即ち従前より會社重役なる地位を占めたりと雖も、合併に依りて其地位を失ひ、従つて多少勢力を減少するの傾向あればなり。故に彼等に啗はすに利を以てし漸く其不平を防遏するの手段に出で弊害是れより續出するとあり。今回寶田會社の計畫せる合同に於ては斯る弊害も甚だしからざりしが如

し。斯の如く寶田石油會社は合同に於て稍成功の域に入り次に列擧するが如き多數小會社組合を買收せり。是れ合同計畫に盡力せし寶田石油會社の功勞からざるべしと雖又以て當時の氣運既に熟し四圍の狀況、合同を促進せしめたるは明なる事實也。合併せられたる會社組合左の如し。

- | | |
|-----------|------------|
| 日之本石油株式會社 | 古志石油株式會社 |
| 明榮石油株式會社 | 魁石油株式會社 |
| 諏訪石油株式會社 | 越後比羅石油株式會社 |
| 高山石油株式會社 | 別山石油株式會社 |
| 三井石油株式會社 | 長嶺石油組合 |
| 千歲安全石油組合 | 郷津石油株式會社 |
| 全越石油株式會社 | 別山鐵業株式會社 |
| 大阪石油株式會社 | |
- 計十五。以上は明治三十二年迄に合併せるものにして寶田石油會社沿革の一端を示すに止まり明治三十五年の合併には關係なし。
- | | |
|-----------|----------|
| 太平石油株式會社 | 日東石油株式會社 |
| 高津谷石油株式會社 | 北明石油株式會社 |
| 地獄谷石油株式會社 | 京越石油株式會社 |

本邦企業者聯合及合同

長岡石油株式會社	北越石油株式會社
北陸石油株式會社	帝國礦業株式會社
東田石油株式會社	長岡鐵管株式會社
長岡送油株式會社	長嶺鐵管株式會社
株式會社長岡製油所	五菱
長東	寶榮
油多加組	淺野製油所
日本製油株式會社	日本送油株式會社
東明石油株式會社	長岡興業株式會社
矢島參號組合	千代田組合
平野製油所	小倉中島油槽所
井口庄藏	山屋製油

計三十。以上明治三十五年度合併

第一回合同の場合合同を執行せざりし小會社組合は其分立の不利を認め進んで寶田の買収に應ぜんとし、寶田會社も亦小會社買収の意嚮ありしを以て、茲に第二回の合同を計畫し明治卅七年八月より十一月に至る僅々三ヶ月間に左の如き買収を執行せり。(内には特に寶田石油會社に對し高價賣付の野心を以て投機的

に會社を設立したるもの少からず。此點につき稍、弊害の發生せる證據あり)

日寶石油株式會社	大和石油株式會社
石油興業株式會社	新津石油會社
寶石油株式會社	北越興業株式會社
遠越石油株式會社	日本礦業株式會社
長岡興業株式會社	北越石油株式會社
大平石油組合	寶扇石油商會
淺野鑿井部	中村鑿井部
東英鑿業會社	高田石油株式會社
愛志組西山製油所	小口給水株式會社
愛志組柏崎製油所	

計十九。

日露の戰役終結を告ぐるや、一時沈靜の状態に陥りし我經濟界も俄然活躍の氣を帯び、企業熱頓に勃興し來れり。此時に當り寶田石油株式會社は又復第三回の合同を執行し、明治卅九年遂に卅六の會社組合を合併せり。

長岡石油會社	帝國石油會社
新津鐵業會社	米山石油會社

第二編 第一章 石油業

寶國石油會社	寶國石油會社	東源石油會社
柏崎石油會社	寶油石油會社	小千谷石油會社
地獄谷石油會社	豐源石油會社	寶油石油會社
津島石油會社	新津給水會社	豐源石油會社
山盛石油會社	國林石油會社	新津給水會社
寶星鑛業組合	五菱鑛業組合	國林石油會社
粗桑山石油組合	共和鑛業組合	五菱鑛業組合
中野鑛業組合	村井石油鑛業部	共和鑛業組合
鷺田鑛業部	愛志鑛業部	村井石油鑛業部
小倉鑛業部	小林鑛業部	愛志鑛業部
巴星鑛業組合	土田富次郎	小林鑛業部
外に共同井買收	德永辰次郎	土田富次郎
土田富七	樋口忠四郎	德永辰次郎
村田常藏	大沼福松	樋口忠四郎
山田竹藏	足立フミ	大沼福松
早田佐四郎		足立フミ
前田忠兵衛		

計三十六。

其後寶田石油會社は明治四十年に於て十七翌四十一年に於て十次いて四十三
 年に於て國油共同販賣所を買收せり。

七寶組合	巴石油株式會社
寶石油組合	小林鑛業部
田中定共同井	畑銅山組合
叶津銅山	蒲生銅山
勝見石油會社	豐礦石油會社
極東石油鑛業會社	明德石油會社
日之出石油組合	富國石油組合
沼銅山組合	赤崩銅山
大白澤銅山	
計十七 以上四十年年度買收	
阪田石油組合	寶龜石油組合
國光石油組合	新津石油組合
遠州石油組合	浦瀨瓦斯組合
大和石油組合	北越石油組合
富士石油株式會社	南北石油株式會社
計十 以上四十一年年度買收	

第二編 第一章 石油業

國油共同販賣所
以上

會社	四三
組合	五八
個人	二四
合計	一二五

以上の如く、寶田石油株式會社は合併買収によりて發達せるものにして、其數總計百二十五に達し、資本金壹萬五千圓より壹千百萬圓即ち壹千倍の多額に上れり。而して寶田石油會社に買収せられたる諸會社組合の内、買収せらるゝ以前既に數會社組合を買収せるものあり。今其重なるもの一二に就きて之を見んに、明治四十年買収せられたる豐礦石油會社(資本金百萬圓)の如きは、卅九年四月戰後企業熱の盛ならんとせるの時に起りたるものにして、創立早々直に東英礦業會社、世界石油組合、山谷石油組合を買収し、後新豐礦石油會社(資本金百五十萬圓)を合併し、遂に寶田石油會社の買収する所となりたるなり。

其他四十一年合併せられたる富士石油會社(資本金二百萬圓全部拂込にして寶田株五十圓拂込九千株及新株十九圓拂込二千百株を受けて合併す)も亦既に中外

石油組合、東山共同組合、北有石油組合、泉油組合等を買収せるが如き其一例と見るべきものなり。

第二 日本石油株式會社に關係せる合併

日本石油株式會社は其經營の方針全く寶田石油株式會社と異り、獨力發展の主義を採用せるが故に合併を實行せるが如きは殆んど稀にして、唯明治四十年「インターナショナル」石油會社を買収せるに過ぎず。而して日本石油會社の「インターナショナル」會社を買収するに先ち、「インターナショナル」會社は數多小會社を買収し、殊に藏王石油會社を買収せるが如き、北越石油合同に關係せる所深きを以て是等數會社の沿革及買収につき一言を費すべし。

一 日本石油株式會社の沿革 日本石油株式會社は今を去ること廿六年即ち明治二十一年二月、山口權三郎、内藤久寛、牧野莊三郎の諸氏の發起に係り、越後國三島郡尼瀨町に本社を設け、同地海岸に鑛區を選定して其許可を得、次て農商務省に對し技師の派遣を請ひ、同時に社員を各地に派して鑛區を視察し、直に石油採掘に

従ひ漸次事業の發展に勉めたり。然れども當時は多く從來の人工手掘にして僅々六百尺に達するに過ぎざりしかば之れが改良を望むや甚だ切なるものありき。遂に明治二十二年山口權三郎氏歐米石油業視察の途に上り米國油田鑿井の實況を目撃し翌二十三年歸朝と共に紐育より米國式機械及鐵管を購入し、同年十二月尼瀨鑛區に之を試み其結果好成绩を得大に前途の有望なるを覺り米人鑿井技師を備聘して技術者を養成せしめ各地に鑿井を試むるに至れり。斯の如く同社の事業漸次發展しつゝある時に當り、明治三十一年北越鐵道全通し柏崎地方は海陸交通の要路となり且つ刈羽郡二田村長嶺に於て大油田發見せられ、加ふるに尼瀨は稍衰退の徵候を呈したるを以て明治三十二年七月本社を現在地なる柏崎に移し同時に製油所を同地に設立せり。其後明治四十年「インターナショナル」會社を買收し事業の擴張につとめ今日に至る。今其の資本増加の趨勢を示せば左の如し。

明治二十一年
全 二十七年
全 二十九年

拾五萬圓
參拾萬圓
六拾萬圓

全 三十三年
全 三十五年
全 四十年
全 四十年

百貳拾萬圓
貳百四拾萬圓
五百萬圓
壹千萬圓

最近「ロータリー」式鑿井機械使用の結果噴油一層盛となりしを以て尙事業の擴張を必要とし大正元年十一月遂に資本金二千萬圓となすの決議をなせり。

二 藏王石油株式會社の沿革 同社の成立は長岡の人、小林傳作氏が松方侯に説くに石油投資の事を以てせるに起因し明治二十七年四月横瀨文彦、三島德藏の諸氏之を創立す。當時資本金七萬五千圓なりしが翌二十八年十二月、三十五萬圓に増資し、明治三十三年六月再び増資を執行して四十二萬五千圓となし、社長森岡氏の死後三島德藏氏專務取締役となり専ら經營の任に當り、一方に於ては東山加津保大平會社の鑛區に共同井を開くと同時に他方に於ては東山長岡間に鐵管を設置し以て原油運搬の便を圖れり。其他各地に採掘を試み新鑛區の發見に苦心せしが何れも好結果を納むる能はず、事業頗る逆境に陥りたり。然れども經營者更に届する色なく努力奮勵以て事業の繼續に盡力せり。偶、西山に於ける石坂氏

の鎌田鑛區甚だ有望なるを觀るや直に該鑛區の買收を行ひ、三十三年七月開坑に着手し、其後漸次鑿井したるに成績甚だ良好にして茲に初めて會社前途の光明を認め、一時二十二圓拂込株四圓以下に下落せるもの一躍百四十圓に暴騰するに至れり。其後明治三十四年寶田石油會社を中心とせる北越石油業大合同將に行はれんとするに際し藏王石油會社の意嚮と態度とは頗る世人の注意を惹きたりしが、藏王會社は始めより「インタINAシヨナル」會社に好意を表し、寶田石油と合併するが如く、せざるが如く不即不離の状態にて頗る不得要領の間に経過せしが遂に明治三十四年三月全財産を揚げて「インタINAシヨナル」會社に買却せり。

三 「インタINAシヨナル」石油會社の設立 明治三十二年より三十三年にかけて西山油田勃興の氣運に向ひつゝあるの時、米國「スタンダード」石油會社は同社東洋支店なる横濱米八番館に命じて北越石油業を調査せしめ、曾て本邦駐劄公使たりし「エトウハンダン」氏を以て其主任となし、先づ資本金十萬圓を以て大平石油合資會社を組織し鑿井に従事し、次で鑛區の買收を企てたり。然れども其結果たるや常に失敗に終り何等の發展を見る能はざりき。然も「スタンダード」石油會社は

北越石油業に對し大なる希望と抱負とを有するものゝ如く、遂に明治三十三年十一月に至り資本金壹千萬圓を投じて一大石油會社を創立せり。是れ即ち「インタINAシヨナル」會社にて同年直に直江津に一大製油所の建築に着手し、翌三十四年秋、早くも全部の完成を告げたり。而して其敷地は十萬坪の廣に亘り、建築の宏壯なる、機械の整備せる實に東洋第一にして、一日裕に貳千石を製油し得るの裝置を有したりき。

當時我石油鑛業界は西山油田既に隆盛の頂點に達し將に一葉地に落ちんとせるに、東山は僅に現状を維持するに止り未だ新油田の開發せらるゝものなく、加ふるに經濟界の不況を以てして、前途尠からざる不安の念に満たされたり。此の時に當り突如として「スタンダード」來を聞く、我石油界豈驚愕の感に打たれざるものあらんや。或者は怪魔として之を恐れ、或る者は天使として之を歓迎せり。恐るゝものは以て國益掠奪なりとなし、欣ぶものは以て外資輸入の實行なりとなせり。

翻つて同社の資本を見るに其額壹千萬圓に達し當時全國七十有餘の石油會社

の總拂込金額に超起すること正に參百萬圓、加ふるに米國石油界の霸王、スタンダ
ード會社之れが後援たり。其勢力の偉大にして其基礎の確實なる到底當時の朝
興暮廢の泡沫會社とは日を同うして語る可からざるの觀ありき。而して其資本
の内容當時世評に上りたるものを上ぐるに左の如し。

株式數	金額	株主〇名
九七、八〇〇	九、七八〇、〇〇〇	コツニアマン
五〇	五、〇〇〇	エドウケンダシ
五〇	五、〇〇〇	フアーチーグ
五〇	五、〇〇〇	隈本榮一郎
五〇〇	五〇、〇〇〇	馬越恭平
一、五〇〇	一五〇、〇〇〇	大谷嘉兵衛
五〇	五、〇〇〇	其 他

名は日米兩國人共同の事業なりと雖も、事實は米人の獨占にして全くスタンダ
ード石油會社の支社たりしなり。前述の如く直に製油所設置に着手したりと雖
も、鑿井は殆ど成功する事なく、徒に原油不足を啣ちたりしが遂に藏王石油會社の
鎌田原油、長岡興業會社の頸城原油を買收し、漸く製油力三分の一の原油を得たり。

事情既に斯の如くなりしを以て、原油獲得に苦心せる事甚しく、遂に明治三十四年
三月藏王石油會社全財産を五十七萬五千圓を以て買收し、藏王會社専務取締役た
りし三島德藏を聘して顧問となし、専ら舊藏王石油の鑛區即ち西山、鎌田、長嶺を初
め頸城、東山、三島の各地に鑿井したるが規模餘りに宏壯にして、豫期せる程の利益
なく、遂に明治四十一年日本石油會社に賣却せり。

四、「インターナショナル」會社藏王石油會社を買收す。已に前述せる如く明治
三十四年寶田石油會社其の中心となりて石油會社の大合同を企つるに當り、藏王
石油會社の意嚮と態度とは大いに世人の注目を惹きたる所なりき。藏王石油會
社は初めより「インターナショナル」會社に好意を表し、己に鎌田鐵管を賣却し、且つ
藏王より常に原油の供給を受け居たりし平野製油所は「インターナショナル」の買
收する所となれり。其結果原油供給契約を更に「インターナショナル」と締結し、正
に「インターナショナル」と相提携せんとするの勢を示せり。是れ即ち藏王は當時
新油田開坑の爲め資金缺乏を來たし、事業の經營困難なりしを以て「インターナシ
ョナル」の資金を藉りて以て事をなさんとの豫備的行爲なりき。茲を以て藏王會

社は頻りに合同不要論を唱へ、寶田石油の勸誘に應ぜざりき。然るに由來「インタ
ーナショナル」會社は藏王に資金融通の考なく、漸次其の事業を買收せんとの野心
を有するのみなりしかば、「インターナショナル」藏王兩社の交渉は遅々として進ま
ず。一方に於ては藏王石油會社の一部株主間には内地石油合同賛成論を唱ふる
者あり、其勢漸く盛となるや遂に株主總會の招集となり、委員を擧げて寶田石油と
交渉を開始せしむるに至りぬ。委員等は直ちに寶田石油と交渉を開始し、其結果
藏王會社全財産に對して寶田石油の株式四千二百五十株及現金八萬圓を交付す
るの假契約を締結し、將に合同成立せんとしたりしが、茲に端なくも「インタナシ
ョナル」會社に對する原油供給契約繼承問題起り來り、事情紛糾容易に解決を見ざ
りき。

前記の如く「インターナショナル」の鎌田鐵管部及平野製油所の買收は原油の供
給を受けんとするにありしかば、寶田藏王兩社合併の結果藏王よりの原油供給を
受くる能はざるは「インターナショナル」のよく堪ゆる所にあらず。若し契約を履
行せざれば損害賠償の訴を起すべしと暗に強迫の態度を示せしかば藏王は事の

顛末を寶田に通知し原油供給契約繼承を要求せり。

要求を受けたる寶田石油は、之を株主總會に諮りたるに、意見二派に分れ、其の要
求を容るべしと唱ふる寛大派は曰く寶田石油は已に「インターナショナル」に原油
を供給しつゝあり、故に「インターナショナル」藏王間の契約を承継するも何の不都
合か之あらん。而して其期限の如きは交渉如何によりて自由に決定し得べし。
若し承繼を以て不利益ありとせんか、合併契約を變更して其救済をなすべし。と
然れ共排外的思想に囚はれたる一部株主及「インターナショナル」藏王二社の提携
せるを見て心窃かに平かならざりし株主とは、斷乎として之に反對し其交渉急に
纏るべしとも見へざりき。而して他方藏王の態度を見るに由來同社は事業の變
化甚しく常に進取的、冒險的にして波瀾多く、二十九年より三十一年頃に至る迄は
二十二圓拂込株四圓以下に下落せしも其後鎌田油田有望と見るや一躍百四十圓
に暴騰し、後稍平調に復して六十五六圓を上下し、三十四年「インターナショナル」會
社藏王を買收すべしとの風評あるや又復八十圓の高値を表はし株主の多くは投
機者の有する所となれり。以來株主中投機的に一時の利益を得んとするもの多

く、實田との交渉未だ決定せざるに木村、島田、三島等は窃に「インターナショナル」と交渉を開始し、同社の多年藏王に垂涎せるを觀破せる彼等は之れを高價に賣付けんと東奔西走遂に一株拂込三十五圓を六十圓にて總計八千五百株五拾壹萬圓にて賣買契約を内約し三十四年三月十九日株主總會にて可決、疾風迅雷の勢を以て直に該契約の履行を終れり。

思ふに、賣買價格の高價なりしと、直ちに現金を獲得し得るとは藏王會社をして遂に此の舉に出てしめたる所以なるべし。

實田石油會社は十九日に於ける藏王の株式總會を以て合同契約に對する一進歩を見るならんと信じたりしに、事は全く意表に出で突如として交渉は不調に終り、實田は全く彼等の術中に陥り、「インターナショナル」に對し高價賣付けの道具に使用せられたるかの觀ありしを以て、大に憤慨し、藏王會社を以て賣國奴となし三島、島田、木村等を鑛業俱樂部より除名するに決したり。而して彼等の名聲は忽ち地に墜ち、一時は兇器を携へて三人を覗ひし者ありしと云ふ。

五 日本石油株式會社「インターナショナル」會社を買収す 明治三十三年の

交一舉にして日本石油界獨占の實を納めんとして計畫せられたる「インターナショナル」會社は明治四十年遂に日本石油會社に對し其賣却を申込むに至れり。

今其賣却するに至りし原因を探るに大略次の二點に歸するが如し。

(A) 始め「スタンダード」會社は本邦石油業の將來を以て甚だ有望なるものなりと推測し大計畫を以て着手したりと雖も、事は全く豫想に反し常に事業の成功を見る能はず。殊に各方面より該事業研究の結果將來大なるべきを豫期し能はざるを觀取し、今にして手を收むるの損失を小ならしむる所以なりと推斷せし事。

(B) 其經營始めより米國式にして規模徒らに大に過ぎ彼の製油所を始め凡百の設施悉く大規模ならざるはなく、役員社宅の如きも莊麗を極むる有様にして到底我國當時の事情に適せず。徒らに經費のみ多額に上り利益之に伴はず、幼稚なる我石油業界に對するに新式大規模なる機械を以てせしは、恰も和船に艤するに「タービン」汽罐を以てせるが如き觀ありて、唯に經費の多額なるのみならず運用上の不便は其の完全なる發達を阻止するの嫌ありき。爲

めに經營上多大の困難を感ぜし事是れなり。

會社の狀態斯くの如くなりしを以て「スタンダード」會社東洋支配人コップマン氏は遂に意を決し日本石油會社内藤久寛氏に交渉して、越後に於ける事業全部を賣却せん事を提供せり。於茲乎日本石油會社は買收の件に關して種々調査に着手し、結局日本石油會社當時の事業より打算すれば斯の如き大規模の設備は全部を完全に利用するの力を有せず。従て無用の長物を買收するの感ありしも、彌つて將來の發展を想はゞ必ずしも無謀の計畫にあらざるを認め、且つ其價格甚だ低廉にして註買收後の純益は其價格に對し優に二割以上の利廻りとなるの計算を得たるを以て遂に該申込を承諾し茲に賣買契約の締結を見、同年六月一日財産及事業の授受を實行せり。

財産の内容を概言すれば

石油鑛區三十四ヶ所	面積一、〇二三〇〇〇坪
石油井三十二坑	日産額二八〇石
天然瓦斯	日産額一、三〇〇、〇〇〇立方呎
三吋送油鐵管線	六〇哩

七噸油槽車

二〇臺

地所

九一、一〇〇坪

鑿井設備一式

製油設備一式

等にして其價格は百七十五萬圓なり。其支拂方法としては六月一日即ち契約履行の當日金五十萬圓を支拂ひ八月三十日金六十萬圓翌四十一年三月三十一日六十五萬圓を支拂ひ、而して其の間の利息は全く之を附せざるの契約なり。

同社は北海道に於ても鑛區を有し事業を經營せしが、彼の地は未だ其結果明瞭ならず従て將來不明にして幾分希望をつなぎしを以て、越後の事業と同時に賣却するを惜み依然事業を繼續したりしが、遂に明治四十三年日本石油會社に賣却し茲に全く「インターナショナル」會社の消滅を見るに至れり。

(註) 日産油額二百五十石乃至二百八十石に對し日本石油會社從來の經驗に徴し年五十萬圓内外の純益を上げ得べしとせば買收價格に對し優に二割以上の利廻りとなる。

以上を以て複雑極まる北越石油會社の合併事情を略説せり。而して是等合併

運動は直に市場獨占の目的を以てのみ行はれたるものにあらず、又事實に於て一會社の獨占到歸したるにもあらず。唯地方的區々たる競争を杜絶し、事業の統一を行ひ大經營の利益に依りて事業の發展を圖りたるものなり。

第三節 國油共同販賣所

一 設立事情 石油の需要増加と共に越後石油業漸次發達の域に進み會社組合の組織せらるるもの夥しく、而して其の間、何等の統一なく、何等の連絡なく、専ら自然の勃興に一任せられたり。而して其企業者の性質に依りて大別せんに。

- (1) 鑿井のみを經營して原油を製油業者に販賣するもの
- (2) 製油のみを經營し原油を鑛業家より買入れ精製の後販賣するもの
- (3) 鑿井製油販賣を經營するもの

以上の如く已に其種類に於て異り其の數に於て甚だ多く、而も事業に終始一貫の脈絡なく相互統一の連絡なし。其結果同業者の競争激しく、暗闘亦絶ゆる事なかりき。競争は遂に市價の低落を惹起し、市價の低落は企業者の困難を生じ、其結果

粗製濫造を餘儀なからしむるは自然の勢にして、亦已むを得ざるなり。加之資金の少額、經營の狭少は技術の拙劣と共に益粗製濫造を進め、延ひて越後油の品質改良を阻碍するのみならず、益其聲價を失墜し内地油の粗悪は天下の定評となり、信用將に地に墜ちんとす。當業者の苦心殊に小企業者の窮狀は想像するに難からざるなり。

於茲乎内地石油業の進歩發展を圖り、製品の品質改良を實行し、商標を一定して製品の統一を企て、以て社會の信用を高めんと欲し、重なる石油業者相集り明治三十五年長岡製油所を設立し、越後石油の大部分を集め、之を統一して一手に販賣せんとせり。(製油所と稱すれども事實製油せず)然れ共時未だ至らず其努力遂に效を奏せず又復原狀に歸復し終りぬ。之れより先き淺野總一郎氏既に越後石油に地盤を固め、或は鑿井に、或は製油に、或は販賣に各方面其經營の手を延ばしたりしが、其事業豫期の如くならず一般石油業者と同じく事業不振の嘆を免れざりき。前記長岡製油所の如き、其設立又同氏の斡旋與つて力ありしと云ふ。而して一度長岡製油所の經營困難なるを見るや淺野氏は長岡製油所の一手販賣を契約し販

賣事業の獨占を企てたり。然れ共由來雜然たる夥多同業者の集合よりなるを以て一致其の宜しきを得ず、僅に一年餘にして敗れたり。

斯る間に寶田石油會社は續々小會社の合併を斷行し原油の統一を圖り鑿井及製油共に漸次進歩の趨勢を示し來りたるを以て、一度長岡製油所一手販賣に敗れたる淺野氏は再び北越淺野石油部なるものを設立し寶田石油會社の製品一手販賣を契約し續いて寶田、淺野共同になる寶扇商會を起し、寶は寶田、扇は淺野氏の商標なり之をして専ら販賣事業を經營せしめたり。是れ即ち明治三十六年の事に於て茲に初めて鑿井、製油、販賣を獨力經營せる日本石油會社と對立し内地石油販賣に關し二大分界の旗幟鮮明となれり。寶扇商會成るの時日本石油會社に對し或は寶田石油會社より、或は寶扇商會より一手販賣契約加入の勸誘頻々としてなされたり。曰く寶扇商會は日本石油、寶田石油及淺野の共同として日本寶扇商會となし北越石油の統一を圖り、競争を杜絶し以て外油に當らんと。然れ共日本石油會社は自己獨力經營を標榜し頑として其勸誘に應ぜざりき。今其内意を探ぐるに日本石油は淺野氏の勢力扶殖を慮れ其の發展を喜ばざりしなり。當時淺野

氏は越後石油界に多大の投資をなし、其事業未だ成功せりと云ふを得ざれども寶田を初め其他小會社の製油販賣の實權を己が掌中に收め内地石油界の霸王たらんとするの野心あるを觀破したるを以て之と提携するを快とせざりしなり。

如斯寶扇商會は對日本石油の交渉に於て一頓挫を來たし、北越石油販賣の統一の如くならず、右に外油と競争し、左に日本石油と對戦せんは事頗る困難にして結局淺野、寶田の損失となり已むなく寶田をして寶扇を買收せしめたり。

歸つて日本石油會社を見るに當時社長内藤久寛氏渡米の途に上り親しく彼地の狀況を視察し、事業の經營方針に關し、頗る得る所あり、殊に其販賣に於て其統一を圖らず徒に蝸牛角上の争に精力を傾倒するが如きは最も不利なる所以を覺り、日本石油茲に共同販賣の必要を認むる事甚だ切なるものあり。時恰も寶扇商會は寶田會社の買收する所となり、淺野氏は一切越後より手を引きたるを以て日本は寶田の勸誘に應じ直に國油共同販賣所を設置せり、時は明治三十七年十一月十五日の事なり。

二 組織及利益 國油共同販賣所は日本寶田兩石油會社の製品一手販賣を目

的となし、一は無謀の競争を杜絶し、二は内地製油の統一を圖らんとせるものにして、始め資本金五十萬圓を兩社等分の出資となし、舊寶扇商會及日本石油の販賣所を以て之に當て組合組織にて明治三十七年十一月十五日より開業せり。本店は越後國刈羽郡枇杷島村に之を設け、東京、大阪、高崎、下ノ關、長野、松本、甲府、新潟、高田等に出張所を開き、役員は日本石油會社長内藤久寛氏理事長となり、寶田石油の山田又七、日本石油の渡邊忠兩氏理事となり、日本石油の瀬島猪之亟氏専ら經營の任に當れり。翌三十八年四月、組織を變更して株式會社となし、販賣所創立以來の權利義務を承繼せり。而して其株主は兩會社及其の重役にして等分の割合なり。内部事務員の配合は兩社の販賣に従事せしものを以て之に充て、特約店の如きも兩社從來の特約店を以て直に共同販賣所の特約店たらしめたり。

- 次に此の組織に依りて起る利益を擧げんに
1. 内地油の競争を防止すること。
 2. 製品の統一を圖ること。
 3. 品質を改良すること。

4. 従つて社會の信用を高むること。

5. 外國油との競争上有利の地位を占むること。

6. 各社は製品を一手に販賣するが故に金融上の便利を得ること。

以上は共同販賣所制度により當然得らるべき利益なれども、創立當時雜務紛糾し其整理に忙殺せられ販賣事務の發展に専心力を盡す能はず。加ふるに三十八年外油の壓迫甚だしく、同年九月頃露國石油産地のバグ騒擾の影響にて一時タンク油の暴騰ありしも、暫時にして反動的値下げとなり、市況一般沈靜に陥り其賣行渺々しからず。遂に明治三十八年十二月決算に於て當期缺損金四萬圓を生じたり。

創業の雜務既に終りを告げ市場亦恢復の曙光を露はし、三十九年上半年期に於ては全く前期缺損金を償却し將に事業の佳境に入らんとせしが、茲に端なくも重役事務員等兩社系統間に内訌を生じ事遂に敗れて三十九年九月日本石油會社の分離となれり。

三 分離原因 國油共同販賣所設立の目的は既に前述せる如く内地油競争の杜絶製品の統一に在りしは言を俟たざる所なれども其根本目的は先づ販賣を共

同にし續いて製油を合併し、更に進んで鑿井をも合併し、茲に全く日本實田兩社の合同、延いては北越石油業の大合同を行はんとするにありき。然れども手段却つて姑息に出て上は重役高級事務員下より出張所特約店に至る迄双方より配合せしめしを以て、勢ひ其間に不和を生じ、遂に分離の已むなきに至れり。蓋し自己の利益に急にして他を嫉視するは人性の弱點にして公平無私事を處するも尙且つ兩者より猜忌の眼を以て目せらるるは社會の通態なり。

加之其間誤解生じ、流言飛び蜚語亦傳へらるゝに至り遂に全く失敗に終らしめたるものなり。其他日本實田兩社は其成立の歴史を異にし其經營方針に至りては全く相反する二主義を代表せるを以て互に融和合一すること困難なる事情存在せり。是れ亦分離を早からしめたる一理由と見るを得べきか。

四 分離後の狀況 實田石油會社は日本石油會社分離後も猶國油共同販賣所を自己の販賣機關たらしめ、尙當時日露戰後企業熱の旺盛ならんとせるを見、直に増資を行ひ三百萬圓となし、其事業を繼續せしめ、販賣上の利益を得ると共に専ら本社の金融上の便益に供せり。即ち製品販賣と共に直に手形を振出し、之を銀行

にて割引し以て資金調達に資したるなり。其後事業の狀況多少波瀾ありしが事實上實田石油會社の販賣機關にして明治四十三年一月遂に同社の買収する所となれり。

日本石油會社は其分離後直ちに従前の通り販賣直營に歸復したり。其結果兩者の對立となり市場必ず競争を發生するならんと豫想せられしが、世界石油市場一般活氣を帯び外油の昂騰次いで内國油の騰貴を見、分離後當分急劇なる競争を見ざりき。

要之、國油共同販賣所の設立は本邦石油業發展上幾分利益ありしとは雖も、其期間甚だ短く未だ其實效を見ずして終り、其根本目的たる大合同に對しては一步を進めんとして却つて百歩を退かしめ兩社をして當分其望を斷念するに至らしめたり。

第四節 内外石油「カルテル」

第一 「カルテル」成立前に於ける

本邦石油界の狀勢

當時に於ける我國石油業の狀勢を知らんと欲せば先づ外油側に於ける「スタンダード」、「ライジングサン」の兩社及内油側に於ける日本、寶田二社を研究せざるべからず。即ち天下四分の形勢にして爾餘は殆んど一瞥を與ふるの價値を有せざるなり。

一 外油 外油は明治初年より之を我國に輸入し殆んど本邦石油市場を獨占せるの觀を呈し最近内國油の漸次發展せるの時に於て尙六割五分以上の販賣高を有し其の價格に於て常に略一割五分の高値を維持せるの有様にして、關稅の墻壁により漸く内油の發達をなし得たるなり。今「スタンダード」、「ライジングサン」二社の狀勢につき少しく述ぶる所あらんとす。

(A) 「スタンダード」石油會社 同社は先きに本邦石油業の將來甚だ有望なるを豫想して「インターナショナル」會社を越後及北海道に設け一舉にして本邦石油業を獨占せんと企てしが、事は全く豫想と齟齬し、經營方法亦四圍の狀況に適せずして遂に日本石油會社に賣却せるは已に前述せる如くなれども、由來同社は世界石油界の霸王なるが故に本邦市場の如きは單なる一技業の問題

に過ぎず。加ふる内油の進歩今尙幼稚の時に當りては、全然獨占の姿にして獨り超然主義を採用し内油側の合同、販路擴張の如きは何等關せざるものゝ如く冷然之を傍觀せるの態度なりき。

然れども如斯狀態の永續は得て望むべからず。内油の合同に依り、内油相互の競争減少し、技術の進歩は産額の増加品質の改良統一となり、又昔日の如く嬰兒視し能はざるに至り、且つ世界に於ける「スタンダード」社の大敵たる露西亞油は「アジャック」會社を本據とせる「ライジングサン」の手により本邦市場を侵略し來りしかば遂に彼の常に標榜せる超然主義の今や漸く支ふる能はざるの形勢となれり。形勢の轉化既に如斯當時本邦に於ける「スタンダード」社の勢又昔日の如くならず、兎角消極不振の嘆を免れざりしが明治四十二年印度市場に於て辣腕の譽高かりし「クラーク」氏來りて支配人「コール」氏の下につくや直に營業方針を變更し、新進の銳氣を以て事業の刷進を計れり。

抑「スタンダード」本邦支社の營業方針は常に超然主義にして、而も行動自由の範圍甚だ狭く、萬事紐育本社の命令を待ちて初めて行ふものにして従つて

行動の敏活を缺き爲めに商機を逸する憾ありき。

然るに四十二年九月に至り全國特約店を横濱に招集し、其方針變更を告げ爾來舊勢を挽回し販路の擴張侵略につとめたり。

(B) 「ライジングダサン」同社は彼のアジャチツイ會社の支社にして營業の方針全く「スタンダード」と異り、處決迅速にして機に臨み變に應じ以て克く商機を捕へ着々本邦に於ける市場を開拓し、他方に於ては明治四十一年十二月福岡縣西戸崎に製油所設置の計畫をなし、翌四十二年八月工事完成を告げ、ボルネオ及スマトラ原油を輸入精製し本邦及滿韓地方に販賣し其勢亦侮るべからざるものありき。

二 内油 内油は即ち日本、寶田兩社にして、明治三十九年九月國油共同販賣所の分離以後豫想せる如き競争なく、爾來常に兩社の打合せによりて相場を昇降し、専心一意生産の増加品質の改良に苦心し、或は事業の擴張をなし、或は會社の買収につとめ依つて以て外油に對抗するの策を講じつゝあり。即ち敵國外患あるが故に漸く内訌を生ぜざりしのみ。彼の南北石油の原油輸入問題起るや南北石油

と關係ある寶田と日本石油とは激甚なる争闘を惹起せることありき。

第二 「カルテル」の起因

「カルテル」の因つて起りたる原因は要するに相互競争の不利を悟り販賣高の分割及販路の制限をなさんとするにありしと雖も、其の外油側たると内油側たるとにより幾分原因の異なるもあるが故に左に之を略述せんとす。

一 外油側

A 親會社間に於ける「カルテル」の成立。「スタンダード會社」及「アジャチック會社」は世界に於ける石油界の二大霸王にして、多年各地に於て競争し來りしが、遂に東洋方面に於て「カルラル」成立せしを以て其の餘波本邦に及び遂に「カルテル」成立を促がすに至れる事其の一なり。

B 内油の勃興 本邦石油市場は外油の獨占にして「スタンダード」社の如きは超然主義をとり内油を齒牙にだも掛けざりしが、近來内油の勃興著しく品質の改良統一を圖りしのみならず、市價に於て一箱五六十錢の低位にあり。加

ふるに販賣の方法甚だ巧妙なりしかば、聲價大に加はり着々外油の販路を侵略せり。於茲乎外油は今更の如く驚き急遽従來の態度を一變し、極力防戦にのつとめ、盛に對抗運動を起せり。然れども内油の確實なる進歩と關稅の引上げとは共に外油を困難ならしめ、遂に不利なる競争を捨てて有利なる妥協に出で以て安全なる販路を分取するに如かずと感ぜし事其の二なり。

C 外油二社の競争 其他二社相互に於て競争甚だしく爲に不利を蒙りたる事大にして且つ到底他を壓倒し得ざるを想ひ茲に「カルテル」を發生せしめし事其の三なり。

D 原油の輸入 關稅の關係より外國原油精製の業内地に起るや、外油は大に之が妨害策を講じ、一方に於ては先づ内地製油業者(初め南北會社後に寶田會社)の糧道を絶たんとして本邦輸入の原油を米國に於て買收し、他方に於ては内地精製油量を制限せんと企てたること其の四なり。

二 内油側

A 外油の競争 内油側に於ては日本、寶田兩社共に激烈なる競争をなさず、常

に妥協を繼續し來りしが外油の競争を蒙り、其の甚だ不利なるを悟り、遂に四社協定の必要を感ぜり。

B 寶田石油會社の不始末 當時寶田は經營不如意にして競争の弊に堪えず「カルテル」成立の結果價格の上騰を願へり。

次に「カルテル」成立に至れる経路を見んに明治四十二年十一月十一日「スタンダード」石油會社々員の來朝を機とし寶田石油會社によりて主唱せられたるものなるが、當初寶田と日本との意思疏通を缺き談遂に調はず、前記ス社々員は支那に向つて本邦を去り市場は依然競争の裡にあり、日本石油會社の如きは單に競争に依りて蒙りたる損害よりも寧ろ競争に依つて一般に生ずる品質の粗悪を慨し、今更「カルテル」の成立せざりしを惜みしが全年十二月中旬に至り、ス社々員再び支那より來朝せしかば、茲に日本石油發起の下に第二回の協商を見たり。此際「カルテル」成立上一大難題たりしは寶田石油の程ヶ谷製油所の製油制限(従つて原油輸入高制限)の問題なりき。其故は嘗て寶田は東洋汽船會社と契約して特に油槽船を製造せしめ、一ヶ年五萬噸約七十五萬箱の原油の輸入契約あるが上に製油所に於て

も一ヶ年百八十萬箱内外の製油力を備へ居れば今俄に其製油額従つて原油輸入額を減少する能はず又好まず。然るに外油側に於ては日本内地に於ける産油の増加は妨げずと雖も、外國原油の精製を以て外國石油の輸入を妨げんとするが如き手段に對しては絶対に反對せざるべからずと主張せり。之れが爲め一方に於ては寶田と東洋汽船との間に輸入減少の場合に於ける違約金の負擔について折合つかず。他方に於ては寶田と外油側との間に原油輸入制限に關し談判行腦みたるが、遂に一ヶ年製油高六十萬箱と云ふ條件にて三方妥協を遂げたり。其他四社の石油供給比例につきても多少交渉行腦みしが之も幸に折合を見、明治四十三年一月二十九日寶田の松原重定、日本の松方乙彦、ライジングサンのスミス、スタンダードのコールの四氏各社を代表して東京帝國ホテルに會し協定契約の調印をなし、二月一日より實施し二月四日同所に會して契約書の交換をなせり。

第三 「カルテル」の内容

契約書全文左の如し。

An agreement made the Fourth day of February 1910 between the Hoden Petroleum Company Limited and the Nippon Oil Company Limited (hereafter jointly known as "A") of one part and the Standard Oil Company of New York and the Rising Sun Petroleum Company Limited (hereafter jointly known as "B") of the other part, whereby it is agreed as follows:—

(1) The phrase "Refined Oil" set forth in this agreement shall be held to include all oils refined exclusively for illuminating purposes or other similar oils capable of being used for the same purpose, and shall include Neutral light oil and other products sold for illuminating purposes.

(2) The quantity of Refined Oil and its equivalent to be delivered into consumption in Japan, exclusive of Formosa, by the parties hereto shall be as follows:—

"A" shall limit its deliveries in average per month to 35% of the total Refined Oil and its equivalent delivered into consumption in Japan, exclusive of Formosa.

Out of the said 35%, the Hoden Petroleum Company Limited shall limit its deliveries to 43, 43% of Refined Oil and or its equivalent from Japanese crude.

Out of the said 35%, the Hoden Petroleum Company Limited shall limit its deliveries to 17.14% of Refined Oil and or its equivalent from imported crude.

Out of the said 35%, the Nippon Oil Company Limited shall limit its deliveries to 39.43% of Refined Oil and or its equivalent from Japanese crude.

As to the said percentage and or percentage of limitation the responsibility of parties hereto

constituting "A" shall be joint and several

"B" shall limit its deliveries in average per month to 65% of the total Refined Oil and or its equivalent delivered into consumption in Japan, exclusive of Formosa.

Clause six of article two shall also apply to the parties constituting "B"

It is understood, however, that this agreement shall not apply to oils supplied to the Japanese Government by "A" for fuel and cleaning purpose and shall not apply to oils to be supplied to the Tokyo Gas Company Limited and other Gas Companies of the manufacture of water gas.

(3) "A" agrees not to export Refined Oil and or its equivalent from Japan to any other country or territory except Formosa.

The maximum quantity of Refined Oil and or its equivalent to be exported by "A" from Japan into Formosa shall be limited to that manufactured from crude produced in Japan exclusively, and shall also be limited to the following quantities:—

At the rate of 50,000 (fifty thousand) units per annum by the Hoden Petroleum Company Limited.

At the rate of 75,000 (seventy five thousand) units per annum by the Nippon Oil Company Ltd.

(4) "A" shall limit its deliveries of refined oil and or its equivalent manufactured from imported crude oil to a maximum of 600,000 (six hundred thousand) units per annum, said amount being included in the 35% hereinbefore provided.

"A" shall not import during the life of this agreement a larger quantity of crude petroleum per

annum than will yield when distilled 600,000 (six hundred thousand) units of refined oil and or its equivalent; it being understood that the annual importation thus limited shall be distributed through the year at an average rate 50,000 (fifty thousand) units of refined oil and or its equivalent per month when the maximum quantity of refined oil and or its equivalent is extracted.

(5) As soon after the end of each month as possible "A" and "B" shall exchange statements signed in duplicate showing the total deliveries into computation of refined oil and or its equivalent for the month in Japan.

The statement compiled by "A" shall show separately the deliveries of refined oil and or its equivalent manufactured from crude produced in Japan and the deliveries of refined oil and or its equivalent produced from imported crude.

These statements shall be signed-Statement compiled by "A" by Messrs. S. H. Matsubara and O. Matsugata or their successors in office.

Statement compiled by "B" by Messrs. H. E. Cole and M. Spencer Smith or their successors in office.

As soon after the end of each month as possible "A" shall furnish "B" with a statement in duplicate showing its exports of refined oil and or its equivalent, into Formosa.

This statement shall be signed by Messrs. S. H. Matsubara and O. Matsugata or their successors in office.

"A" shall not export from Japan any refined oil and or its equivalent except as provided in Paragraph three hereof.

"A" shall not export or re-export any crude petroleum of their foreign or domestic.

(7) This agreement may be cancelled by either of the parties comprising "A" or either of the parties comprising "B" upon twenty four hours' notice.

(8) This agreement shall be applied to all corporations or organizations for producing, refining, selling, or distributing oil when in existence now or to be formed hereafter subsidiary to or connected directly or indirectly with any of the parties to this agreement.

In witness whereof the corporations, consisting "A" and "B" have caused their respective representative to legally sign and execute these presents, in quadruplicate, in English the day and year first above written.

以上契約の内容を検するに其要素とする所は燈用石油販賣額の比例輸入原油精製の制限販賣の制限等にして其他該契約書以外賣價の協定に關しては各種の内約あり。即ち毎月一回各社より一名宛の代表者を出し協議會を開き、以て公定標準相場を定むとなせる事是れなり。以上の如く、其の協定内容稍複雑にして、而も内油外油兩者の協定なると同時に亦各社間の協定なり。而して其監督方法の

如きも單に賣上計算書を交換するに止まり相互に其の販賣出荷等を検査する事なく、専ら各社の徳義心に訴へ、違約せる場合の如きも違約金賦課等の規定なく、唯二十四時間を以て解約し得るの峻嚴にして、而も協定破棄に容易なる條項を含み協定の粘着力に至りては甚だ薄弱なるものなりき。

第四 「カルテル」の影響

一 市價の暴騰 石油「カルテル」成立の報一度世間に傳はるや忽ち石油市場活氣を呈し、其後は競争の杜絶と價格の引上げとを豫想して、一切の石油相場一齊に強氣を帯び相場上向の傾向となりたるに加へて「カルテル」成立後直に一箱十錢値上げを斷行せるを手初めとして引續き屢値上げの強行ありしかば、内外の原因相依り相扶けて忽ち石油相場の一大暴騰を見たり。五六七月の時期は例年石油の閑散期にして、相場下向きたるにも拘らず、當時は値下なきのならず益、釣上げらるるの狀勢なりき。

二 販賣店及消費者の困難 競争の杜絶は營業費をして、少額ならしめ、價格の

騰貴は収益をして膨大ならしむ。於茲乎「カルテル」の利益を享くるものは獨り協定四會社に止りて、一般消費者の如きは其の暴騰に腦され、一般的必需品なるが爲めに直に消費を減少する能はず、唯會社の暴狀に盲從するの外なく販賣店に至りては物價騰貴の傾向ある時は常に利益を得る事普通なりと雖も、今回の如きは其の昂騰頗る急激にして其の結果市場を擾亂し直接消費者に販賣する特約店の如きは建値を以て消費者に販賣する能はず、僅に會社より交付せらるゝ割引口錢を目的に自腹を切りて廉賣するの己むを得ざるものありしと云ふ。

三 世論の非難 於茲乎輿論の非難漸く高く消費者は其騰貴の不法を罵り、販賣店に對し苦情百出し販賣店亦價格暴騰の非を鳴らし、市價の騰貴は販賣上の困難を伴ひ結局需要の減退を來たすの虞ありとなし、屢々反省を會社に求むるものありしが、四社は斷じて強硬の態度を變ぜず不賣なれば賣るゝ迄隱忍すべしとの意氣込なり。而して世間の非難を辯駁して曰く石油消費稅賦課以來内外石油競争の結果價格次第に暴落し、遂に其極に達し全く底値に到達せるの時、漸く協定せざるものにして、定協前後の價格を形式的に比較觀察して其非を鳴らすは眞に其實狀を知るものにあらず、其實際に到りては唯消費稅賦課以前の相場に回復せしめんとするに過ぎず、決して獨り貪るに暴利を以てするの横暴を敢てするものにあらんや。と。然れども世論は其辯解に對して満足する能はず、尙も攻撃の論鋒を進めて曰く元來本邦の石油業は日本と云ひ實田と云ひ何れも二三割以上の配當を繼續し本邦事業界に於ては他に多く其類例を見ざるの成績を擧げつゝあり。然も尙此の上更に獨占の暴利を壟斷せんとするは貪婪飽くことを知らざるの徒と謂はざるべからず。若し然らずんば従前實際の収益なく今日迄配當をなし來りし缺陷を此際填補せんと意なるべしと實に當時石油市價の騰貴は頗る突飛的のものありしを以て上述の如き非難と疑惑とを受くるは當然なりと云ふべし。

四 需要の減退 市價の騰貴は協定外同業者の利益を膨大ならしむるは當然にして越後に於ける個人經營の小石油業者及小會社の如き、其他當時設立せられたる日實石油資本金二百萬圓、明治石油資本金三十萬圓等の如き、漸次擴張をなし、販路を侵略し、他方に於ては電氣瓦斯の勃興著しく、近時大都會より中都會、中都

會より小都會と次第に其營業區域の擴張を見るが上に料金亦漸次低廉ならんとするの傾向あれば斯かる石油の暴騰を機として電気又は瓦斯に変更するもの續出し一時需要の減退を促進せり。

第五 「カルテル」の崩壊

世人既に協定四社の暴狀を惡むと共に又「カルテル」の基礎鞏固ならざるを論ぜしが果して協定成立後僅々七ヶ月にして其崩壊となり我石油市場は再び競争場裡と化せり。今其崩壊の原因を考察せんに

(1) 賣行不振の結果協定違反の舉動ありしこと

(2) 各社の態度始めより誠實を缺きしこと

(3) 外國に於ける協定破裂の影響を蒙りしこと

既に述べたる如く協定の結果は則ち價格の上騰となり輿論の非難となり賣行の不振となる。於茲乎會社は自己の持荷を賣捌かんとして焦心苦慮し寶田石油の如きは其商標を撤回し秘密に個人商店に賣却し其商標を貼用して市場に賣捌

くが如き窮策を講ぜしが其の暴露するや外油側より激烈なる抗議を受けたり。斯くて賣行不振により協定の基礎漸く動搖し互に猜忌の眼を以て其行動を監視するに至れり。

其他協定に依り販賣額の比例は既に決定せられたりと雖も何等輸入額の制限なく其の結果外油側は多大の輸入を斷行し従つて在荷推積となり加ふるに需要の減退となりしを以て經營稍困難を感じ機に應じて販路の擴張をなさんとしつゝありき。

俄然八月中旬に至り「ライジングサン」社は自由行動に出て市價値下げを決行し獨り販路の開拓に努力せしかば茲に協定破棄の端緒を發生せり。尙各社協定中の行動を見るに或は歩調必らずしも一致せざるの點に於て或は突飛的に市價の暴騰を惹起し徒に一時的暴利を貪らんとし何等市場の調節に盡力せざりし點に於て將又協定の初より既に協定解約後の販路爭奪に腐心せる點に於て頗る各社の誠意を缺くものありと言はざるべからず。而して最後に最も重大なる原因にして而も崩壊の動機となれるものは外油二社の印度方面に於ける勢力範圍の紛

争より端なくも一大衝突を惹起し、次て協定の破棄となり、餘波遂に及んで極東に來り外油側の申込により九月十日石油「カルテル」全く崩壊し終りぬ。

第六 「カルテル」崩壊後の状勢

一 當時に於ける豫想 「カルテル」崩壊後如何に成行くべきや當時社會の注意を惹きたるものにして或は競争劇烈の結果本邦石油業者の如きは資力の點に於て外油と同日の論にあらざるを以て遂に壓倒せらるゝの外なく従つて漸く發展の域に進みたる本邦石油業は大なる打撃を受くるに至らんと悲觀し、或は外油の競争は印度地方に劇烈なるを以て本邦に於て尙競争をなすの餘力なかるべしと樂觀し、或は競争は劇甚なるべきも何等恐るゝに足らず、關稅の保護に於て生産地消費地との關係に於て我十分優勝の地位に在るを以て決して壓倒せらるゝ事なかるべしと。

二 市況 事實は遂に第三説の如く表はれ協定崩壊後は市價頻りに下落し、販賣業者をして不安の念を懷かしめ安じて買付をなす能はざらしめたり。即ち協

定破裂後「ライジングサン」及内油は價格引下をなし「スタンダード」は容量増加を以て之に對抗し、各取次店を督勵し、販路の爭奪に勤め、九月の所謂需要期に於て例年價格引締り仲繼商小賣商等其直轄を利せんため買置をなし會社は在荷を一掃するを常とせるに當時は四十二年事情全く之に反し、何れも先安見越を抱かしめ思惑買を阻碍し當用口の外賣付をなすものなかりき。

於茲乎「ライジングサン」は從來の仲繼店の外、法外の安値を以て各小賣店を買收し「スタンダード」も亦之に對抗し小賣又は卸賣に於て非常なる割引を執行し其後十月に入り最需要期に際するや益、激烈となり、其の競争亦建値を引下げ堂々として行ふにあらずして各地の販賣業者に命じ、其の土地の事情に依り、獎勵費若しくは割引率を増加し、冥々の裡に販路の侵略に努力せるが故に市價は實際の引下げ以下に下落せるの形蹟あり。

三 外油二社の商略 石油市場今や混戰の状態に陥り、市場に寧日なく頗る懼虞の暗雲に閉されたるが其競争方法に至りては外油二社の間に於て全く相反せる商略を採用せり。即ち當初に於て「ライジングサン」の値下げに對し「スタンダード」

「下」は容量の増加を以て之に對戦し、後幾干もなくして關東に於て値上げを實行せり。世人此値上げを目するに、或は關東は從來著しき安値にありしを以て値上げをなして以て東西共に同値ならしめたりと云ひ、或は品質改良より來りたりと説き、或は劇烈なる競争に堪え得ずして遂に降伏的態度に出たりと嘲りたり。然れども是れ全く同社の商略にして同社の偉大なる勢力を利用し漸次値上げを續行し販賣者に對し一方には其の直轄を利せしめ他方には此際高値を恐れて躊躇せば他日買付くるの機なきに至るべき氣配を示し進んで買ひ進ましめんとせしものなり。之に反して「ライジンググサン」は益市價を下落せしめ、最早殆んど底入直段に達したる場合に於ても尙値下げを續行せしかば特約店は將來に於ける相場下落を豫期し自然買溢りの傾向となれり。されば同社は遂に相場引下げによる直轄を與ふべきを約し以て買進を促進せしが事は却つて豫想と反し、准買溢の趨勢を助長せしのみ。是れ即ち此の約束の裏面には尙將來市價の下落すべきを意味し競争の繼續を想はしむればなり。

今前記兩社の商略を見るに時既に底入相場になりたるに際しては前者の手段

は積極的にして取引者をして直轄を利せしめ且つ市價の引上げは競争の中止を聯想せしめ安じて買進ましむるものにして甚だ巧妙なりと云ふべく、後者は寧ろ消極的手段にして、却つて社會の疑惑を招くの損失ありと謂ふべし。

四 各社の妥協 斯の如く「スタンダード」社の値上げを行ふに當り「ライジンググサン」は却つて値下げをなし反對の商略を以て競争を繼續せるが英油の下落漸く其の極に達し、最早殆んど値下げの餘地を見出す能はざるに至るや突然「ライジンググサン」は賣止を行ひ續いて寶田日本兩社も亦同時に賣止を決行せり。是れ曩日油價の低落急激なるを以て、販賣業者を始め一般消費者に至る迄他日反動の來るべきを期待し、今や其の分水嶺なるを觀破するや忽ち買進の勢と變じ其の勢猛烈にして各油注文に對する荷渡に忙殺せられ新規注文に應ずる態はざるが故なり。其の後各社は競争に困憊し其の不利なるを自覺し、且つ各本社よりの注意により全く無謀の舉動に出づるを廢し、十二月英油の値上げに續いて又々米油の値上げとなり、爾來暗黙の妥協となれり、而して此競争當時に於ける内油の態度は寧ろ他動的自衛的にして進んで挑戦せるが如き事なく、唯外油の競争に應じて防戦せる

に過ぎざりき。

第五節 結論

以上本邦石油業の歴史を通觀し、カルテル的見地より之を評するに、明治二十五年以後簇生せる數多小會社組合は、實田石油會社の大合同に依りて、企業者數の減少となり、地方的競争を減少せり。又實田、日本兩社の國油共同販賣所は、内油の競争を杜絶し、品質を改良し、製品を統一するの目的を以て發生せり。其の後内油漸く進歩し、外油と其の肩を摩するに至るや、茲に内外四社の「カルテル」を産出せり。而して實田石油會社の實行したる大合同は、單に地方的競争を減少せしめ、事業の進歩發達に資したるのみにして、市場の調節をなし得るの力を有せず、又市場調節を以て其の目的となさず、専ら合同による利益を獲得して其發展に資したるのみ。故に之を以て本邦に於ける石油「トラスト」と稱するを得ざるは明かなり。次に實田、日本兩社の協同經營に成る國油共同販賣所の如きも、品質の改良、製品の統一を目的としたるものにして、純然たる販賣「カルテル」と稱するを得ざるなり。唯當時

は内油の品質粗惡にして、外抽と比較すべくもあらず、外油は超然主義をとり、常に數段の高價を維持し、到底競争の相手方たるを得ず、従つて内油相互の競争を不利とし、内油市場を支配せんとするものなり。此の點より見れば、國油共同販賣を以て一種の販賣「カルテル」となす亦不可なきが如し。次に内外四社の「カルテル」は内油漸く進歩して外油に對抗し得るに至りて發生せしものにして、日本全石油市場を獨占するの目的を有す。則ち純然たる「カルテル」にして其の内容より見れば、販賣額分割「カルテル」、販路分割「カルテル」、生産制限「カルテル」と云ふ可きなり。

而して以上兩「カルテル」は共に其の壽命甚だ短く、而も決して好成績にて其の目的を達し、期限來りて解約せるにあらずして、全然其の目的を達すること能はず途中に於て崩壊せるものなり。彼の共同販賣所の如きは其の根本的たる日本、實田合同の理想に向つて寧ろ退却の結果を生ぜしめ、内外四社の「カルテル」の如きも、市場を調節せずして却つて市場を攪亂せるの結果を來たせしのみ。

斯くの如く石油業に於ける「カルテル」の常に失敗せる原因は如何、其の都度既に之を説きたりと雖も、今此等に共通せる根本原因を考究せんに、

① 過剰生産に陥らざりしこと。

② 企業者間利害共通の點少きこと 等なり。

本邦に於ける石油業は從來甚だ幼稚にして其の産額到底内地需要を充たす能はず。漸く進歩して外油と對抗し得るに到れる内外四社「カルテル」の場合も尙且つ三割五分を供給するに過ぎず。之れが爲め數會社時に或は騎虎の勢制止し難く競争に陥り其結果「カルテル」の發生せる事ありと雖も元々生産の過剰を來たしたるにあらざり、需要の急減を生じたるにあらざり、國內石油の供給は依然として不足なるが故に窮屈なる制限の下に行動するを好まず、遂に「カルテル」を破りて自由行動に出でたるは皆自然の勢なりと云ふべきなり。

次に各企業者を見るに、本邦全石油市場を獨占せんと欲せば其の性質を異にし、販路を異にし、營業方針を異にし、商品の種類品質を異にする内外二種の企業者を纏めざるべからず。而も内に寶田、日本の二社ありて各特徴を有し、外にスタンダード「ライジングマン」の二社ありて各特質を異にす。斯くの如く各企業者間に著しき異點を有し従つて利害共通の點少きは到底「カルテル」を繼續し其の目的を達

し得るものにあらざるなり。

一言以て之を蓋へば、本邦石油業に於ける「カルテル」は全然失敗の歴史にして、市場調節の目的を有する「カルテル」を試みて却つて一時的市場擾亂を來たせる有害無益の運動なりしなり。

參考資料

北越石油業史、北越石油業調査(長岡商業學校)、日本及寶田兩社營業報告、國油共同販賣所營業報告、日本及寶田兩社事業案内、國民經濟雜誌、東洋經濟新報、實業報知新聞、中外商業新報、富業者の談

第二章 無煙炭販賣「カルテル」

第一節 茨城無煙炭概要

茨城炭は本邦炭業界に於ては其の勢力甚だ少なく、一般炭業に對して大なる影響を及ぼすものに非らずと雖も其の性質自ら他と異り、其の販路に於て或る一種の獨占を有するが故に遂に茨城炭鑛を採掘する數會社間に販賣「カルテル」の成立を見たるなり。今共同販賣所を説くに先ち茨城無煙炭に關し其の概要を摘録せん。

- (一) 産地 常陸、磐城の國境近傍にして、舊日本鐵道海岸線高萩磯原、勿來、方面より産す。
- (二) 産額 明治二十九年の頃より採掘せられ、其後産額の消長ありて一定せずと雖も、概して増加の趨勢にして現今略一ヶ年四十萬噸を産す。
- (三) 炭質 普通石炭の如く黒煙及臭氣を發することなく火力概して弱く、一時に

猛烈ならざるも、長時間の燃焼に耐ゆる特徴あり。炭質上等のものに至りては白き煙を少量發するのみにて其の焚落しは之を火鉢又は七輪に移し以て木炭に代用し得るの特質あり。

- (四) 炭種 採炭後之を分類して壹等炭、二等炭及粉炭とす。
- (五) 販路 品質優良なるもの即ち壹等炭は殆んど其の産出の全部を東京、横濱、兩市に於ける蕎麥屋、菓子製造店、理髮店、飯店等の小口の需要に薪炭代用として供給し、其の以外の販路は極めて狭小なれども静岡、名古屋、岡崎、福井、京都、大阪の各市に賣行あり。二等炭及粉炭は製糸工場を主とし、其他一般の工場並に東京市内洗湯業者の燃料として需要せり。要之全産出額の四割即拾六萬噸は之を京濱間に供給し、價格百二十萬圓に上り、殘餘二十四萬噸は殆んど二等炭以下粉炭に屬し、之を地方に輸送するものにして價格百萬圓内外とす。

第二節 共同販賣所

- 一、共同販賣所成立以前の狀態 炭田の發見せられたるは明治二十八年の頃に

して、二十九年茨城無煙炭鑛株式會社三十萬圓設立せられ石炭採掘の業を營みしが創業當時は其の採掘に於て將亦其の販賣に於て頗る困難多く事業概して不振の有様なりき。然れども漸次世人の認むる所となり、販路を擴張すると共に出炭額も漸く増加し、事業頗る好況を呈するに至れり。明治三十五年に及び茨城採炭株式會社七十萬圓起り、茲に兩社の競争を惹起し、一時頗る激烈なりしが、需要の増加は自然に競争を終焉せしめ、爾來兩社比較的順潮に進み、日露戰役より戰後の景氣につれ頗る好況なりき。好況來れば則ち事業の擴張を見、會社の勃興を促すは事業界一般の通則にして山口無煙炭鑛合資會社新に起り、茲に又々競争を生じたり。時恰も戰後企業熱勃興後の反動として事業の沈滞甚しく殊に石炭業の如きは一般を通じて未曾有の不況に遭遇せしかば、各社の困難實に名狀すべからず、全然無配當にして甚しきは缺損又缺損の有様なりき。於茲乎悲況は遂に「カルテル」を發生せしめて共同販賣の約なる。是則ち明治四十三年十一月の事なり。

二、起因 既に前述せるが如く困難は終に「カルテル」を發生せしめたりと雖も、今少しく其の起因の詳細を検せんか。

(1) 新會社の勃興(供給過多)

(2) 經濟界の不況(需要の減少)

等にして、特に他の石炭と關係なく、獨り「カルテル」を組織するを可能ならしめたるは

(3) 炭質及用途の獨特なる事はなり。

日露戰爭當時は一般炭價の影響を受けて頗る市況の順潮を保ち戰後に至りて世は企業熱の勃興となり、事業界頗る活氣を呈し、茨城炭の需要亦甚だ多かりしかば茲に二三新會社の發生を見る其の重なるものを山口無煙炭鑛合資會社二十萬圓となす。於茲乎出炭は多額となり、供給は過多となる。當時の好景氣は眞景氣にあらずして戰捷の空景氣に過ぎず、俄然反動的な不況は襲來し來りぬ。仍て需要の減退となり、遂に各社を驅つて無謀なる競争の渦中に陥らしめたり。或は人を兩毛地方に派して需要者(製糸家)の爭奪を計り、或は値下の方法により、或は販賣條件を寛大にし、百方販路の擴張に盡力せり。此の弱點に乗じて、益價格の下落を來さしめしは仲買人なり彼等は各炭坑主の間に意思疏通せざるを奇貨として各地

に至りて虚言を吐き頻りに價格の下落を來さしめ頗る炭鑛業者を苦しめたり。此の時に當りて茨城採炭株式會社事務取締役安部氏は競争の各社に不利なるを説き共同販賣の必要を論じ、熱心其の意を主唱せしかば遂に三社間販賣「カルテル」の發生を見たり。由來同地方は小炭鑛業者の分立甚しく、其の數既に十指を屈するに足ると雖も、其の稍大なるものに至りては茨城無煙炭鑛株式會社、茨城採炭株式會社、山口無煙炭鑛合資會社の三社に過ぎず、此の三社の出炭量、全産額の七割五分を占むるが故に條件の一致を見易く、遂に三社のみを以て「カルテル」の成立を見る所以なり。其の他一般石炭の影響を蒙る事少なく特に販賣「カルテル」の成立を可能ならしめたるは其の炭質及用途に於て特徴を有し自ら別天地を形成せるに歸せざるべからず。

三組織 以上三會社の出資に係る拾萬圓の合資會社にして各會社より二名を出して理事及監事となし別に各社に關係なき人を選びて業務を執行せしむ。而して各社間の契約は其の要點左の如し。

(1.) 一切直接に販賣せざることを

(2.) 價格は豫め最高最低を定め其の範圍内にて共同販賣所に一任す。若し既定の範圍外に於て販賣の必要を生じたる場合は各社にて特別の協定をなす。

(3.) 代金は集金したる後各社の賣上高に比例して支拂をなす。

(4.) 掛賣は一定の高及一定の期限を定め、取引先に對し之をなす事を許す。其の範圍内にて販賣したる場合に於て貸倒となりたる時は共同販賣所其の責に任ぜず。

(5.) 共同販賣所は磯原驛積出手取高に對して一定の口錢を受く。其の歩合は炭質により又は相場により一定せず。

(6.) 各社採掘高は従前の經驗により將來の採掘力及需要を豫測して毎年之を豫定す。

(7.) 期限十ヶ年

其他受渡の方法、販賣に關する各種類雜なる規定ありと雖も、契約書秘密に附せられ其の詳細を知るを得ず。出炭量は現時(大正二年二月)茨城無煙炭鑛株式會社毎月二千萬斤、茨城採炭株式會社千四五百萬斤、山口無煙炭鑛合資會社八百萬斤な

りと云ふ。

違約處分に關しては何等規定なしと聞く。

四、共同販賣所設立後の狀況 明治四十三年十一月共同販賣所設立せられたりと雖も、四十一年來の暗雲未だ霽れずして炭業界の上に低徊たり。競争漸く己みたりと雖も、需要未だ盛ならず、價格尙十分の恢復を見ず、各社共に四十五年上半年に至る迄漸く缺損を填補し得たるに止り、同じく無配當を繼續せり。然るに大正元年八九月の頃より俄然石炭の需要一般に激増し、年末に至り益、活氣を呈し事業漸く恢復の兆を表はし、各社とも相當の利益を收め大正元年下半年に於ては茨城無煙炭は三分茨城採炭は五分の配當をなすに至れり。今各社出炭量及び價格につき共同販賣所設立前と現在(大正二年二月)とを比較せんに左の如し。

出炭量比較(一ヶ月)

	明治四十三年	大正二年二月
茨城無煙炭鐵株式會社	一、〇〇〇萬斤乃至	一、二〇〇
茨城採炭株式會社	一、〇〇〇 乃至	一、二〇〇
山口無煙炭合資會社	五〇〇 乃至	六〇〇
		八〇〇

價格(磯原驛波一萬斤)

一等炭	三五圓 乃至 四〇圓	四〇圓 乃至 五〇圓
二等炭	一五 乃至 一六	二四 乃至 二五
紛炭	五 乃至 六	一二 乃至 一三

以上の如き價格の昂騰を來たしたるは「カルテル」の效果に依るものあるべしと雖も、亦以て一般石炭の好況なる事重大なる原因なり。尙共同販賣所成立による直接の結果として現はれたるは不徳なる仲買人の惡弊を一掃し、價格を相當に保ちて無謀なる競争をなさず、其結果販賣に於て確實を旨とするが故に、貸倒の減少となり、販路は擴張せられ、全需要も亦容易に通觀し得るに至りし等にして協定外者の受くる利益も亦尠少にあらざるべし。然れ共由來共同販賣は各社各、自己の利益を主張するに急にして全體の利害に着眼する事遅く、且つ其經營全く獨立せるを以て採炭に於て、販賣に於て徒らに事務煩多を來たして敏活を缺き事業運用上不便亦尠なからず。若し夫れ百尺竿頭一步を進め打つて以て一丸となさんには依つて生ずる利益大なるものならん。

因に、同地方に於ける炭坑主全部十數人集りて常磐炭坑會を組織し毎月一回若しくは

本邦企業者聯合及合同

二回の會合をなし諸般の打合せをなす。

參考資料

茨城無煙炭共同販賣所事務員談

第三章 製粉業

第一節 製粉業の沿革

日露の戦役は本邦社會各般に對し偉大なる變動を與へたるものにして實に我邦社會發展史上、一時期を劃するものと謂ふべし。而して我が製粉事業も亦其の數に漏れず戦後急激の發展をなし戦前戦後其状態大に異なるものあり。依つて今其沿革を述ぶるに當り戦役を以て前後二期に分たんと欲す。

第一 日露戦争以前の狀態

我國製粉業の發展は日露戦争の後にして其以前は多く農家の副業に屬し極めて幼稚なる状態を脱する能はず唯全国各地に散在せる舊來の水車小屋の所謂うどん粉を製造するに過ぎざりき。従つて其製造力も亦甚だ微弱にして一日十袋より多きも五六十袋に止まり然も品質粗悪、包装吸入にして其不備亦尠からざり

き。而して所謂機械粉と稱せらるゝ歐米式機械力によるものを見たるは明治三十年、日本製粉株式會社の使用を以て嚆矢となす。其後、越えて三十三年の晩秋、館林工場、原料供給上に於ける地の利を占めて發生し續いて一二新式工場の設立せらるゝもの無きに非ざりしが、大抵其規模小にして其勢亦振はず、製粉事業界何等特別の發展を見る能はざりき。然も小麥粉の需要は年一年増加の趨勢を示し到底内地うどん粉を以て其需要を充たす能はず遂に輸入小麥粉の激增を見るに至れり。今戰役前十年に亘りて其大勢を調査せん。

年次	數量	金額	一石の價格
廿八年	九五、九五、一五	四〇六、八五、五〇	四、二四
廿九年	二一九、二一九	九九四、二〇二	四、五四
卅年	二一四、〇八〇	一、一五六、五六九	五、四〇
卅一年	三五五、二四一	二、〇二二、四一三	五、六九
卅二年	二六五、一五三	一、三七〇、八五七	五、一七
卅三年	七七〇、七三七	三、八八二、五一六	五、〇四
卅四年	五七五、七五〇	二、八七三、三〇二	四、九九
卅五年	六五九、二四〇	三、二七八、三二四	四、九七

卅六年	一、九一二、三一三	一〇、三二四、四二〇	五、三五
卅七年	一、七五〇、一二一	九、六二五、三九八	五、五〇
卅九年	一、六八三、七三二	九、九五、三六七	五、九一

右の如き増加の趨勢を示し、水車粉と共に内地需要の殆んど全部を充したり。而して是等外國製粉の大部分は米國産にして其品質至つて良好なりしかば世上一般の歡迎を受け、内地製粉界を壓するの觀ありき。今明治三十八年の統計に基づき我國當時の小麥粉消費高と其供給との割合を見るに水車粉第一位を占め輸入粉之に次ぎ内地機械粉は實に總供給高の一割、水車粉の五分の一弱に過ぎざるなり。

種類	數量	原料使用高	金額	割合
水車粉	八、八二〇、〇〇〇 _石	二、一〇〇、〇一七 _石	一七、六四〇、〇〇〇 _圓	五七、四
機械粉	一、五六〇、〇〇〇 _{外國産}	二〇三、九七四	三、一二〇、〇〇〇	一〇、一
輸入粉	四、九九四、一一九	二、三一一、三九九一	九、九五、三六七	三二、五
總計	一五、三七四、一一九		三〇、七一一、三六七	一〇〇、〇

事情既に斯の如しと雖も其間亦多少の波瀾なき能はず、乃ち本邦機械製粉業の

鼻祖たる日本製粉株式會社の發達して今日に至れる源を探り以て戦役前に於ける製粉業沿革の缺を補はんと欲す。

日本製粉株式會社は現今一晝夜一萬袋を生産し關東に於ける三大製粉會社の一にして其勢隆々たりと雖も其前身に至りては甚だ微々たるものなりき。

願れば明治十二三年の頃我政府は模範的製粉業創始の目的を以て外國より製粉機械を購入し東京淺草米廩内に一製粉所を開設せり。是れ實に日本製粉株式會社の前身にして本邦に於ける製粉工場の鼻祖と稱すべきものなり。其後明治十七八年の交野村忍助氏政府に請ひて該工場及び附屬機械一切を拂下げ更に京橋區築地小田原町に工場を新設し社名を日本製粉會社と稱し製粉を開始し、内國産原料を使用し一ヶ年小麥粉二萬袋内外を製造し専ら陸海軍糧食用に供給せり。其後事業益好況に向ひたるを以て更に工場を深川區東扇町八番地に移轉し事業を擴張し以て製粉に従事したりしが茲に端なくも一大悲運に遭遇し大頓挫を來たすに至れり。即ち陸海軍に於ける購買方法の變更にして此の變更は全然販路を喪失せしめ、二十四年萬斛の怨を吞んで遂に廢業解散の己む無きに至りぬ。

繙つて當時に於ける小麥粉の狀況を観るに所謂メリケン粉の輸入は年一年増加の趨勢となり小麥粉の需要は益増大し來ると雖も本邦固有の水車粉所謂うどん粉は依然として舊態を墨守し品質粗惡にして腐敗し易く到底メリケン粉に匹敵すべくも見えず、若し斯の如くにして進まんか我國製粉業はメリケン粉の爲めに蹂躪せられ進んでは外國品の獨占となり遂に製粉業滅亡の悲境に陥らざる可らず。於茲乎、本邦製粉業の狀態を改良し以てメリケン粉の輸入を防遏せんと、南條新六郎、笠原圓藏、長尾三十郎、境豊吉の諸氏相謀り廢業となりし前記工場を買收し明治二十六年東京製粉合資會社を設立し遂に小麥粉機械製造を再興せり。然れども其製品たるや從來の水車粉と其品質を異にし、加ふるに需要者其使用方法に慣れず苦情百出大に擯斥せられ一時は經營頗る困難を極めたりしが當業者は毫も意氣阻喪の色なく、銳意熱心其使用方法を考究し以て需要者を指示誘導すると同時に益品質に改良を加へ販路の開拓につとめれば、其効遂に空しからず漸次聲價を博し信用を恢復し明治廿八年度に至り一ヶ年七萬五千袋内外を製造販賣するの好況に達せり。於茲乎經營者益勇を鼓し一氣渾身の精力を集中

し以て事業の發展を計り遂に二十九年末業務を擴張し組織を變更して日本製粉株式會社と改稱し資本金を三十萬圓となし翌三十年米國より新式ロール製粉機（製造能力一晝夜八百袋を購入し新に工場を建築せり。是れ實に本邦に於けるロール製粉機使用の嚆矢也。

斯の如く新式機械の購入と共に意を品質の改良に注ぎ熱心以て會社の經營に従事し生産費を低廉ならしめたるを以て會社の信用益高まり製品の販路愈開け當時一ヶ年廿五萬袋の製造猶且つ其需要を充たす能はず更に明治三十六年最新製粉機一晝夜製粉能力一千袋を購入し新に四層階の工場を増設し一日凡そ二千袋を製造し得るに至れり。順潮は更に順風を加へ市場は益良好となり遂に一大飛躍一大發展をなすの時は來りぬ即ち明治三十七八年日露の戦役是れ也。

第二 日露戦役後の状態

前述の如く戦役前に於ては日本製粉株式會社の外殆んど有力なる機械製粉工場なく多くは舊來の水車小屋にして特別なる發展を見ざりしが小麥粉に對する

内地の需要は漸次増加の勢を示し従つて外國粉の輸入甚だしく明治二十八年二百十八萬袋四十萬圓は十年間一躍十八倍となり明治三十八年には四百九十萬袋九百九十五萬圓に達するに至れり。勿論此間明治三十六年内地小麥の不作あり次で三十七年日露の戦役ありて其需要を増加し加ふるに三十九年十月の關稅改正は商人をして見越輸入を爲さしめ爲めに輸入の變態的增加を生じたるの點なきにあらずと雖も亦以て一般需要の増進を來たせしは明かなる事實なり。

日露の戦役終を告ぐるや、一時沈靜の状態に在りし我經濟界も俄然として恢復の兆を顯はし企業熱一時に勃興して各種新事業の計畫せらるゝもの夥しく事業界未曾有の盛況を呈したり。於茲乎戦役前より好況なりし製粉業は忽ち世人の注目を惹き製粉會社の設立踵を接して起れり。而して關東に於ては大日本、日清、帝國、東亞、明治の五會社、關西に在りては日本精米、神戸増田、京都朝日、の三工場相應呼して勃興し尙在來の會社にして擴張せられたるもの甚だ多く其資本金實に八百萬圓に上り生産力亦一ヶ年八百萬袋の多額を算するに至れり。企業界の活躍は遂に會社の新設事業の擴張となり増設は遂に濫設と化し生産

過剰となり投機的泡沫會社の破綻は經濟界一般の不景氣を惹起し加ふるに新會社は事業の經驗に乏しく經營は日々に困難となり遂に明治四十一年下半年より或は製造を制限して自衛の策を講じ或は舊會社と合併して其難局を逃がれ或は兼業を營みて漸く其苦境を忍ぶに至り關東に於ける七會社は遂に減少して三會社となり新設會社にて存續せるもの僅かに東亞製粉の一社あるのみ。此間勿論會社の新設せらるゝもの無く事業の擴張せらるゝもの無く寧ろ減資を執行せるものすらありき。斯くて戦後濫設せられたる新會社は茲に整理淘汰せられ事業幾分順朝に趨き何れも相當の配當を爲し得るに至る。

一波去つて一瀾來るは社會の常態にして近時再び或は新設せられ或は擴張せられ爲めに幾分過剰生産の傾向ありしに搗て、加へて四十三年下半年は關東地方に未曾有の大洪水ありて益市場の不況を甚だしからしめ又もや製粉界の動搖を生じ供給は過剰となり市價は低落し經營難の聲漸く高く關東各社在荷の停滯に苦しむ事甚だしかりき。於茲乎困難は遂に關東三社の聯合運動を生み明治四十四年十二月より向ふ六ヶ月間生産の半減を協定せり。年改まりて四十五年と

なり其の協定益効を奏し大勢極めて順朝に趨けり。然れども此協定たるや僅に關東三社に止まり未だ全國に及ばず且つ其の基礎甚だ鞏固なりと謂ふを得ず加ふるに協定其効を奏し市場恢復し全く其目的を達したるを以て四十五年五月期限滿了に際し全く解約し現在何等協定あるを聞かず。而して我製粉界の現状を通觀するに各社互に相對立し暗闘常なきのみならず舊來の水車粉の勢力亦侮り難く原料の仕入に於て製品の販賣に於て將又需要期のみ副業的に生産し得るの點に於て甚だ有利なる事情を有し常に機械製粉業者に對し一大競争者たるの地位を占め他方に於ては輸入粉は關稅の牆壁ありと雖も相場の變動如何に依りては本邦市場を侵略するの虞なきに非ず實に本邦製粉事業界の前途尙暗澹として量り識るべからず蓋し多大の波瀾を巻き起すなるべし。

第二節 新會社の勃興と其原因

第一 新會社の勃興

前節既に述べたるが如く日露戰役後に於ける企業熱の勃興は製粉界をして大

に活躍せしめ關東關西互に相應呼して或は新會社の發生となり或は舊會社の擴張となれり。今其重なる工場を掲げ其生産力を比較對照し以て其發展の程度を示さむ。

製造所	一日生産額	月額(一月ケ廿五)	
		日計	年額
札幌製粉會社	八〇〇	二〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇
白石製粉所	二六〇	六、五〇〇	七八、〇〇〇
天童製粉所	二〇〇	五、〇〇〇	六〇、〇〇〇
熊谷製粉所	二六〇	六、五〇〇	七八、〇〇〇
大日本製粉	四〇〇	一〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
宇都宮工場	一、六〇〇	四〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇
東京本社工場	二〇〇	五、〇〇〇	六〇、〇〇〇
神奈川茂木工場	四〇〇	一〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
日清製粉館林工場	四〇〇	一〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
名古屋製粉所	四〇〇	一〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
大阪益田製粉所	四〇〇	一〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
廣島五反田製粉所	二〇〇	五、〇〇〇	六〇、〇〇〇
計 十一ヶ所	五、一二〇	一二八、〇〇〇	一、五三六、〇〇〇
大日本製粉 本社工場	二、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇

新設工場		一日生産額	月額(一月ケ廿五)	
工場名	通計		日計	年額
日本製粉明治工場	三、〇〇〇	八〇、〇〇〇	九六〇、〇〇〇	
日清製粉本社工場	一、六〇〇	四〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	
日清製粉館林工場	一、四〇〇	三〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	
帝國製粉會社	二、四〇〇	六〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇	
東亞製粉本社工場	二、四〇〇	六〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇	
日本精米會社	一、八〇〇	四五、〇〇〇	五四〇、〇〇〇	
神戸増田製粉所	五、〇〇〇	一二五、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	
京都朝日製粉會社	四〇〇	一〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	
日本製粉兵庫工場	二、八〇〇	七〇、〇〇〇	八四〇、〇〇〇	
計 十ヶ所	二二、八〇〇	五七〇、〇〇〇	六、八四〇、〇〇〇	
通計	二七、九二〇	六九八、〇〇〇	八、三七六、〇〇〇	

第二 勃興原因

以上の如く其新設に屬するもの實に十指を以て數ふ可く而も是等の新會社は何れも規模宏大にして其生産力の如きも既設工場に比して何れも數倍に達し既設工場全部の生産力に對し新設工場全部は四倍以上に増加し一躍非常なる發展を遂げたりと謂ふべし。

抑如上の大發展を成さしめたるは戦後經濟界一般に好況を呈し企業熱旺盛なりしに起因すと雖も亦左の如き諸原因與りて力ありしや疑を容れざる所なり。

一 輸入の激増を以て確實なる需要増加と誤信したる事 日露戰役及其以前數年間需要非常に増加し微々たる内地機械粉は謂ふに及ばず供給の大部分を占むる水車粉も亦到底其需要に應ずる能はず加ふるに水車粉は外國製品に比し品質粗惡なるも價格は比較的高價なるを以て輸入品は滔々として内地市場に侵入し來れり。今其増加の狀況を數示すれば左の如し。

年次	小麥粉輸入額	小麥輸入額
明治廿九年	六四八、〇三一	三八、七七三
卅年	六三二、八三八	一六〇、一八七
卅一年	一、〇五〇、一二〇	四八、一一六
卅二年	七八三、八一四	三〇、六四二
卅三年	二、二七八、三六一	二二三、五〇三
卅四年	一、七〇一、九六五	八五、八七四
卅五年	一、九四八、七七五	八六、五三四
卅六年	五、六五二、九五一	一、二六五、六二五

卅七年
卅八年

五、一七三、五〇一
四、九七七、二四七

三九九、八五一
一、〇二六、四六〇

而して此の増加たるや明治三十六年内地に於て小麥の凶作あり續いて日露の戰役に於ける軍用品として需要起り且三十九年關稅の改正は見越輸入を惹起せしめ因つて發生したる現象にして必ずしも常態なりと成す能はざりしが世人は唯其輸入の激増を見て以て直に確實なる需要と思惟し企業熱盛に製粉界に傳播するに至れり。

二 關稅改正の結果製粉工業保護せられたる事 本邦の關稅政策は常に内地農工業保護の方針を採用し輸入小麥に課稅して農業を保護し、小麥粉に至りては猶一層の關稅を課して製粉工業を保護しつゝあり。明治三十七年に於て小麥粉は從價一割五分百斤七十錢三厘なりしが三十八年七月一日より從價二割五分百斤一圓十九錢六厘となり續いて三十九年十月一日より從價三割百斤一圓四十錢となれり。然るに原料小麥の輸入稅は三十七年に於て從價五分百斤十五錢九厘なりしが三十八年七月一日より從價一割五分百斤五十三錢六厘となり三十九年

十月一日の改正には百斤五十七錢となりしのみにて僅かに三錢四厘の増加に止まり小麥粉と著しく差額を生じ差額八十八錢となり之を原料百斤につき製品七割五分を出すものとして計算する時は殆んど七十錢に當り原料を購入して製品となすの有望なるを認むるに至れり。

三 經營の容易なる事 製粉工業は其性質由來、非常なる熟練的特殊技能を要するものに非らず、従つて職工の養成に困難を感ぜず且つ職工數甚だ少きを以て多數職工を要し或は特殊技能を必要とする各種工業に比し經營甚だ容易なり其他製造過程頗る短時間にして従つて原料は直に製品となりて市場に出すことを得るを以て資金の運轉迅速にして長く固定せしめざるの長所を有す尙其機械比較的低廉なるを以て設立甚だ容易なり。以上は他の工業に比し經營の容易なる諸點にして戦後新會社を勃興せしめたる原因也。

第三節 製粉會社の合併

第一 合併の原因

戦後企業熱の勃興は遂に驅つて會社の濫設となり、投機的泡沫會社の設立となり、表面活潑なるが如き經濟界は内部非常なる危機を藏し世上已に識者の警語ありしと雖も勢の向ふ所遂に其極に達し人事を以て如何とも爲す能はざるに至れり。俄然一會社の急を告ぐるや經濟界の一角は壞れて數會社の破綻となり泡沫會忽ち其形を失ひ、信用地に墜ち、世は不景氣の嘆聲を以て充ち滿つるに至れり。此の時に當り製粉界亦尠からざるの困難に陥り或は減資を行ひ、或は兼業を營み或は合併を執行し以て漸く難局に處したるが如し。今其製粉業特有の不況原因を研究せん。

一 生産過剩 我國に於ける小麥粉の需要は日に月に増加の傾向を有せしは明かなる事實なれども、明治三十六年以來日露戰役に掛けて發生したる輸入の増加は決して常態に非らざりし理由は前述の如し。然も戦後新設會社の生産能力は其劇増せる輸入量より遙に多額に達し非常なる過剩生産を發生せるものなり。即ち明治三十八年度に於ける輸入小麥粉四百九十八萬袋價格九百九十五萬に對し新設會社生産能力は一ヶ年合計百八十四萬袋價格に於て三百五萬圓の超過を

示せり。勿論是等新設會社の全部が直に生産に従事せりとは見るを得ざれども其生産の需要に超過せるは疑ふ可からざる事實なり。

二 製品販賣時期の不適當 新設各會社は何れも四十年末より四十一年始めにかけ殆ど期を同うして營業を開始し中夏の需要期節を過ぎ例年閑散なる冬期に於て新に多大の供給をなし爲めに市價の暴落を來たし創業早々非常なる打撃を受けたる事。

三 輸入品の壓迫 明治四十年盛夏は市場活潑にして賣行甚だ良好なりしが輸入商は新會社の事業開始を見越して其輸入を手控へたるが事は全く豫期と反し新會社の開業は漸次遅延し豫定の如く製品の産出をなす能はざるの有様なりき。之を見たる輸入商等は猶輸入をなして相當の利益を擧げ得べきを信じ急遽注文を發したり。然れども事は再び豫期と反し海運の便宜しからず其到着は遂に新工場運轉開始の十一月頃となり因つて同時に内外双方より供給せられ市價崩落の一因を成したる事。

四 米國小麥粉の低落 當時米國は金融界大恐慌を惹起し其餘波製粉業に及び市價一般に低落し従つて輸入小麥一般低廉なりしこと。

五 本邦財界の不況 各會社何れも市場好況の場合に其原料を仕入れたるを以て既に大なる損耗なるに加へて當時我財界も亦非常なる不況に沈淪し銀行は互に警戒を加へ殆ど融通を與へず。爲めに經營上一層の困難を増さしめたる。於茲乎各社の困難甚だしく競争日々に劇烈を極め内部の状態は暗澹として窺知す可からず唯當時坊間に傳へられたる所を聞くに日本製粉會社は一割の配當をなしたりと雖も前期繰越の準備金を配當せるに過ぎずして當時の計算に於ては二萬圓の缺損ありしと謂ふ。帝國製粉は無配當にして四萬圓の缺損を報告せしが決算後又復缺損を重ね日清東亞兩會社も共に尠からざる缺損を招きたりと謂ふ。

第二 會社の合併

前述の原因に因り明治四十年末より市價の崩落を來たし各會社困難の状態に陥りしを以て茲に同業者間に聯合の必要を感じ之を提唱するものありき。即ち

日本、東亞、帝國、日清及大日本の五大製粉會社は相互競争の不利を自覺し互に協力以て大に事業の發展を期せんとし明治四十一年七月五日各代表者を日本橋俱樂部に會し生産制限及び價格の協定を約せんとせしが、時機未だ熟せず時運尙到らず遂に其目的を達する能はず唯原料買入に關し形式的規定をなせるのみにて協定を將來に期して解散せり。其後明治四十四年關東に於ける日本、日清、東亞の三會社協定する迄は何等聯合運動を見る能はざりき。然れども不況は遂に各社の完全なる發達を許さず遂に會社の合併となる。今其重なるものにつき之を概説せむ。

一 日本及明治兩製粉會社の合併 戰役前既に其基礎を固め戰後一大發展をなせる日本製粉會社は明治三十九年六月七十萬圓を増資して神戸市兵庫今出通三丁目に工場を新設し専ら關西方面の需要に應じ、東西其勢力を張るに汲々たりしが翌四十年十二月に至り更に明治製粉會社の新設早々困難に陥れるを見て之を合併せり。其條件左の如し。

一、明治製粉株式會社を解散して日本製粉株式會社に合併し日本製粉株式會社は其資

本金百萬圓を百廿五萬圓に増加して存積すること

二、明治製粉株式會社の株主は現在其一株金十二圓五十錢拂込済株式四株に對し日本製粉株式會社の一株二十二圓五十錢拂込済(額面五十圓)のもの一株を取得すること、

三、前項の場合明治製粉株式會社の株式にして四株に充たざる端數を生じたる時は明治製粉株式會社取締役個人の名義になし置き之を競争入札に付し其賣上金を端數株主に株數に應じ分配すること

四、合併決議は明治四十一年十二月三日迄に實行すること

五、明治製粉株式會社の財産、諸帳簿、貸借對照表は合併實行當日現在を以て之を日本製粉株式會社に引継ぐこと

斯の如くにして明治製粉株式會社は未だ製造を開始せざるに早くも其獨力經營の困難を察して日本製粉株式會社と合併を實行せり。

二 日本及帝國兩製粉會社の合併 帝國製粉會社も亦當時新設せられたるものゝ一にして既に日本、明治兩會社合併の當時より合併談なきに非らざりしが帝國製粉會社は既に製造に従事し幾分將來に望を囑したりしかば兎角交渉行惱みとなり、荏苒日子を経過せしが不況は益甚だしく遂に四十二年九月に至り合併の成立を見たり。其契約書左の如し。

會社合併契約書

今般日本製粉株式會社ハ帝國製粉株式會社ト共同一致シテ製粉業ノ發展ヲ圖ル爲メ
兩社合併ナナスニ付双方審議ヲ遂ケ左ノ約款ヲ協定セリ

- 一、帝國製粉株式會社ハ日本製粉株式會社ト合併シテ解散シ日本製粉株式會社ハ合併
ノ爲メ資本金參拾萬圓株式數六千株ヲ增加スルニヨリ資本金百貳拾五萬圓ヲ百五
拾五萬圓ニ株式數貳萬五千株ヲ參萬壹千株ニ變更スルモノトス
- 二、日本製粉株式會社壹株額面金五拾圓滿拂込済新株式六千株ヲ發行シ帝國製粉株式
會社五拾圓拂込済五株に對シ日本製粉株式會社參株ヲ以テ引換交付スベシ
- 三、帝國製粉株式會社ノ株主中五株ニ充タル端數ヲ生ズルコトアル時ハ帝國製粉株
株式會社ニ於テ其處分方法ヲ定メ引換手續ヲ完結スベシ
- 四、双方ノ會社ハ各明治四十二年六月末日以前ニ株主總會ヲ召集シ合併ニ關スル決議
ヲ求ムベシ
- 五、兩社株主總會ニ於テ合併可決シタルトキハ双方ノ協議ヲ以テ適宜ニ帝國製粉株式
會社ノ營業ヲ處理シ共通ノ便益ヲ計ルベク合併實行ハ遅クモ明治四十二年九月三
十日迄以前ニ終了セシムルモノトス
- 六、帝國製粉株式會社ハ合併實行ノ際決算ヲナシ貸借對照表財産目錄及引繼明細目錄
ヲ作り日本製粉株式會社ノ承認ヲ經テ帳簿書類一切ヲ日本製粉株式會社ニ引繼ク
ベシ

- 七、前號決算ノ場合ハ地所建物機械器具及什器軌道ハ從前ノ價格、原料商品貯藏品袋
石炭類ハ其當時ノ時價掛賣假出受取手形其他ノ債權ハ確實ヲ目的トシテ精算シ仍
テ生ジタル缺損ハ日本製粉株式會社ニ於テ相當ト査定スル部分ハ之ヲ容認スルモ
ノトス
- 八、双方何レヲ問ハズ一方ノ會社ニ於テ否決シタルトキハ本契約ハ當然無効ニ屬スル
モノトス

右契約ノ確實ヲ證スル爲本書二通ヲ作り双方取締役署名捺印シ各壹通ヲ領有ス

以上述べたるが如く日本製粉株式會社は明治及帝國兩製粉株式會社を合併せ
しが其方法たる兩者全く同形式にして増資に因り新株式を發行し之を被買收會
社舊株主に與へ該會社の債權債務及其他財産を一切譲受けたるものなり。合併
に際して資本の混水ありしや否や新株割當の其當を得たるや否や資産評價の正
鵠なりしや否や等は今に至りて到底之を知る能はずと雖も同社合併後の成績に
徴し當時甚だしき弊害無かりしは明かなり。

三 日清及館林製粉會社の合併 明治三十三年の晩秋僅々參萬圓の資本金を
以て設立せられたる館林製粉會社は爾來風潮に向ひ三十五年米國より五十パー

レルの製粉機を購入し資本金を六萬圓となし三十九年十一月に至り企業界勃興の氣運に乗じ茲に飛躍を試み一躍資本金を六十萬圓に増加し館林に一大工場を増設し製造能力五百バーレルを有するに至れり。他方に於て日清製粉會社は明治三十九年新氣運の勃興に際して創立せられ地を海陸交通の衝たる横濱に卜し翌四十年三月一日創立總會を開き同月十二日設立登記を終了し埋立工事の竣工と共に工場及倉庫等の建築工事を開始し將に竣成製造を開始せんとせしが時恰も製粉業一般不況に陥り且つ斯業に於ける經驗亦乏しく經營將に困難ならんとせしが同社専務取締役田口禮五郎氏は館林製粉會社の専務取締役正田貞一郎氏と相識ること久しく爲めに偶々合併問題に及び茲に兩社合併の端を發し遂に明治四十一年一月三十一日合併契約確定の運に至りぬ。而して此合併たるや内容に於ては館林製粉、日清製粉を合併せるものなれども館林製粉は資本金少なく尙其名稱に於て地方的なるより表面上日清製粉が主となりて合併せるの形式をとるを得策とし遂に左の條件にて合併せり。

一、日清製粉株式會社資本金百萬圓及館林製粉株式會社資本金六拾萬圓を合併して資

本金百六拾萬圓となすこと

二、館林製粉株式會社の株式は其儘、日清製粉株式會社の株式となすこと

三、日清製粉株式會社は館林製粉株式會社株主に對しグイドウキルの對價として壹萬八千七百五十圓を配當すること

四、館林製粉株式會社は準備積立金の全部機械償却金の四分の一繰越金の全部を四十年十一月三十日決算の際株主に配當し機械償却金の四分の三は日清製粉株式會社に引繼ぐこと

今此の合併條件を觀るに、新設會社は其經驗に乏しく且つ市場沈滞の爲め將來の經營困難なるを豫想して合併せるものなるに其資本金を何等減少すること無く比較的基礎確實なる會社の株と同等に見做し其價として後者の積立金機械償却金繰越金等を舊株主に配當し尙前者よりグイドウキルの對價として配當金を得るが如きは是れ全然經營困難なる會社と同様の状態に陥るものにして單に近眼的貪慾株主を喜ばすのみに過ぎずして決して會社の基礎を鞏固ならしめ永遠の繁榮を圖る所以に非ざるなり。果して合併後第一期決算に於ては二萬圓以上の缺損を生ぜしのみならず地所建物機械等の評價格を増加せるの形跡なきにあ

らず。是れ當時製粉市場の不況なりしに職由する所大なるべしと雖も亦以て其合併方法宜しからざるもの興つて力ありと謂ふべし。而して合併後の日清製粉會社は四十二年四月遂に減資を執行して百六拾萬圓を百拾萬圓となせり。

四、日清及大日本兩製粉會社の合併 日清製粉會社は館林製粉會社と合併後横濱工場竣成し一晝夜二千袋の生産をなし得るに至れり。而して大日本製粉株式會社は明治三十八年の頃資本金百萬圓を以て東京に設立せられ當初工場を神奈川に設置するの豫定なりしが既に横濱に日清製粉會社の工場設立せられ且つ市場不況の兆ありたるを以て其計畫を中止し明治四十年三月二十五日宇都宮製粉會社の既設工場を六萬四千五百圓にて買收し一晝夜四百袋の製造力を以て事業に着手したるが日清及大日本兩製粉會社は共に根津嘉一郎氏なるが故に兩製粉會社の合併を唱導し大に盡力する所ありき。然れども時期未だ到らず種々の事情に妨げられて其目的を達する能はざりき。其後根津氏は渡米の途に上り彼地に於ける製粉業の實狀を調査し本邦製粉業合併の必要を認め歸朝以來一層努力斡旋する所あり而も東北地方に於ける兩社の分立は唯競争を助成せしむるの

みにて明に不利なる點あるを以て遂に明治四十三年三月二十二日兩社合併の調印を了せり其條件の概要左の如し。

- 一、大日本製粉株式會社は日清製粉株式會社と合併して解散し日清製粉株式會社は合併により資本金六拾萬圓株式壹萬二千株を増加するを以て資本金百拾萬圓を百七十萬圓に株式數貳萬貳千を參萬四千株に変更すること
- 二、日清製粉株式會社は額面金額五十圓此の拂込金拾參圓五拾錢の新株壹萬貳千株を發行し大日本製粉株式會社壹株額面五十圓此の拂込金拾七圓五十錢の株式壹萬貳千株に引換へ交付すべし
- 三、大日本製粉株式會社の法定積立金貳千百圓機械償却積立金貳千百圓前期繰越金四千七百拾七圓五十五錢壹厘總て日清製粉株式會社に引渡すこと
- 四、兩會社は明治四十三年四月末日以前に於て株主總會を招集し合併に關する決議をなすこと
- 五、兩會社株主總會に於て合併の可決を爲したる上は便宜上大日本製粉株式會社の業務一切は双方協議を以て之を處理すべし。合併實行は遅くも明治四十三年六月三十日以前に終了せしむること
- 六、大日本製粉株式會社は合併實行の際決算をなし貸借對照表財産目錄及引繼明細目錄を作り日清製粉株式會社の承認を経て帳簿書類一切を日清製粉株式會社に引渡すこと

七、前項決議に於ける土地建物機械什器は従前の價格原料製品貯蔵品は決議當時の時價掛勘定受取手形假拂金其他債權は確實を目的として日清製粉株式會社と協定して算出すること

要之、前者は日本 明治 帝國の三會社合併して遂に日本製粉株式會社となり後者は館林 日清 大日本 宇都宮の四製粉會社合併して日清製粉會社となれるものにして戦後、會社の濫設は當時市場の不況と共に益々經營を困難ならしめ無經驗なる新設會社のよく堪ゆる所に非らず遂に舊會社と合併し漸く其難關を遁れたる也。

第四節 生産制限「カルテル」

戦後に於ける製粉會社の勃興は雨後の筍の如くにして其結果遂に不況を醸し或は成立開業を困難ならしめ或は事業の經營に困難を生じ遂に數會社合併せらるゝに至りたるは前述せる所の如し。其結果關東の製粉界は日本 日清 東亞の三會社の競争舞臺となり三社鼎立の姿を以て互に覇を争ひしが明治四十四年

末に至り突如として生産制限カルテルの成立を告げたり。請ふ今其顛末を概説せむ。

第一 發生原因

數會社合併せられて其數減少したりと雖も何等工場の閉鎖せられたるを聞かず依然として生産を繼續し加之新設工場漸次竣成し生産力愈々増加し各社の競争漸次劇烈となり遂に市價は非常に下落を來たし各社は其製品停滯に苦しみ殊に四十四年五六月は夏期に於ける需要期の初めなるにも係らず天候不良の爲め(天候不良の場合は關東地方に於ける米飯の代用となす餛飩の消費減少し且つ都市に於ける餛飩の需要著しく減退すと謂ふ)賣行捗々しからず製品は益々停滯せり。越へて七月、天候漸く快晴に向ひ殊に七八兩月は最大需要期なるを以て流石に相當の賣行ありしも従前よりの滞停甚だしく遂に豫期の如き結果を得ずして經過し九月下旬より又々不振となり此儘にて繼續せば最閑散期なる冬期に於て大なる困難に遭遇せざるべからず故に今に於て各社共同して、以て生産の制限をな

すにあらざれば大なる損失を敢てせざる可からざらんと茲に關東三會社の生産制限カルテル發生するに至れり。而して翻つて關西の狀況如何と見るに關西に於ては戦後新設或は擴張せられたるものありしが關東の如く夥しからず供給寧ろ不足勝ちの有様なりしかば此「カルテル」に關し何等の必要とも感ぜざりしなり。

第二 「カルテル」の内容

明治四十四年十二月一日より向ふ六ヶ月間生産の半減をなすものにして其規約書左の如し。

規約書

東亞製粉株式會社 日清製粉株式會社 日本製粉株式會社ハ共同利益ヲ保護スル爲メ製造制限ノ必要ヲ認め左ノ事項ヲ協定ス

(一) 各會社ハ明治四十四年拾貳月壹日ヨリ明治四十五年五月參拾壹日迄左ノ通り作業ヲ短縮ス

但、明治四十五年貳月中協議ノ上參月以後短縮ヲ變更スルコトアルベシ

- 一、日本製粉株式會社 全部休止
- 一、扇橋本社第一第二工場 全部休止

二、小名木川分工場

夜業休止

三、砂村分工場

晝夜作業スルコトヲ得

日清製粉株式會社

一、神奈川工場

夜業休止

二、宇都宮舊工場

全部休止

同 新工場

晝夜三分ノ二作業スルコトヲ得

一月二月ハ夜業休止自三月至五月壹ヶ月ニ限り晝夜業

全部休止

晝夜作業スルコトヲ得

三、館林舊工場

同 新工場

東亞製粉株式會社

一、同會社本社工場

夜業休止

但十二月中ハ晝夜作業明年三月以後ハ四時間ヲ延バシ午後拾時迄運轉スルコトヲ得

(二) 全部休止ハ晝夜共全部製造を休止スベク夜業休止ハ午前六時ヨリ午後六時迄ヲ限リ就業スベシ

(三) 各會社ハ時々集會シテ市場ノ狀況ニ應ジ製品發賣價格ヲ協定スベシ

(四) 各會社ノ工場ニ於テ意外ノ變災ヲ生ジタルトキハ各會社協議ノ上製造制限ノ方法

及び期間ヲ變更スルコトアルベシ

(五)各會社ハ交互ニ事務員ヲ派出シテ作業短縮ノ實行ヲ監視スルモノトス

右之通り規約相定メ候ニ付規約書三通ヲ作り各壹通ヲ所持スルモノトス

明治四十四年十月十九日

其後に至り各工場の制限幾分の變更ありたれども大體に於て右の如く四十五年五月末日迄實行せられたり。由來「カルテル」は「トラスト」と異なり各事業經營者の人的信用に重を置き以て互に聯合運動を採るものにして此の協定の如きは其期間甚だ短かく且つ單に生産制限のみなりしを以て其監督方法等も頗る簡單にして恰も有名無實にして違約に對する制裁の如きも何等の規定無く全く各經營者相互の信用に依りて成立せるものにして販賣價格も亦必要に應じ會合の上協定せるものなり。

第三 「カルテル」の影響

一 市場に及ぼせる影響 協定甚だ確實に實行せられたるを以て生産大に減少し前年供給過多の弊害に苦しみし市場も三四月頃より漸く活氣を呈し五六月

に際しては將に需要期に入らんとする時なると共に米國小麥粉も亦騰貴の傾向ありしかば益以て市場の好況を來せり。

二 協定せる會社に及ぼせる影響 市況全く恢復し協定の目的を達したるを以て製品の停滯皆無となり好成绩を挙げ得たり。然れども一利あれば一害の之に伴ふは數の免れざる所にして上述の如き大なる利益ありたると同時に亦下の如き幾分の不利益を受けたるが如し。蓋し生産制限は其目的製品を減少せしめ需要供給の關係上市價の騰貴を生ぜしむるにあり。而して生産制限は實際に於て生産費の膨脹となり従つて市價上騰の割合に利益あるものに非らず加之今回の如く同業者の大部分を包含せざる「カルテル」に在りては勢ひ次に述ぶるが如き協定外同業者の勢力を助長し自己の市場を侵略せらるゝ不利あり。

三 同業者に及せる影響

A. 水車粉の勃興 前節既に述べたるが如く水車粉製造業者は全国各地に散在し多くは農家の副業なるが故に原料及製品の市價の關係に依りて利益あれば水車を運轉して製造に従事し利益減すれば製造を制限し若しくは全く休止して他

方に農業を營む。即ち其規模甚だ小にして固定資本も亦従つて少なく事業の伸縮自由なるの便利を有す。而して關東三會社の生産制限實行せられ市價の騰貴を來たすや好機逸す可からずとなし直に製造に従事し近時漸次衰退の傾向を有するもの一時恢復の徵候を呈せり。

B.關西製粉業者の侵略 製粉業に於ける製品の販賣は其製品の性質よりして運賃に支配せらるゝこと比較的大なり従つて其販路も亦自ら一定區域に限らるものなれども關東三社の「カルテル」は關東方面に於ける市價の上騰を生じたれば忽ち關西製品の侵略となり従前に於ては名古屋を以て兩者販路の境界となせしが四十五年四五月頃は豊橋又は濱松地方迄侵入せるやの觀ありき。

要之此の生産制限「カルテル」は最も單純なるものにして實行上何等の障礙發生せず多少市場の關係上不利の點ありしと雖も大體に於て其目的を達せるものと謂ふべし。

第五節 製粉業の將來

第一 機械粉の發展及企業者數の減少

現今我國に於ける小麥粉の供給は(一)水車粉(二)機械粉(三)輸入粉の三種にして其内輸入粉は近時内地製粉業の發展と共に著しく減少し將來減退の傾向を有し關稅政策にして變更せらるゝ事無くんば近き將來に於て殆ど輸入を防遏し得るに至るべく水車粉も亦衰退の運命を免るゝ能はず。現在に於ては全國到る處に散在し其地盤比較的固く且つ前述せるが如き伸縮力を有するを以て今遽に衰亡すること無かるべしと雖も機械粉は品質佳良にして而も價格低廉なるを以て漸次市場を侵略し遂に水車粉を壓倒し去るに至るべし。殊に現今製粉業者の最も困難を感じつゝあるは内地原料の不整及其取引上の惡習慣にして是等の缺點にして改良し得んか我機械製粉業は長足の進歩をなすべし。今最近の統計に徴せんか其間の傾向歴然として明かなるを看取せん。

明治三十八年度

種類	數量	金額	割合
水車粉	八、八二〇、〇〇〇 ^袋	一七、六四〇、〇〇〇 ^円	五七四
機械粉	一、五六〇、〇〇〇	三、一二〇、〇〇〇	一〇一
輸入粉	四、九九四、一一九	九、九五一、三六七	三二五
總計	一五、三三四、一三九	三〇、七一、三六七	一〇〇〇
明治四十四年度			
水車粉	七、五〇〇、〇〇〇 ^袋	一五、七五〇、〇〇〇 ^円	四八三
機械粉	七、二三六、〇〇〇	一五、一九五、六〇〇	四六六
輸入粉	七九八、四八九	一、七〇二、九六一	五一
總計	一五、五三四、四八九	三二、六四八、五六一	一〇〇〇

斯の如き現象は則ち機械粉獨占の時代を生ずる前兆にして而も機械製粉業者は其數到つて少なく若し假りに將來勃興するものありとするも現に僅々數會社にして既に合併行はれ今尙間々合併の風評坊間に傳へらるゝより見れば到底多數會社の併立發展を許さず結局企業者の減少を來すべし。現に明治三十八年に於て一萬四千八百を數へたりしが四十三年に至りては一萬千五百に減少せり。

第二 輸出戻税と對外關係

小麦及小麦粉に對する關稅は既に述べたるが如く三十九年十一月一日改正せられたれども其後四十四年七月又々高率に引き上げられ小麦百斤七十七錢小麦粉壹圓八十五錢となり前者は以て小麦農作者を保護し、後者は以て内地製粉業を育成せんとしつゝあり。其結果最近數年間本邦製粉業大に發達し前表示が如き狀勢となれり。而して今や工場制大量生産に依り生産費の減少品質の改良品種の統一を圖り剩餘製品を支那滿洲に輸出し以て外國品と共に競争を試みんとするの氣運奮勃として製粉界に漲る。明治四十一年六月全國當業者連署の戻税實施に關する請願の如きは氣運發展上一先驅と見るべきものなり。今當業者の之に對する主張を聞くに。

一 機械力を完全に利用し且つ一層大規模なる經營を以てすれば生産費減少し價格下落するは明かなる事實にして、是れ全く一般消費者にとり大なる利益を與ふると同時に當業者にとりても亦尠からざる利益を與ふるものなり。蓋し生

産者は市價低落によりて何等の損失を蒙らざるのみならず生産費の減少及び販賣總量の増加により尙一層の利益を獲得し得べければなり。然りと雖も内地市場は需要既に限度あり又時に或は地方的原因に因り或は一般的原因により市場沈滞あるを免れず従つて如上の有利なる方法あるも之を採用するは甚だ危険にして不可能の事に屬す。然かも一度海外輸出をなすに至らんか市場擴大せられて需要増加し内地市場を調節し得るに至らん。是れ海外輸出の必要ある所以にして海外輸出の實行は小麥輸入税戻税の實施無くんば到底行ひ得る所に非ざるなり。

二 人或は言はん、原料を一旦輸入陸揚げして加工製造し再び輸出するに於ては自國に於て直に製造して之を輸出するに比し運賃保険料爲替料其他各種の諸掛を要し特に原價を高からしめ到底外國品と對抗する能はざらむと。一見甚だ難きが如くなれども實は必ずしも然らず、或は生産費の關係に於て或は製造地と市場との距離及交通機關の關係に於て遙に有利なる場合尠からず而も海外市場と内地市場とは常に需要相一致するものにあらざして市場の好況悲況互に參差

錯雜することあるに於てをや。

三 我政府は砂糖其他諸種の製造工業に對し非常なる保護を與ふるに反し製粉業に對しては比較的薄きは明に公平を失せるものと謂ふ可しと。

其主張を通觀するに多少我田引水の嫌なきに非ざるも政府にして工業保護の目的を以て高率の關稅を課する限りは又以て其輸出を容易ならしめ一層其發展を期するは正に當を得たる策たるを信ぜんと欲す。聞く所によれば當局者亦戻税實施につき幾分の調査を有しつゝありと謂ふ。若し輸出戻税實施の曉に於て眞に當業者の主張の如く十分米國品と對抗し得るに於ては我製粉業者は外國製品に對して一致の行動をとり輸出獎勵を畫策し以て内地市場を調節すべく進んでは關稅の牆壁を利用してダンピングを行ふやも未だ遂に測るべからず。

參考資料

國家學會雜誌 東洋經濟新報

實業報知新聞 製粉業鑑

小麥粉新報

日清及日本兩製粉會社營業報告及書類

貿易年表

當業者の談

第四章 製糖業 (臺灣粗糖カルテル)

第一節 臺灣糖業の保護

第一 臺灣糖業及保護の沿革

臺灣に於ける甘蔗の栽培は其起因未だ判明せざれども、既に十六世紀の頃臺灣南部に於ける支那移民と共に初まれりと傳ふ。其後一六二四年(寛永元年)和蘭人同島を占領するや大に製糖を奨励し、次いで一六六一年(寛文元年)明朝の遺臣鄭成功の本島に渡來して蘭人に代るや又復大に糖業の發展に力を注ぎ、蔗苗の輸入栽培及製糖方法の改良をなせり。其後一八五〇年代より益々進歩し日本、濠洲、米國支那等に輸出をなすに至れり。然れども一八七〇年代瓜哇糖との競争に敗れて濠洲を退き、専ら日米兩國に輸出せしが米國亦苛重の輸入税を課するに及び遂に米國の販路は杜絶したりしが日本及支那の需要益増加せしを以て臺灣糖業愈々

發展の域に進みたり。其後一八八四年清佛開戦となるや、安平、打狗は佛國艦隊の封鎖する所となり、爲めに砂糖輸出の途を失ひ糖業に大打撃を與へ續いて釐金税の賦課となり、糖業發展の進路を阻碍せる事少からざりき。其後稍恢復の兆ありしが糖價昇騰の結果、最大顧客たる日本は瓜哇糖の消費者と轉ぜしかば遂に臺灣の糖業は益々不況に沈淪するに至れり。

本邦の臺灣を領有せるは上述の如き原因に依り漸く衰退に赴きつゝ、ありし際なりき。總督府は本島に於ける産業の開發振興を圖らんが爲め、民政局内に殖産部を置き専ら殖産上の調査研究をなさしめたり。兒玉總督後藤民政長官の任を受けて臺灣に臨むや益々本島の産業に力を用ひ農學博士新渡戸稻造氏をして本島に適せる産業を調査せしむ。博士乃ち本島糖業に着目し本島及各國の糖業及糖政を調査し糖業改良意見書を草し本島糖業の大に有望にして發達せしむべき事糖業改良の方法及糖政上必要の施設を詳論献策せり。此意見直に採用せられ糖業をして本島の一大産業たらしむることに決し、十年計畫を以て之が保護獎勵をなし以て其發達を圖らんとし、明治三十五年六月臨時臺灣糖務局官制並に臺灣

糖業獎勵規則の發布を見爾來着々保護の實行を見たり。

第二 砂糖農業の保護

前述の如く本島糖業は比較的盛大に趨きつゝありしが諸種の原因の爲めに大に衰微し、加ふるに甘蔗栽培の如き頗る幼稚の域を脱せざりしかば、砂糖農業改良の必要を感じ、先づ第一着手として甘蔗種類の改良を圖り各地に苗圃を設置し種苗の養成をなし之を各地に配布し其植付けを勸奨せり。初期に於ては頑冥なる農民其栽培を肯ぜざりしが爾來獎勵の結果四十三年度には改良種、全作付面積の九割を占め三十六年の作付に比し三百倍以上に上れり。次に肥料の如きも殆んど之を使用するものなく、會々之を行ふものありと雖も、皆堆肥牛豚糞の少量を施すに過ぎず一切天然の儘に放置しあるを以て漸次收穫の遞減を來たす虞あり。於茲乎總督府は、肥料の試験をなし適當のものを使用せしめんとして共同購買の方法を獎勵し補助金を與へて肥料の使用をなさしめたり。其他灌漑及排水の補助をなして蔗園の改良を圖り十數箇所の模範蔗園を設けて耕作法の改良を勸め

荒蕪地の開墾を獎勵して蔗園の面積の増加を圖り原料採取區域制度を設けて採取時期に於ける價格の變動需要供給の不調和を匡す等細大漏さず保護指導獎勵につとめたり。

第三 砂糖工業の保護

農業を保護して甘蔗の産額増加を圖ると共に工業を獎勵して砂糖の産額増大を望み砂糖工業に對し直接補助金の交付をなせり。抑も本島從來の製糖法は頗る幼稚にして水牛を動力とする石車を以て原料を壓搾する小規模のもののみなりしかば、總督府は先づ新式工場を設立し範を島民に垂れんとし三十三年内地有力者を勸誘して臺灣製糖會社を起さしめ總督府は其資本に對し年六朱の補助金を下附せり。其後三十五年「ヲハイヲ」式小壓搾器三十臺を購入して希望者に貸與し試用せしめたり。同年維新製糖會社の創立あり、越へて三十六年蔗叢、南昌、兩會社の成立を見、次いで三十七年以降新興、鹽水港、臺南等續々會社の勃興あり、皆厚き保護に浴し漸次發達の道程に進み、日露戰後經濟界の好況に乘じ一段の進歩發展

を來たしたり。

以上の新式機械工場に對し直接補助獎勵をなせし以外、原料消費補助及原料糖製造補助を實行せり。今其二者に關し少しく説明を試みざるべからず。

臺灣に於ける砂糖の生産費は瓜哇糖に比し頗る不廉なるを免れず。今其因つて來たる原因を尋ねるに原料たる甘蔗の高價勞銀及燃料の高價運搬費の不廉等より來るものなり。而して甘蔗の高價は砂糖農業の保護獎勵により漸次低廉なるべしと雖も、現存の所直に甘蔗價格の低下を希望する能はず。若し強いて甘蔗の低落を來たさしむる時は漸く發展の緒に就きし甘蔗栽培業を荒廢せしむべく若し又高價の原料を使用せんか製糖業者の損失に終るべし。兩者何れを採るも前途ある糖業を發展せしむる途にあらざるを以て總督府は四十三年以後消費糖に關し其製造原料使用に對し相當の補助金を下附するに至りたる所以なり。而して其保護の程度は原料甘蔗千斤に對し金壹圓を補助せるなり。

次に原料糖製造補助は明治四十三年に於て初まりたるものにして當時漸く生産の過剰を生じ其處分方法として海外輸出を企つるか、原料糖として内地精糖業

者に供給するか二者其一をとらずんば過剰糖市場を横溢し糖價の暴落に來たし糖業界の恐慌を惹起し延いて本島糖業の發展を害するに至る虞あり。而かも輸出は生産費の不廉なると支那市場の狀況不明なるとに依り其の多額を望むべからず勢ひ原料糖として供給せざるべからず。然るに輸入原料糖は價格低廉なるのみならず製造戻税の恩典あるが故に臺灣糖使用は甚だ困難なる事情あり。故に輸入原料戻税と同等なる額に於て原料糖製造補助を行ひ輸入糖と相對抗して原料たらしむるに至れり。其程度は則ち百斤につき一圓九十五錢、明治四十三年第一回原料供給契約高二千五百萬斤四十八萬七千五百圓、翌四十四年度に於て二百六十四萬圓の補助金を計上せり(精粗兩糖の協定の項參照)

第四 直接補助の金額

以上述ぶる如く政府は臺灣糖業に關し細大論なく誘掖保導に力を盡し日も維れ足らざるの有様なり。今概括的に其金額を列記し以て參考に供せん。

	明治三十七年同	三十八年同	三十九年同	四十年同	四十一年同	四十二年同	四十三年同	四十四年
開 塾 補 助	1,000	4,400	2,400	3,200	5,000	10,000	10,000	10,000
製糖會社及製糖所補助	5,100	5,400	4,600	10,000	5,000	10,000	10,000	10,000
機械購入補助	5,100	7,300	12,700	10,000	12,100	10,000	10,000	10,000
肥料補助	1,670	2,200	1,600	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
灌漑排水補助	6,900	1,000	1,600	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
種 苗 補 助				2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
農 具 補 助				2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
品 評 會 補 助				2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
改良種廓取拂補助				2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
原料糖製造補助				2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
原料消費補助				2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
甘蔗品評會褒賞補助				2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
製造機械修理補助				2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
合 計	23,960	23,850	33,960	37,300	40,000	42,000	42,000	42,000

(福農學士「日本糖業政策」)

第五 關 稅

糖業保護の手段は唯に補助金交付のみに止まらず、高率の關稅を設けて外國糖の輸入を阻碍し以て内國市場を確保しつつあり。今其程度及改正の年月を列擧すべし。

第一種糖	第二種糖	第三種糖	第四種糖	第五種糖	協定率	協定率	協定率	協定率	協定率
明治三十二年 一月改正	明治三十二年 一月改正	明治三十二年 一月改正	明治三十二年 一月改正	明治三十二年 一月改正	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
同 三十二年 四月改正	同 三十二年 四月改正	同 三十二年 四月改正	同 三十二年 四月改正	同 三十二年 四月改正	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27
同 三十七年 十月改正	同 三十七年 十月改正	同 三十七年 十月改正	同 三十七年 十月改正	同 三十七年 十月改正	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27
同 三十八年 十月改正	同 三十八年 十月改正	同 三十八年 十月改正	同 三十八年 十月改正	同 三十八年 十月改正	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27
同 四十四年 七月改正	同 四十四年 七月改正	同 四十四年 七月改正	同 四十四年 七月改正	同 四十四年 七月改正	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27

次に本邦内地に於ける輸入砂糖百斤の平均價格を併記し以て關稅との對照に供せん。

本邦企業者聯合及合同

明治	第一種糖	第二種糖	第三種糖	第四種糖	第五種糖
三十八年	四,四二一	六,六四四	六,〇六三	八,二九八	二,八七五
三十九年	四,二七七	六,二八九	七,三三六	七,五七九	三,一六〇
四十年	四,三五四	六,二二五	六,六四八	七,七七〇	二,三二七
四十一年	四,五五四	五,九五六	六,九九四	七,六五〇	二,五五六
四十二年	四,五六一	六,一〇九	七,二九四	七,八八五	三,四三七
四十三年	四,六一四	六,五一四	七,三七四	八,七一五	三,七六三
四十四年	四,四八四	六,八二四	七,二〇四	九,〇六二	三,三六六

(大藏省貿易年表)

第六 保護の結果及保護政策に對する世論

臺灣糖業に對する保護は實に至らざるなく、或は直接補助金を給與して甘蔗栽培及砂糖製造を保護し或は關稅を以て外國品競争の憂なからしめ、或は消費稅賦課に關し所謂「手加減」を加へて之を輕減し、其他直接間接誘掖指導維れ及ばざらん事を虞るゝの勢なれば糖業の進歩漸く顯はれ、日露戰後企業熱の勃興に伴ひ一段の發展をなし、其後一般財界の不況を來たし諸事業不振に沈淪せる場合と雖も臺

灣糖業に至りては獨り好況にして各社、優に一割以上の配當を繼續しつゝありき。利のある所、資本集中し、事業興る所、勞働相集まるは、經濟界自然の大勢にして臺灣糖業は益發達し明治四十三年末より漸く過剰生産の兆を呈するに至りぬ。其後數回の暴風雨に侵され早魃其他天候の不良、種苗の退化等にて收穫豫期の如くならざるの憾あり。然れども過去數年間の進歩顯著なるものあるが故に今其大要を統計により次に示さん。

臺灣甘蔗作付甲數及收穫斤數表

糖業年度	作付甲數		收穫總斤數	
	在來種	改良種	在來種	改良種
三六	三〇,七五二	三,七六三	六七八,六六三	四,四一七,〇〇〇
三七	三〇,九六三	九,五九四	一,〇五六,七九七	一,八七五,一八二
三八	三〇,八四四	二,七〇一	一,〇三三,〇〇〇	一,〇七〇,〇〇〇
三九	三二,八三六	八,〇三九	一,〇七〇,七六三	一,八三〇,八六三
四〇	三三,五六六	一五,三四七	一,〇〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇
四一	三三,八三六	三三,八三四	一,〇〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇
合計	三〇,八三三	三,七六三	六七八,六六三	四,四一七,〇〇〇

本邦企業者聯合及合同

三三六

四二	九,九五一,三三	五七,〇六,三八	六,九七,五三	三五,四〇,八五九	一,八六,〇六,六八三	二,三九,四一,五四二
四三	五,九二五,七六	八四,一六,七四	六,〇五,五〇	三五,五,八三五	三,二六,一六,七六三	三,六〇,四九,六七七

備考

一、糖業年度は明治三十六年度及同三十七年度は前七年月より當年六月に至る一ケ年間に至りて同三十八年度以降は前年十一月より當年十月に至る一ケ年間なり。
 一、一甲は九反七畝二十四歩即ち二九三四歩に當る。
 一、本表は臨時臺灣糖務局年報より材料を得て作りたるものなり。

臺灣に於ける砂糖總産額及其分配

年度	總生産額	總生産額分配		
		内國移出高	外國輸出高	島内残高
三六	五八,〇一九,五〇二斤	三七,五五四,四八七斤	三,三七九,四三七斤	一七,〇八五,五七八斤
三七	七二,七二五,三六五	五七,一三九,七三六	二,九七四,二七七	一三,六一一,三五二
三八	八二,七九七,六九一	七〇,九一,二〇七	二,三七,四四一	一〇,六四九,〇四三
三九	一二八,三九八,三二二	一〇九,〇二九,三六三	二,三三六,九三六	一七,〇三二,〇二三
四〇	一〇七,二二八,六三一	九四,四九六,八七一	二四五,三九七	一二,四八六,三六三
四一	一一〇,二六七,五二二	一〇三,七二五,九八九	一四七,一六〇	六,三九四,三七三

四二	二一五,二一三,八八一	二二二,五七四,八一五	五四〇,四九三	二,〇九八,五七三
四三	三七七,五一三,七〇〇	三一〇,九五八,一五九	一三,〇四二,二三八	五三,五一三,三〇三

(農商務省農務局「砂糖ニ關スル調査」)

自明治三十五年 新式工場發達表

工場名	三五年	三六年	三七年	三八年	三九年	四〇年	四一年	四二年	四三年
臺灣製糖會社橋仔頭工場	英 六五〇	六五〇	六五〇	米 六五〇	英 一八〇	六五〇	六五〇	六五〇	六五〇
同 會社阿寮工場				米 六五〇		六五〇	六五〇	六五〇	六五〇
同 會社灣裡工場				米 六五〇		六五〇	六五〇	六五〇	六五〇
同 會社後壁林工場				米 六五〇		六五〇	六五〇	六五〇	六五〇
臺東殖産合資會社製糖場				米 六五〇		六五〇	六五〇	六五〇	六五〇
新興製糖會社				英 六五〇		六五〇	六五〇	六五〇	六五〇
明治製糖蘇莖工場				英 六五〇		六五〇	六五〇	六五〇	六五〇
同 會社蕭廬工場				英 六五〇		六五〇	六五〇	六五〇	六五〇
鹽水港製糖 岩庄内工場				英 六五〇		六五〇	六五〇	六五〇	六五〇
同 會社新營庄内工場				英 六五〇		六五〇	六五〇	六五〇	六五〇
FSD會社工場				英 六五〇		六五〇	六五〇	六五〇	六五〇
東洋製糖水堀頭工場				英 六五〇		六五〇	六五〇	六五〇	六五〇

第二編 第四章 製糖業

三三七

と謂ふべし。實に臺灣糖業は保護に依りて漸く咲き出てし温室の花なり。而して近時漸く生産過剰の兆を呈するや其處分方法として原料糖製造補助を與へて精糖業者に其使用をなさしめ、猶輸出廉賣をも行ふに至る。是れ全く保護政策と矛盾するものに非ずして何ぞ。而して政府の臺灣糖業保護に着手してより茲に十有餘年未だ高價なる保護なくんば一日も安定なる能はざるの状態なり。翻つて事實を調査するに同島は全く甘蔗栽培に適せざるを發見せり。如斯將來自主・獨立の望みなき産業を保護し徒らに國民の利益を害ひ、一部糖業者の私腹を肥やし、進んでは獨占の暴力を振つて下、貧民を虐ぐると同時に醜手段に訴へて上、國政を腐敗せしむ。嗚呼世に一利なくして百害あるもの臺灣糖業保護に如くものあらんやと。

然らば保護に賛成するものは如何。暫く其所説を聞け。曰く、實に反對論者の説くが如く現時臺灣糖業の保護は細大漏さず、實に至れり盡せりと謂ふべし。然れども保護は決して永久的に非ず、幼稚なる産業保育の爲めになす一時的手段なり。産業の進歩發達に伴ひて保護の漸減を圖り遂に獨立し得るに至りて始めて

止む。關稅の如きも全く教育關稅に外ならず。豈保護の爲めに高價なる保護を取てせんや。瓜哇糖業の如きも其幼稚なる時代に在りては政應は無利子の資金を貸與し甘蔗の耕作を強制し賃銀を制限し其他各種の便宜方法を設けて之を保護せるにあらずや。唯に瓜哇のみならず、歐洲諸國皆保護に力を傾注し獨逸の如きは或は輸出戻稅をなし或は輸出獎勵金を交付せるにあらずや。論者或は反問せん。教育保護或は可ならん然れども臺灣糖業保護を始めてより既に十有餘年然かも益々多額高率の保護を要するにあらずや。於茲乎吾人教育的保護の性質を疑はざるを得ずと。然り保護は既に明治三十三年九月臺灣製糖株式會社設立の時に始まりたりと雖も爾來徹々として振はず臺灣製糖及鹽水港製糖の二社を除けば東洋も明治も漸く四十二年末より機械を運轉せしに過ぎず。否鹽水港と雖も四十二年迄は僅に五百五十噸の機械のみにして其他は皆其後の擴張にあり。一言以て之を掩へば臺灣糖業は今猶創業時代に在り。創業時代に於て豈保護を徹廢し得んや。尙論者は臺灣は糖業に適せずとなせども是れ全く無謀の甚だしきものにして、之を實地に就て調査するに其土質に於て氣候に於て、將又雨量に於

て註全く甘蔗の栽培に適し、過去に於て蘭人占有時代、鄭成功治世の頃、糖業の隆々盛なりしは現時進歩の顯著なると相待つて、同島の糖業に適せるを證する好個の左券たらずんばならず。唯之をして發展せしむると否とは一にかへりて其經營方法の如何に左り。其他瓜哇糖に比し生産費の高價なるは事實なり。而して其因つて來る所以を考ふるに多くは原料の高價に基く。而して甘蔗農業に關し大なる缺點を有する我臺灣糖業は將來大に改良の結果十分之に對抗し得るに至るや明かなり。即ち種苗の改良に於て、集約的耕作法採用に於て、排水灌漑の設置完成に於て、肥料使用に於て收穫増加の見込十分なればなり。之を要するに保護は決して其目的にあらざれども幼稚産業教育の爲めには犠牲も亦忍ばざるべからず。徒らに其非を鳴らすよりは寧ろ速に獨立有利の産業たらしむるに勉むること肝要なり。と

註甘蔗栽培に適せる氣温は攝氏十八度三分乃至二十九度四分にして最低五度を超ゆべからず。而して臺灣の氣温は寒き二月に於て北部十三度七分、中部十八度二分、南部十九度六分なり。雨量は夏期に多くして冬期に少なきを要す。而して臺灣は五六七八月即ち夏期に

最も多し。雨量時に足らざることあるも灌漑によりて之を補ふことを得。土質は北部は粘土多きに過ぐるも、南部は沖積土多く甘蔗栽培に必要な石灰及マгнеシヤを含有せり。

以上兩説を紹介したる吾人は將に卑見一言を述べざるべからず。吾人は前者の如く保護を以て百害ありて一利なしとなすの極端を笑ふと共に後者の如く全然樂觀する能はざるなり。以上兩説の依つて分るゝ根本問題は自由放任乎、保護干渉に在り。吾人敢て極端を採る能はずと雖も寧ろ幼稚産業に對する適當の保護を必要となすに左袒せんと欲す。然れども是れ臺灣糖業の將來十分獨立し得る性質を有することを前提とせるの説にして其根本に於て既に不能なる場合に於ては一語を之に費すの必要を認めざるなり。今將來獨立發展し得るものとして其保護を批評せんと欲す。

「臺灣の糖業を興すものは關稅の高率にあらず、保護金の交付にあらず、實に糖業者の獨立自營の大精神にあり」とは某臺灣糖業通の言にして彼尙語を續いて曰く「宜なる哉羅馬を減せしは羅馬にして秦を破りしは六國にあらず。臺灣糖業者

にして其依頼心を去るにあらざれば保護の徹廢を待たずして其衰亡を來たさんと。

吾人は常に教育的保護の必要を認むるものなれども我國現時の臺灣糖業保護に至りては不幸にして賛成し能はざるなり。彼の優渥度に過ぐるの保護に浴し漸く一、二割の配當をなせば既に氣驕りて儉安姑息に流れ、紅燈綠酒の快を貪るの重役多く、満身の熱血を注ぎ以て事業の經營に當る企業家少なく、嘗に彼等に獨立自營の精神を缺けるのみならず糖業百年の基礎を固むるの雄圖なく、ひたすら官府の保護を希ひ、單に一會社の配當を増加し、重役賞與金の多額ならんことを維れ望むの状態なり。最近兩三年暴風雨其他の原因により甘蔗の收穫減少し加ふるに政府の方針變更し保護の程度減少せしかば糖業者の狼狽一方ならず、保護程度引上げの運動に怠りなしと傳ふ。其眞否は茲に明言し得ざれども其單に風聞に終らん事を望むものなり。要之初期に於て幼稚なる産業の保護をなすは主義に於ては賛成なりと雖も其實狀に至りては必ずしも満足を表する能はざるを悲しむ。

第二節 臺灣粗糖「カルテル」

第一 起因

臺灣糖業漸く發達の域に進むや、茲に企業者聯合の運動起り明治四十二年八月精粗兩糖の協定あり、次いで翌年十月臺灣糖業聯合會なるものを組織し全く聯合の體を具ふるに至れり。今其起因を論ずるに當り臺灣糖業の聯合に適せる性質を略述し次に特に之を發生せしめたる動機に關し數言を費さんと欲す。

(A) 臺灣糖業の聯合に適せる性質

臺灣糖業の狀態を通觀するに、(1)事業の性質上莫大の固定資本を放下して大規模に經營するを以て利益とし、(2)各社の生産方法及條件略相等しく其生産品たる分蜜糖は品質種類略同様なる技術的科學的生産品なり、(3)營利心の發動は事業の膨脹を來たし、市場の擴張、生産の多量は需給の調節に困難を感じ従つて過剰生産に陥り易く其結果價格の下落となり、而かも事業の性質上直に之を縮少すること能はざるのみならず、固定資本の大は利子、修繕費、改良費、償却金等の費用多

く競争は遂に各社をして自殺的ならしむ。(4)已に競争に不利にして聯合に利ある性質を有するに加へて高率の保護關稅は外國競争者の侵入を杜絶し、(5)企業者數の少なきと、(6)生産品課稅上の關係より相互監督の便あるとは其成立をして容易ならしむ。

(B) 發生原因

臺灣糖業は始めより優渥其極に達せる厚き保護に浴し創業當時より直に一二割の利益配當をなすもの多く戦後企業勃興後に於ける反動的不況の時代に於て獨り洋々春の如き觀を呈せるは唯臺灣糖業のみなりき。利ある所資本勞力の集中するは自然の情勢にして事業は隆々勃興して遂に生産過剰の兆を顯はすに至りぬ。未だ各社の激烈なる競争なきに早くも將來の難局を見越して過剩糖處分の方法に苦心し遂に聯合にあらざれば事をなす能はざるを悟り豫防的聯合の成立となる。

第二 精粗兩糖の協定

直接消費としての供給既に足り漸く生産過剰を發生せんとせしかば臺灣糖業者の苦心一方ならず如何にして之が處分を行はんかに焦慮せる折柄臺灣總督府は其豫防の手段を畫策し明治四十二年十月上京せる大島民政長官は精粗兩糖業者を招き其調和策を諮ると共に臺灣粗糖を内地精糖の原料たらしむるの必要を慫慂し瓜哇其他外國輸入糖驅逐を以て國家全體の利益なる所以を説きたりしかば其結果再三兩糖業者の交渉を重ね遂に明治四十二年十一月精粗兩糖の協定を見るに至れり。其協定の内容左の如し。

- (1) 臺灣糖業者は明治四十三年一月より三月迄の期間に總量貳拾五萬俵を限度として内地精糖會社に原料を供給すること。
 - (2) 賣買直段は瓜哇斤量一擔につき六圓七拾錢とす。
 - (3) 製糖業者の購買額は其共同販賣率によること。
- 而して此協定に就ては精粗兩糖業者間に於て到底相一致すべからざる溝渠の存在せるものあり。即ち臺灣粗糖は瓜哇糖に比し價格の不廉品質の粗惡是なり。試に内地輸入糖百斤の價を檢せんに當時第一種糖四圓五六十錢第二種糖六圓よ

り六圓五六十錢なり。而して輸入税ありと雖も輸入原料糖戻税の規定により精製の後海外輸出の場合は全部内地消費の用に供せらるゝ場合と雖も第一種糖にして壹圓四十五錢第二種糖壹圓九十五錢の戻税となり殆んど無税に等し。故に價格に於て到底臺灣粗糖の匹敵する所にあらず、而して品質に於ても亦劣等たるを免れざるを以て供給價格低廉なるにあらずんば精糖業者の購入を肯ぜざるは明なる事實なり。然るに粗糖業者は直接消費として供給する場合より約二圓の損失を敢てして供給を承諾せるは如何なる理由に基くか。是れ原料糖製造補助問題の起れる所以なり。

原料糖製造補助とは臺灣粗糖を内地精糖の原料として供給し輸入糖と對抗せしめんが爲めに臺灣總督府の粗糖業者に與ふる補助金にして其程度は第二種糖戻税と同類即ち百斤壹圓九十五錢なり。要之、精粗兩糖協定の問題は原料糖製造補助を得て過剰粗糖を處分せんとするものなり。此種の協定は以後引續き之を實行し粗糖業者間に於て其割當に關し利害の衝突を來たせる場合等之に關する小波瀾なきにあらざれども茲に述ぶるを止め、先づ原料製造補助の及ぼせる影響

研究せん。

(一) 臺灣糖業者に及ぼせる影響 一擔六圓七十錢にて契約し補助金壹圓九十五錢を受け結局八圓六十六錢にて賣却したると同様にて過剰生産の困難を免れたると同時に市價の低落を起さず莫大の利益を受くるものと謂ふべし。

(二) 内地精糖業者に及ぼせる影響 瓜哇糖を輸入して製造戻税を受くる内地精糖業者は何等の利益を受けざるが如くなれども、實は然らず即ち精糖それ自身としては何等の損益なしとするも精糖業者は又同時に粗糖業者たればなり。大日本製糖株式會社の斗六廳下に分工場を有するが如き横濱精糖株式會社の其分身なる増田製糖所を有するが如き是れなり。

(三) 一般國民に及ぼせる影響 既に臺灣糖業保護の爲めに莫大の犠牲を拂へる國民は品質粗悪にして不廉なる砂糖の使用を強制せられ生活費の上騰を來たし不利益を受くること少なからず。

(四) 財政上に及ぼせる影響 由來砂糖消費税の課税は之を製造地に於てなしつゝあり。故に臺灣糖の全生産高に對する消費税は臺灣總督府に於て徴收し之

を臺灣總督府特別會計の歳入に繰入るゝものにして其臺灣糖の大部分が内地に移入せられ内地人の消費する所となるも我一般會計は之によりて消費税を收納する能はざるなり。然るに之に反し若し臺灣糖を原料糖として内地精糖會社に賣却し内地精糖會社が之を製精し精糖として市場に出すに於ては我一般會計に於て初めて之に對し消費税を徴し得べく之と同時に右臺灣原料糖に對しては臺灣總督府は消費税を課するを得ず。されば其結果として臺灣糖二千五百萬斤を原料に供給する時は臺灣總督府の失ふべき砂糖消費税は大要左の如き計算となる。

$$25,000,000 \times 5 = 1,250,000$$

即ち百二十五萬圓の收入減となる。而かも損失は之に止まらず更に右二十萬擔に對し一擔壹圓九十五錢の補助金を交付し之れが爲めに四十八萬七千五百圓を支出せざるべからず。結局百七十三萬七千五百圓の損失となる。但し原料糖製造補助をなす時は彼の直接獎勵金たる原料消費補助(使用甘蔗千斤に付壹圓即ち砂糖百斤に付壹圓餘)を與へざるが故に其金額を差引かざるべからず。今以上を

綜合して列記せれば左の如し。

一 原料糖二十五萬擔に對する補助費	四八七、五〇〇 ^円
二 右に對する第二糖消費税額	一、二五〇、〇〇〇
計	一、七三七、五〇〇
三 此内砂糖百斤に付壹圓の原料消費補助控除	二五〇、〇〇〇
差引總督府收入減	一、四八七、五〇〇

然らば内地一般會計は歳入の増加を來たすやと謂ふに決して然らず。瓜哇糖を原料とするも臺灣糖を以て之に代ふるも其内地精糖會社より徴收する消費税の收入には何等の増減を來たす理由なければなり。要之單に臺灣總督府の損失を忍びて糖業者を利したるのみ。

第二回の協定。前述の如く原料糖供給問題は精粗兩糖に對して利益あるを以て明治四十三年八月第二回の供給契約を締結せり。其要點左の如し。

(1) 内地三精糖會社は臺灣各製糖會社より原料糖壹百萬俵壹億斤を一俵六圓六十五錢の割合にて總價六百六十五萬圓を以て買收すること。但し受渡場所

は下ノ關神戸横濱とす。

- (2) 臺灣鹽水港明治新高高砂大日本ベイン新興東洋の各製糖會社は聯合して製造能力に應じて粗糖を供給すること。
 - (3) 内地三精糖會社は機械製造能力の割合を以て砂糖を買収す。即ち大日本は七割横濱神戸二社は三割を買収す。
 - (4) 右協定は明治四十三年十一月の砂糖製造期より實施すること。
- 依之觀るに供給高據に増大せるを發見すべし。供給量の増大は延いて影響の廣大なるは明かなる事實なり。

第三 臺灣糖業聯合會

明治四十三年以來既に過剰生産の兆を呈せる臺灣糖業も一方歐洲甜菜糖の不作と米國の見越買占とにより瓜哇糖の常に高價を保ちたること、他方原料糖として供給するに至りたるに依り漸く其難關を免がれたれども、將來益生産の過剰を來たすやも計られず、其場合に於て一致の行動をとるの必要あるべく現に原料

糖供給の如き聯合的活動をなしつゝあるを以て、遂に明治四十三年十月臺灣糖業聯合會なるものを組織せり。

臺灣糖業聯合會規約

- 一、名稱 臺灣糖業聯合會と稱す。
- 一、本部 聯合會本部を東京市内に設置す。
- 一、組織 臺灣に於て分蜜粗糖製造場を有する會社又は個人を以て組織す。
- 一、目的 會社共同の利益を保護増進し斯業の進歩發達を計るを以て目的とす。
- 一、信託金、會員は信託金として壓搾能力千噸に付三千圓宛を聯合會に供託し以て聯合會の決議を尊重するの保證たらしむること。
- 一、機關 本會一切の會務は協議會の決議に依り會長之を執行す。
- 一、協議會 聯合會は協議會を開き聯合會員は各自協議員を選定して聯合會議に臨席せしむ協議員は會社にありては其代表者又は主なる使用人より、又個人にありては本人出席せざる場合には使用人より、各三名以内の協議員を選出す。
- 一、役員 會長一名副會長一名會計監督一名主事一名事務員若干名を置く、副會長は當分之を置かず。
- 一、代表者、會長は協議會の議長となり外部に對し本會員全部を代表す。
- 一、入會 入會の申込は協議會に於て無記名投票に依り會員議決權三分の二以上の同意を以て之を決す。

依是觀之、臺灣糖業聯合會は、會社共同の利益を保護増進し斯業の進歩發達を計

るを以て目的とするが故に規約的文面上直に生産の制限、價格の協定、販路の分割輸出廉賣等の如き具體的條項表はれざれども必要に應じて協議會を以て決定し實行を強制し同一行動を採り、本邦に於ける粗糖市場を調節せんとするものなるが故に明に「カルテル」の性質を有す。其實行としては毎月數回の協議會を開き種々決定しつゝあり、而して其重なるものは各社の生産割當を行ふこと、大阪商船、日本郵船及三井物産の三社と製品運賃の協定をなしたること及價格の協定をなしたること等にして各社生産額分配の如きは最近一二年間甘蔗不作の爲め豫定額に達せざるの有様なり。明治四十五年度に於ける割當額を左に示さん。

社名	原料糖	直接消費	義務輸出	合計
臺灣	四五二、五八六	四〇七、三二二	九〇、五一六	九五〇、四二四
鹽水	二二三、〇六〇	二〇〇、七五四	四四、六一二	四六八、四二六
明治	一八一、〇三五	一六二、九二七	三六、二〇六	三八〇、一六八
大日本	一四二、二四一	一二八、〇一六	二八、四四八	二九八、七〇五
東洋	一一三、一四七	一〇一、八三五	二二、六三〇	二三七、六一二
北港	七七、五八六	六九、八三一	一五、五一八	一六二、九三五

社名	原料糖	直接消費	義務輸出	合計
新高	四八、四九一	四三、六四一	九、六九八	一〇一、八三〇
林本	四八、四九一	四三、六四一	九、六九八	一〇一、八三〇
帝國	四八、四九一	四三、六四一	九、六九八	一〇一、八三〇
中央	四八、四九一	四三、六四一	九、六九八	一〇一、八三〇
新興	三二、三二八	二九、〇九七	六、四六六	六七、八九一
斗六	三二、三二八	二九、〇九七	六、四六六	六七、八九一
臺北	三二、三二八	二九、〇九七	六、四六六	六七、八九一
補里	一九、三九七	一七、四六〇	三、八八〇	四〇、七三七
合計	一、五〇〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三、一五〇、〇〇〇

第三節 臺灣粗糖「カルテル」の現状

附糖商「カルテル」

明治三十五年以來優渥なる保護の下に漸く發達し來れる臺灣糖業は日露戦後の會社勃興に伴ひ急劇の進歩をなし、明治四十二三年に至りては漸く過剰生産の傾向をなし、遂に四十三年末臺灣粗糖聯合會の成立となり、各社の共同的利益を圖

らん爲め聯合的行動に出づるに至れり。

然れども其後四十四年及四十五年は收穫豫期の如くならず、四十四年の如きは其豫想高原料糖供給契約高百五十萬俵は原料不足を以て不安を感じ、直接消費の如きも四十四年一ヶ月平均十三萬俵内外なりしに四十五年に入り十五萬俵に増加し而かも其供給に不足を生じ遂に其割當方に關し各社間の紛擾を醸し甚だしきに至りては聯合會無用論を唱ふるものあるに至れり。然らば收穫減少を來たせる眞因如何及之に對する方策如何是れ吾人の次に研究せんとする所なり。

註直接消費として販賣するを最も有利となし、原料糖として供給するもの之に次ぎ輸出最も不利なり故に生産豫定額に達せざる時は既定割當方法を變更せんとし聯合會の紛擾を生じたるものなり。

明治四十四年に於ける收穫減少の原因は其大部、夏期に於ける數回の暴風雨にあるは明かなりと雖も、其他蔗苗の退化を來たし、歩止りの減少せるは砂糖産額上大なる影響を與ふるものにして、其他總督府の方針従前と異なり、土民をして甘蔗栽培を強制せず而して土民は甘蔗栽培を餘り好まざるが故に自然挿蔗の減少と

なりたる等に因るものと謂はざるべからず。不作の後を受けたる翌四十五年は蔗苗一層不良にして、已に不利の状態に在るに加へて米價の騰貴は各蔗園を化して米田となさんとするもの多く、且つ天災の影響亦尠からず、四五月の交早魃引續き甘蔗の發育を妨げ八月に入り豪雨及暴風の來襲あり、水害風害共に甚だしく蟲害も亦幾分影響せしかば、遂に生産額二百五六千萬俵を出でず、頗る困難の状態に在り。今之に對する方策を按ずるに、

(1) 種苗の改良最も必要なり。此問題は總督府及糖業者の決して等閑に附したるに非ず、多大の補助金を與へて之が改良をなすべしと雖も、移植後數年にし遂に退化するものなるが故に常に新苗を移植するの必要あり。殊に四十三年より會社急劇の發展と共に蔗苗の精選に意を用ゆる事少なかりし憾なきにあらざれば今後蔗苗の改良は最も意を注ぐの必要あるべし。

(2) 根本的治水を圖り排水灌漑を怠るべからず。

(3) 土民を教育して耕作法の改良肥料の使用を十分ならしめざるべからず。

(4) 原料供給を十分ならしめざるべからず。此問題に關し土地を買収し蔗園を

會社の經營に移さざるべからずと論ずるものあり。然れども是れ現下の處單に理想に止まりて實行に不可能なるの歎を免がれざるべし。即ち土地買収は固定資本の巨額を要し而かも地價の昂騰を來たす憂あり。而して或る論者は曰く總督府をして土地收用法の如きを發布せしめ之を買収するに如かずと。然れどもこは餘りに無暴にして實行不可能を虞る。斯る不自然なる人爲の方策より寧ろ前述の如き方法を以て其收獲の増加を圖り且つ買入價格引上げを行ひ栽培者をして有利なりと信ぜしむること最も肝要なりと信ずるものなり。徒らに官府の保護を待みて自營の精神なきは糖業者現下の通弊なり。本邦糖業者たるもの今にして覺醒せずんば遂に温室の美花、一朝にして萎るゝの悲運に遭遇せん。

糖商カルテル

明治四十三年三井物産増田屋鈴木商店安部商店大阪糖業會社等内地に於ける有力なる糖商間に聯合的規約の締結を見たり。其大要左の如し。

- (1) 明年(明治四十四年)二月迄臺灣赤糖を内地に移入せざること。
- (2) 本契約調印者にして此規約に反する場合は各自保證金として提供せる金額

壹萬圓を沒收すると同時に該違約者に對し他の調印者は砂糖の種類如何に拘らず一切取引を爲さざること。

- (3) 右調印者中より委員を選定し他の同業者に交渉し本規約加盟を勧誘すること。

- (4) 若し他の移出同業者にして前項の勧誘に應ぜざる時は調印者は臨機の状態を採ること。

- (5) 一般糖價維持の爲め臺灣分蜜糖の移出時期も遅延せしむる必要あるを以て本年十二月若しくは明年一月迄分蜜糖を内地に移出せざること臺灣各製糖會社に交渉すること。

依是觀之如斯一時的規約を以て直に「カルテル」と稱し得るや否頗る疑なき能はず。然れども聯合的規約を以て需要供給の調節を謀り其均衡を保ち市場を支配せんとの目的に出でたる一現象たることは否定すべからざる事實なり。

抑も純賣買業に於ては其性質固定資本の必要大ならず市況に應じて之に適應する彈力を有し、且つ同業者の數多きと其發生の容易なると將又競争能力の大な

るとは相倚り相救けて「カルテル」的運動の發生を困難ならしめ且つ時に其發生を見るも規約履行に困難を感ずるものなり。

然れども本邦糖商間に於ては其趣自ら異なるものあり。即ち糖商は大會社大商人にして或る小數者の獨占到歸し其取引は大量にして容易に競争者の發生を來たすこと能はず。而かも其多くは各製糖會社の大株主にして臺灣糖業者より特別の便利を受け得るが故に同業者の利害一致し聯合組織の上に於て甚だ容易なる事情あること是れ也。而して當時の市況を見るに臺灣赤糖は改正消費税により努めて低級の課税に浴せんとして殊更に色相を劣惡にせると財界不振との關係上端境期に瀕せしにも拘らず京濱市場に於て尙七十萬俵内外の停滯品を存し賣行捗々しからず市價一時十一、二圓臺を往來せしも當時九圓臺に下落し動もすれば尙一層下落せんとするの傾向を示す折柄更に新分蜜糖の移入を見んか之が壓迫を受けて到底下落を免れず又分蜜糖にするも當時三十萬俵内外の持越品を存し而かも續々新糖移入の時期なりしかば相當の價格維持に困難を感じ臺灣航路の性質上冬春二期に於て速に輸送せざるべからざる結果として供給量の俄

然市場に堆積し益市價を壓迫するの關係あり。故に此際移入糖を抑制して需給の均衡を圖り以て停滯品を徐々に處分せんとし遂に如上の糖商「カルテル」を發生せるものなり。而して此協定は其後着々效を奏し市價の下落を見ずして止みたり。是れ勿論歐洲甜菜糖の不作米國の見越輸入等の爲めに瓜哇糖の高價なりしこと及臺灣糖不作の報ありしとに因るものなりと雖も亦以て「カルテル」の效果大なりしは疑を容れざるなり。

參考資料

日本糖業政策(堀宗一)日本糖業新論(池田貫通)

日本の糖業(木村増太郎)砂糖に関する調査(農商務省)

臨時臺灣糖務局年表 東洋經濟新報 當業者の談

第五章 麥酒業 (三會社の合同)

第一節 合同以前の麥酒業

現今、本邦に於ける麥酒業の狀勢を見るに、年産額査定石數十八萬石内外に達し、内七割四分は大日本麥酒株式會社之を占め、殘二割六分は「キリン」「カブト」兩麥酒株式會社の生産にかゝる。其他日の出麥酒、淺田麥酒等一、二小會社あれども、麥酒業現下の大勢に對し殆んど影響する所なし。而して大日本麥酒株式會社は、元、北海道に於ける札幌麥酒、東京に於ける惠比壽麥酒、大阪に於ける旭麥酒の三會社合同により成れるものなるを以て、吾人及麥酒業合同を研究するに當り、先づ三會社の沿革を知らざるべからず。

第一 札幌麥酒株式會社

明治九年九月、札幌北二條東二丁目に建設せられたる一醸造所は、則ち札幌麥酒

株式會社の前身にして、當時、故黒田伯開拓使次官として任に北海道に在り。夙に同道産業開發に勉め、百方手段を講じつゝありしが、麥酒の原料たる大麥及葎草、忽布が其地味氣候に適せるを發見し、茲に麥酒醸造を企て、多年獨逸に遊び麥酒醸造術を研究せる中川清兵衛氏を聘して業務擔當者とし、遂に前記一醸造所を設立するに至りぬ。當初先づ米國種大麥を原料となし、獨逸冷製法に依りて二百石を醸せしに其成績良好なりしを以て、茲に麥酒業經營發展の策を講じ原料獲得に腐心し、爾來大麥の改良を圖らんが爲め米獨二國より麥種を購入し、或は官圃に播種し、或は廣く農家に配布して其栽培を獎勵し、葎草も十年四月札幌區内に一萬四千二百餘坪を劃して之を栽培し、遂に麥酒原料をして北海道より産出せしむるの方針を確立せり。他方に於ては設備及技術も亦漸次整備し、來り明治十三年には八百五十石を造りて東京に送り、茲に初めて札幌麥酒の名世に知らるゝに至れり。明治十五年開拓使の廢止と共に一時農商務省の管下に屬し、或は物産局、或は工業局の管理を受け、明治十九年新に北海道廳の設置さるゝに及び、同廳の所管に歸し、次いで、同年舊開拓使の遺業悉く民間に移るさゝの機に際し、該業亦一時大倉組の

有に歸しぬ。當時本邦に於ける麥酒の需要は未だ甚だ大なりと謂ふを得ざりしが、輸入は漸次増加の趨勢を示し年額三四十萬圓に達し、麥酒業の前途大に有望なりしを以て、淺野總一郎氏率先して、一大麥酒會社を設立せんとしたり。由來事業勃興の當初に於ては數會社分立續出し、其經營甚だ困難となり却つて、斯業發展の進路を妨ぐるものあるは各種の事業に於て其挨を一にする所也。於茲乎濫澤男爵は其分立競争の不利を未然に防がんとし、淺野大倉兩氏に説くに共同經營の事を以てしたり。其結果明治二十一年、濫澤大倉淺野の三氏發起人となり、前記の大倉組麥酒醸造所を基礎として、資本金七萬圓を以て株式會社を設立し、鈴木恒吉氏常務取締役として經營の任に當り、中川清兵衛氏依然醸造を擔任し、其他北海道廳にて備入れたる獨逸人醸造技師専ら醸造法の改良に盡力し、其成績漸次良好に趨きぬ。然れども機械總て設立當初のものにして甚だ舊式なりしを以て明治二十三年三月資本金拾萬圓に増加し、新式機械を購入すると共に工場の改築に着手し、明治廿六年三月設備の擴張工事を告げ、從來全力を傾注するも猶一ヶ年千石を醸造し得るに過ぎざりしを今や容易に二千五百石を製造し得るに至れり。其

後幾許もなくして日清の役起り内地との海運全く杜絶したる爲め經營上多大の打撃を蒙り事業大に沈滞の悲境に陥り遂に九萬一千七百圓に減資するの已を得ざるに至りしが、明治二十七年役員改選の結果從來北海道炭鑛鐵道會社取締役なりし植村澄三郎氏事務取締役となり、銳意事業の恢復發展に盡力せり。時恰も我軍海に陸に連戰連捷を得、人氣大に興奮し、經濟界頗に活氣を帯び爲に麥酒の需要激増し前途甚だ有望の觀ありしを以て、時至れりとなし、各地に賣捌所を増設し、廣告手段を用ひて販路の開拓に勉めたり。其結果創業以來未曾有の好成績を擧げ遂に十三萬圓に増資し、次いで廿九年三月更に三十萬圓となし、工場及酒窖の増築、大麥貯藏倉庫瓶裝場の新築、麥芽製造所の新設を行ひ、更に販路擴張の爲め東京及び大阪に出張店を設け、盛に事業の發展につとめたり。然るに各地の需要は益々増加の傾向ありしを以て、翌三十二年更に資本金を倍加して六十萬圓となし、別に社債二十萬圓を募集して、東京吾妻橋々畔に一大工場を設立し、三十六年四月竣工益々事業の發展に勉めたり。而して他方に於ては、惠比壽及旭兩麥酒會社も亦漸く發達し來りたれば、茲に三會社の競争愈々激烈を極むるに至れり。